
平成31年 第1回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成31年3月5日

閉会 平成31年3月20日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (3月5日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	3
○諸 般 の 報 告	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第 2 議会運営委員長報告	3
○日程第 3 会期の決定について	4
○日程第 4 行政報告	4
○日程第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について	6
○日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告について (東1線排水路整備工事 (H29 国債) 請負契約の変更について)	6
○日程第 7 報告第 3号 議員派遣結果報告について	7
○日程第 8 議案第10号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算 (第11号)	7
○日程第 9 議案第11号 平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	12
○日程第10 議案第12号 平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	13
○日程第11 議案第13号 平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第4号)	14
○日程第12 議案第14号 平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第5号)	19
○日程第13 議案第15号 平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)	20
○日程第14 議案第16号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)	21
○日程第15 議案第17号 平成30年度上富良野町水道事業会計補正予算 (第2号)	22
○日程第16 議案第18号 平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第4号)	23
○日程第17 議案第27号 東1線排水路整備工事 (H30 国債) 請負契約の締結について	24
○日程第18 議案第28号 南部地区土砂流出対策工事 (ベベルイ川) (H30 国債) 請負契約の締結について	24
○日程第19 議案第30号 上富良野町道路線の廃止について	25
○日程第20 議案第31号 上富良野町道路線の認定について	25
○散 会 宣 告	25

目 次

第 2 号 (3月6日)

○議 事 日 程	29
○出 席 議 員	29
○欠 席 議 員	29
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	29
○議会事務局出席職員	29
○開 議 宣 告	30
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	30
○日程第 2 議会運営委員長報告	30
○日程第 3 執行方針	30
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君	
○日程第 4 議案第 1号 平成31年度上富良野町一般会計予算	30
○日程第 5 議案第 2号 平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	30
○日程第 6 議案第 3号 平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	30
○日程第 7 議案第 4号 平成31年度上富良野町介護保険特別会計予算	30
○日程第 8 議案第 5号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	30
○日程第 9 議案第 6号 平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	30
○日程第10 議案第 7号 平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	30
○日程第11 議案第 8号 平成31年度上富良野町水道事業会計予算	30
○日程第12 議案第 9号 平成31年度上富良野町病院事業会計予算	30
○予算特別委員会の設置について	54
○休 会 の 議 決	54
○散 会 宣 告	54

目 次

第 3 号 (3月12日)

○議 事 日 程	5 7
○出 席 議 員	5 7
○欠 席 議 員	5 7
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	5 7
○議会事務局出席職員	5 7
○開 議 宣 告	5 8
○諸 般 の 報 告	5 8
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	5 8
○日程第 2 町の一般行政について質問	5 8
1 3 番 村 上 和 子 君	5 8
1 人口減少に歯どめをかける人口減少対策課の設置し、ターゲットを絞った政策で効果を	
2 上富良野教育委員会での小中学校における児童生徒のスマートフォンの運用方針について	
9 番 荒 生 博 一 君	6 4
1 パブリック・コメント制度の現状と改善策について	
2 上富良野町農業・農村の現状と課題について	
3 十勝岳ジオパーク構想の今後について	
1 0 番 高 松 克 年 君	7 3
1 地域農業の将来像について	
1 2 番 中 瀬 実 君	8 0
1 予約型乗合タクシーの現状と課題について	
2 上富良野高校の現状維持に向けての課題と新たな支援策について	
○散 会 宣 告	8 7

目 次

第 4 号 (3月13日)

○議 事 日 程	8 9
○出 席 議 員	8 9
○欠 席 議 員	8 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	8 9
○議会事務局出席職員	8 9
○開 議 宣 告	9 0
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	9 0
○日程第 2 町の一般行政について質問	9 0
1 1 番 米 沢 義 英 君	9 0
1 自衛官募集事務について	
2 病院、拠点施設の建設について	
3 町立病院、老人保健施設の人員確保について	
4 子ども読書推進計画と図書館新設について	
1 番 中 澤 良 隆 君	9 8
1 人口減少対策について	
2 災害ボランティアセンターとの連携強化について	
3 番 佐 川 典 子 君	1 0 5
1 ハラスメントを少なくする施策を	
2 「ネット依存」予防の施策について	
3 若年層の投票率向上に向けて	
○休 会 の 議 決	1 1 1
○散 会 宣 告	1 1 1

目 次

第 5 号 (3月20日)

○議 事 日 程	1 1 3
○出 席 議 員	1 1 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 1 3
○議会事務局出席職員	1 1 4
○開 議 宣 告	1 1 5
○諸 般 の 報 告	1 1 5
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	1 1 5
○加配第 1 議会運営委員長報告	1 1 5
○日程第 2 予算特別委員会付託	1 1 5
議案第 1号 平成31年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2号 平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3号 平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4号 平成31年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6号 平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 7号 平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 8号 平成31年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9号 平成31年度上富良野町病院事業会計予算	
○加配第 2 議案第35号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第12号)	1 1 6
○日程第 3 議案第19号 使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例	1 1 7
○日程第 4 議案第20号 上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例	1 2 1
○日程第 5 議案第21号 上富良野町青少年海外派遣人材育成事業資金貸付条例	1 2 2
○日程第 6 議案第22号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	1 2 4
○日程第 7 議案第23号 富良野広域連合規約の変更について	1 2 5
○日程第 8 議案第24号 上富良野町財政調整基金の一部支消について	1 2 6
○日程第 9 議案第25号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	1 2 7
○日程第10 議案第26号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	1 2 7
○日程第11 議案第29号 上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託 に関する協定の変更について	1 2 8
○日程第12 議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 2 9
○日程第13 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 2 9
○日程第14 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 2 9
○日程第15 発議案第1号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	1 3 0
○日程第16 発議案第2号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	1 3 1
○日程第17 発議案第3号 町長の専決事項の指定について(上富良野町税条例の一部を改 正する条例)	1 3 1
○日程第18 発議案第4号 町長の専決事項の指定について(上富良野町国民健康保険税条 例の一部を改正する条例)	1 3 2
○日程第19 閉会中の継続調査申し出について	1 3 2
○閉 会 宣 告	1 3 5

第 1 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成31年度上富良野町一般会計予算	3月20日	原 案 可 決
2	平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月20日	原 案 可 決
3	平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3月20日	原 案 可 決
4	平成31年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月20日	原 案 可 決
5	平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月20日	原 案 可 決
6	平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月20日	原 案 可 決
7	平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月20日	原 案 可 決
8	平成31年度上富良野町水道事業会計予算	3月20日	原 案 可 決
9	平成31年度上富良野町病院事業会計予算	3月20日	原 案 可 決
10	平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）	3月5日	原 案 可 決
11	平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	3月5日	原 案 可 決
12	平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	3月5日	原 案 可 決
13	平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）	3月5日	原 案 可 決
14	平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）	3月5日	原 案 可 決
15	平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	3月5日	原 案 可 決
16	平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	3月5日	原 案 可 決
17	平成30年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）	3月5日	原 案 可 決
18	平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）	3月5日	原 案 可 決
19	使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例	3月20日	総務産建常任 委員会付託
20	上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例	3月20日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 1	上富良野町青少年海外派遣人材育成事業資金貸付条例	3月20日	原 案 可 決
2 2	上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	3月20日	原 案 可 決
2 3	富良野広域連合規約の変更について	3月20日	原 案 可 決
2 4	上富良野町財政調整基金の一部支消について	3月20日	原 案 可 決
2 5	上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	3月20日	原 案 可 決
2 6	十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	3月20日	原 案 可 決
2 7	東1線排水路整備工事（H30国債）請負契約の締結について	3月5日	原 案 可 決
2 8	南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H30国債）請負契約の締結について	3月5日	原 案 可 決
2 9	上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の変更について	3月20日	原 案 可 決
3 0	上富良野町道路線の廃止について	3月5日	原 案 可 決
3 1	上富良野町道路線の認定について	3月5日	原 案 可 決
3 2	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月20日	同 意 可 決
3 3	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月20日	同 意 可 決
3 4	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月20日	同 意 可 決
3 5	平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）	3月20日	原 案 可 決
	執 行 方 針	3月6日	
	行 政 報 告	3月5日	
	町の一般行政について質問	3月12日 3月13日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	3月5日	報 告
2	専決処分の報告について (東1線排水路整備工事(H29国債)請負契約の変更について)	3月5日	報 告
3	議員派遣結果報告について	3月5日	報 告
	発 議		
1	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	3月20日	原 案 可 決
2	上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	3月20日	原 案 可 決
3	町長の専決事項の指定について (上富良野町税条例の一部を改正する条例)	3月20日	原 案 可 決
4	町長の専決事項の指定について (上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	3月20日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	3月20日	原 案 可 決

平成31年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成31年3月5日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 3月5日～20日 16日間
第 4 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 米田 末範 君
第 6 報告第 2号 専決処分の報告について
(東1線排水路整備工事(H29国債)請負契約の変更について)
第 7 報告第 3号 議員派遣結果報告について
第 8 議案第10号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)
第 9 議案第11号 平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
第10 議案第12号 平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
第11 議案第13号 平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)
第12 議案第14号 平成30年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算(第5号)
第13 議案第15号 平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
第14 議案第16号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
第15 議案第17号 平成30年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)
第16 議案第18号 平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算(第4号)
第17 議案第27号 東1線排水路整備工事(H30国債)請負契約の締結について
第18 議案第28号 南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H30国債)請負契約の締結について
第19 議案第30号 上富良野町道路線の廃止について
第20 議案第31号 上富良野町道路線の認定について

○出席議員（12名）

1番	中澤 良隆 君	2番	岡本 康裕 君
3番	佐川 典子 君	4番	長谷川 徳行 君
5番	今村 辰義 君	8番	竹山 正一 君
9番	荒生 博一 君	10番	高松 克年 君
11番	米沢 義英 君	12番	中瀬 実 君
13番	村上 和子 君	14番	西村 昭教 君

○遅参議員（1名）

6番 金子 益三 君

○欠席議員（1名）

7番 北條 隆男 君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	石田 昭彦 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
農業委員会会長	青地 修 君	会 計 管 理 者	林 敬永 君
総 務 課 長	宮下 正美 君	企画商工観光課長	辻 剛 君
町民生活課長	北越 克彦 君	保健福祉課長	鈴木 真弓 君
農業振興課長	狩野 寿志 君	建設水道課長	佐藤 清 君
農業委員会事務局長	大谷 隆樹 君	教育振興課長	及川 光一 君
ラベンダー・ハイツ所長	北川 和宏 君	町立病院事務長	北川 徳幸 君

○議会事務局出席職員

局
主

長 深 山 悟 君
事 大 井 千 晶 君

次

長 岩 崎 昌 治 君

午前 9時00分 開会
(出席議員 12名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は12名でございます。

これより、平成31年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎表彰状の伝達

○事務局長(深山 悟君) 御報告いたします。

平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長より、西村昭教議長に対し、北海道町村議会議長会会長として、本会の発展に尽力された功績により、表彰状と記念品が、また平成31年2月25日、北海道町村議会議長会創立70周年記念式典の挙行に際し、北海道町村議会議長会会長より西村昭教議長に対し、会長職の役員として会務運営に寄与貢献された功績により、表彰状が届いておりますので、ただいまより当議場において伝達をさせていただきます。

演壇の前におきまして、伝達をいただきたいと思います。

西村議長と村上副議長におかれましては、演壇前をお願いいたします。

○副議長(村上和子君) 表彰状。

北海道町村議会議長会、西村昭教殿。

あなたは、町村議会議長会会長として、多年にわたり、本会発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日。全国町村議会議長会会長、櫻井正人。

本当に、おめでとうございます。(拍手)

○議長(西村昭教君) 以上で、表彰伝達を終わります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本定例会は、3月1日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報

告、議会運営委員長から、議員派遣結果の報告の提出がありました。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

町長から、本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出があり、その資料として行政報告とともに、平成30年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

また、議案27号東1線排水路整備工事(H30国債)請負契約の締結について及び議案第28号南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H30国債)請負契約の締結につきましては、本日議案を配付させていただいたところです。

欠席等の議員の報告をいたします。6番金子議員から、一身上の都合により、本日の定例会に遅参する報告、また7番北條議員から、一身上の都合により、欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

なお、選挙管理委員会委員長につきましては、3月13日に出席を求めています。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 中 瀬 実 君

13番 村 上 和 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長(西村昭教君) 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期、日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長(佐川典子君) 平成31年第1回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

去る2月15日及び2月28日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました4件の陳情、要望の

取り扱いについて審議いたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案34件、報告案件1件、議長からの報告案件2件、議員からの発議案件4件であります。

これらの状況を考慮し、3月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から3月20日までの16日間と決定いたしました。

次に、提案議案の審議についてであります。議案第1号平成31年度上富良野町一般会計予算から議案第9号平成31年度上富良野町病院事業会計予算までの9件については、予算特別委員会に付託し、本会議休会中に審査を行うことといたしました。

また、議案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例については、総務産建常任委員会に付託し、会議規則第71条の規定により、厚生文教常任委員会と協議して、連合審査会を開催して審査を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（西村昭教君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日までの16日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席をいた

き、まことにありがとうございます。

また、先ほどは、西村議長が全国町村議長会会長様より表彰をいただきましたことは、長年の議長としての御活躍が認められたものでございまして、御本人はもとより、町といたしましても大変誇りに感じるところでございます。ますますの御活躍を心から御祈念申し上げますとともに、その御努力に敬意を表するところでございます。

さて、この機会に、昨年12月定例町議会以降におきます町政執行の概要について、御報告させていただきます。

初めに、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。2月20日から21日の2日間、十勝岳火山防災協議会の主催により実施いたしました。訓練実施に当たっては、旭川地方気象台、陸上自衛隊、北海道警察、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署、消防団など、多数の関係機関に御参加、御協力をいただくとともに、本年も上川総合振興局に現地合同本部が設置され、「Web会議」にて本部会議を実施したところであります。

今回の避難訓練では、1日目の避難所運営訓練も含め、町内全域で21カ所の避難所を開設し、うち住民会自主防災組織、事業所による独自の訓練を行いました。12カ所の避難所において、298世帯412人の参加をいただいたところであります。

関係機関による訓練では、災害時避難行動要支援者輸送訓練及び避難指示区域内の未避難者確認訓練を実施いただきました。各防災関係機関の御協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

次に、自衛隊関係であります。12月18日に「新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画」が閣議決定され、1月15日に北海道防衛局から計画の骨子について説明を受けたところであります。

このような中、2月7日から8日、また2月15日から16日にかけて、富良野地方自衛隊協会及び同上富良野支部によります「上富良野駐屯地現状規模堅持更なる拡充を求める要望」を、基地対策関係では、1月28日から29日に、上富良野町基地対策協議会によります「防衛施設周辺整備対策等に関する要望」を防衛省及び関係国会議員に行ってまいりました。また、各部隊行事、協力団体行事につきましても参加させていただいたところであります。

次に、冬の観光イベントについてであります。昨年の大みそかから元旦にかけて、第32回となる「北の大文字」が行われ、大文字のかがり火と華麗な冬の花火の中、御来場いただいた約1,200人の皆様とともに、十勝岳の静穏と町民の幸せを

祈念したところであります。

また、2月3日、本年度で55回目となる「かみふらの雪まつり」を日の出公園を会場に開催し、当日は天候にも恵まれ、2,500人を超える町民の皆様にご来場いただきました。

会場には、上富良野駐屯地第2戦車連隊制作によるミニオンズ大雪像を初め、商工会青年部制作の滑り台、役場職員互助会や十勝岳ジオパーク推進協議会制作による雪像等も披露され、子どもから大人までが参加できる多様なアトラクションとともに、楽しい冬の日を過ごしていただきました。

雪像制作やイベントの運営はもとより、御支援、御協賛をいただいた各機関・団体・事業者の皆様にご感謝を申し上げます。

次に、町税等の収納対策についてであります。今年度の取り組み状況については、1月末現在において、国税徴収法に基づく預金調査、給与調査等の財産調査を実施し、所得税還付金、普通預金、給与など、合計48件の差し押さえを執行し、609万7,682円を換価収納したところであります。

この間、納税相談を実施し、12月期までに現年度分の未納704件に対し、納税催告を行うなど、納税の推進を図ってまいりました。

次に、平成30年分所得税の確定申告の受け付けについてであります。2月18日から3月15日までの間、また、消費税及び地方消費税の確定申告については、2月18日から4月1日までの期間で実施しており、申告者の皆様がスムーズに申告できるよう、所得税の申告と同時に受け付け、相談の対応を図っているところであります。

次に、クリーンセンターの排出ガス測定の結果についてであります。ダイオキシン類については、昨年4月と11月に行った測定では、A系、B系ともに町独自で定める基準値の5ナノグラムを大きく下回る結果となっております。

また、大気汚染防止法の改正に伴い、今年度から義務化された水銀濃度については、昨年4月の測定でA系、B系ともに国の定める基準値の50マイクログラム以下でしたが、11月に行った結果では、A系で基準値を超える73マイクログラムが検出されましたことから、3回の再測定を実施し、そのいずれにつきましても、基準値を大きく下回り、安全性が確認されたところであります。

今後、可燃ごみの中に電池類や旧式体温計など水銀を含む廃棄物が混入しないよう、住民への周知を図るとともに、施設の安心・安全な管理運営に努めてまいります。

次に、冬季の健康づくりについてであります。健康づくり推進のまち宣言強化月間事業として、冬

期の運動不足解消を目的に、社会教育総合センターと保健福祉総合センターにおいて健康づくり共通利用券を発行したところであります。

利用券には、233人の申し込みをいただき、1月15日から2月15日までの1カ月間において、延べ1,252人の方が利用されたところであり、また、事前にインボディーを測定された方80人に対しましては、1カ月後の測定を実施し、健康相談を通じて今後の健康づくりに活用いただいているところであります。

次に、臨時福祉生活支援事業についてであります。特に灯油価格が高値で推移していることなどから、高齢者・障害者・ひとり親世帯の低所得世帯を対象に、臨時的な措置として生活支援のための給付事業を実施したところであります。1月31日まで申請受け付けを行い、174件について決定し、総額174万円分の商品券を交付したところであります。

次に、成人式についてであります。1月13日、保健福祉総合センターかみんにおいて、町議会議員を初め来賓各位の御臨席をいただき、新成人71名の出席のもと、式典を挙行いたしました。

式典では、東中清流獅子舞保存会と上富良野安政太鼓保存会による町の伝統芸能、また大蔵流吉次郎狂言会による狂言が披露され、出席者の皆様とともに新成人の門出を祝福したところであります。

次に、第8回青少年国内交流事業についてであります。1月8日から11日までの4日間、小学生23名、子ども会リーダーの中高生2名と引率者4名の計29名が、友好都市の三重県津市を訪問いたしました。訪問先では、関係者の温かい歓迎を受け、安東小学校での交流のほか、市内の施設見学などを行い、津市と本町とのつながりを学ぶ有意義な交流となったところであります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍についてであります。旭川実業高校サッカー部の一員として、江嶋直樹さんが12月31日からの全国高等学校サッカー選手権大会に出場しました。

また、旭川永嶺高校吹奏楽の一員として、伏見向葵さんが2月16日に第18回マーチングステージ全国大会に出場、さらに富良野緑峰高校商業クラブの渡辺香織さん、小林麻衣さん、加藤凜さん、小泉雅さんが、1月20日に第22回全日本電卓競技大会に出場を果たしたところであります。

さらに、旭川龍谷高校陸上部の鈴木くるみさんが東京オリンピック陸上女子4×100メートルリレー日本代表候補選手に最年少で抜擢され、ナショナルチームの強化合宿に参加しております。

児童生徒の健闘と活躍をたたえとともに、今後

のさらなる活躍を期待するところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります
が、12月定例町議会で報告以降に入札執行した建設
工事は、2月25日現在、件数で3件、事業費総
額で1億3,669万5,600円、本年度累計では
58件、事業費総額8億4,815万6,400円と
なっております。

詳細につきましては、お手元に平成30年度建設
工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高
覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を
終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第1号監
査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員
より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査・例月現金出
納検査結果の御報告をいたします。概要のみ申し上
げますので、御了承賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告申し上げ
ます。

1ページ、2ページをごらんください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期
監査を執行しましたので、同条第9項の規定によ
り、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、町民生活課、企画商
工観光課所管の財務事務を監査の対象として、平成
30年12月18日、19日、20日の3日間及び
教育振興課所管の財務事務を監査の対象として、平
成31年1月17日、18日の2日間、平成30年
度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行
状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部
を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書な
ど関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出し
て点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職
員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしまし
た。

また、企画商工観光課所管の補助事業のうち、実
施機関である上富良野町商工会の財務事務に関し
ても、関係職員から内容等の説明を受け、聴取も行
い監査しました。

監査の結果を申し上げます。

町民生活課、企画商工観光課、教育振興課所管の
抽出により試査した財務に関する事務は、おおむね
適正に執行されていると認められました。

次に、3ページから16ページの例月現金出納検
査の結果について、御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、
例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第
3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成30年度11月分から1月分について、概要
並びに検査結果を一括して報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、
いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示す
とおりであり、現金は適正に保管されていることを
認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたも
のと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、15ページ
にございますので、参考としていただきたいと思います。

以上、監査・例月現金出納検査の結果の御報告と
いたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質
疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これを
もって、本件の報告を終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第2号専決
処分報告について（東1線排水路整備工事（H29
国債）請負契約の変更について）報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いた
だきました専決処分に関する報告第2号東1線排水
路整備工事（H29 国債）請負契約の変更について
の経過報告を説明させていただきます。

本工事は、防衛省の補助により、上富良野駐屯地
拡張に伴います洪水被害の防止を目的とした排水路
整備工事を行っており、平成30年3月6日に議決
を賜り、工期を平成31年2月22日までとし、高
橋建設株式会社により施工され、このたび現場不符
合があったことから設計変更を行ったところであり
ます。

設計変更の内容につきましては、1点目は、水路
土工内のり面成型及び張芝工の数量精査による減
額と、2点目は、工事残土の受け入れ地の変更によ
ります増額と、3点目は、流入箇所を増やす
注水枘等の増額と、4点目は、暗渠工の箇所の増額
と、5点目は、既設水田の落口工の変更によります
減額と、6点目は、構造物撤去に伴いますコンク
リートからの処分費の増額となり、以上6点の増減
内容について確認し、北海道防衛局と協議を行いました。

承いただきましたことから、平成31年1月17日付の専決処分により、41万4000円を増額する契約変更を行ったものであります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第2号。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、東1線排水路整備工事（H29国債）請負契約の変更について。

専決処分書。

東1線排水路整備工事（H29国債）請負契約の締結（平成30年3月6日議決を経た議案第19号に係るもの）を、次により変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月16日、上富良野町長向山富夫。

記。

変更する事項。

契約金額（変更前）5,545万8,000円。

（変更後）5,586万8,400円。

以上、報告といたします。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第3号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長（佐川典子君） 報告第3号につきまして、提出書の朗読をもって報告いたします。

議員派遣結果報告書。

平成30年第4回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

平成31年2月28日、上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、佐川典子。

記。

件名、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく訓練活動。

1、調査及び研修の経過。

平成31年2月21日、平成30年度十勝岳噴火総合防災訓練実施に合わせ、上富良野町議会としても災害対策支援本部の設置訓練等を実施し、議員11名が参加した。

2、調査の結果。

（1）非常招集訓練。

町災害対策本部設置に伴い議会災害対策支援本部を設置し、議員の招集伝達及び参集訓練を行った。9時に議長から電話による招集伝達を順次議員において行い、9時42分に役場庁舎3階議員控室に11名が参集した。

その後、町災害対策本部委員である議会事務局長より町対策本部で協議されている災害状況、災害対応状況等の報告を受けた。

（2）災害対策本部等会議の視察。

富良野広域連合上富良野消防署2階大会議室において、関係機関連絡調整会議を視察し、町が各防災関係機関との災害対応等を確認・協議している状況を視察した。

（3）避難所の視察。

保健福祉総合センターかみんにおいて、住民の避難訓練、避難所開設状況及び避難所内での大町住民会による災害避難・災害教育等の実施状況を視察した。

（4）まとめ。

上富良野町議会における災害発生時の対応要綱（平成30年12月6日決定）制定後、初めて町議会として非常招集訓練の実施や町及び住民の防災訓練の視察など、所期の訓練目的を果たすことができた。

今後、さらに対応要領に基づく災害対応を迅速に行うため、訓練の継続や訓練で明らかになった課題などを総括して、熟度を高めていく必要がある。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって、本件の報告を終わります。

◎日程第8 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第10号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第10号平成30年度上富良野町一般会

計補正予算（第11号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、議会広報誌印刷製本費を含む7件について、債務負担行為の追加をお願いするとともに、東1線排水路整備事業を含む3件について、事業費の確定に伴い、債務負担行為の限度額の変更をするものであります。

2点目は、町営住宅整備を含む7件について、事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更するものであります。

3点目は、国の補正予算に伴い、経営体育成基盤整備事業、島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業、上富良野地区道営農村地域防災減災事業及び北17号道路道営農地整備事業の実施に係る事業費の補正と合わせて、繰越明許費の追加及び地方債の追加をお願いするものであります。

4点目は、国の補正予算に伴い、地域介護、福祉空間整備事業について、社会福祉施設等への非常用自家発電設備整備が追加されたことに伴い、町内民間施設2施設及びラベンダーハイツにおいて、当該補助事業を利用した発電機等の整備を行うことから、その所要額の補正及び繰越明許費の追加をお願いするものであります。

合わせて、町立病院におきましても、町単独費において発電機を整備することから、所要の補正をお願いするものであります。

5点目は、国の補正予算に伴う担い手確保、経営強化支援事業について、町内2事業所が採択されたことから所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、各認定こども園入所者の確定見込みに伴い、国、道の負担金及び教育保育給付費について所要の補正をお願いするものであります。

7点目は、除排雪費用につきまして、これまでの降雪状況により、既に既定予算を執行し、この間、予備費をもって対応してきておりますが、今後の期間における除排雪作業に要する費用について所要の補正をお願いするものであります。

8点目は、ふるさと応援モニター事業及びモニター事業以外のふるさと応援寄附について、12月補正予算及び本年1月補正予算に計上したものを以降に、これまで町に寄せられました寄附について、歳入に計上するとともに、寄附者の意向に沿いまして、それぞれ目的基金の積み立て等、歳出予算に計上するため所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、各目的基金の利息について、それぞれの目的基金に積み立てを行うため所要の補正をお願いするものであります。

10点目は、各事業費の確定及び確定見込みによ

ります執行残の減額補正のほか、所要の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素として、財源調整を図った上で、財源余剰と見込まれる部分につきましては、今後の財政需要に備えるため、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第10号をごらんください。

議案第10号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）。

平成30年度上富良野町の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,639万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,596万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

12款分担金及び負担金2万5,000円の減。

13款使用料及び手数料252万9,000円の減。

14款国庫支出金1億1,807万6,000円。

15款道支出金6,541万円。

16款財産収入131万1,000円。

17款寄附金1,529万5,000円。

18款繰入金569万3,000円の減。

20款諸収入595万3,000円。

21款町債1億1,860万円。

歳入合計3億1,639万8,000円。

2ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費79万9,000円の減。

2款総務費281万5,000円の減。

3款民生費3,735万円。

4款衛生費410万9,000円の減。

6款農林業費2億8,676万5,000円。

7款商工費34万8,000円の減。

8款土木費2,257万1,000円の減。

9款教育費800万8,000円の減。

10款公債費1,005万4,000円の減。

11款給与費740万7,000円の減。

12款予備費4,959万4,000円。

13款災害復旧費120万円の減。

歳出合計3億1,639万8,000円。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正についてであります。介護福祉施設整備事業、島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業、経営体育成基盤整備事業、上富良野地区道営農村地域防災減災事業及び北17号道路道営農地整備事業の5件について、事業着手及び完了は翌年度となることから、繰越明許費の設定をするものであります。

第3表、債務負担行為補正についてですが、上富良野町議会広報誌印刷製本費、上富良野町議会会議録反訳業務、予約型乗合タクシー運行業務、上富良野町広報誌印刷製本費、町道維持管理業務、スクールバス運行業務の6件について、新年度当初からの業務開始のため、本年度内にその契約事務を進める必要があること、知事・道議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託について、4月7日選挙執行日後の撤去作業を合わせて委託することから、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。

また、東1線排水路整備事業（平成30年度）、南部地区土砂流出対策事業（平成30年度）及び総合行政システム整備更新の3件については、事業費が確定したことから、その限度額を変更するものであります。

5ページをごらんください。

第4表、地方債補正についてですが、国の補正予算に伴い、島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業、上富良野地区道営農村地域防災減災事業、経営体育成基盤整備事業及び北17号道路道営農地整備事業の4件については、国の補正予算に伴う事業費の補正をお願いしたことから、その適債分について、地方債の限度を設定するものであります。

また、今年度実施いたしました町営住宅整備、島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業、北17号道路道営農地整備事業、上富良野地区道営農村

地域防災減災事業、経営体育成基盤整備事業、橋梁長寿命化修繕事業及び単独災害復旧事業の7件について、事業費の確定に伴い、それぞれ限度額を変更するものであります。

以上で、議案第10号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 29ページ、2点ほどお伺いをいたしたいと思います。

まず、29ページの防災対策費、一般管理費のハザードマップの作成の関係であります。一応140万円減額補正となっております。この事業の進捗状況、それから当初は洪水ハザードマップということで、6,000部で2,120万円の予算で、その後補正もあつたと承知はしていますが、この140万円残った要因と、それから進捗状況等、まずは1点お伺いしたいと思います。

次に、59ページであります。

橋梁長寿命化の修繕事業であります。これは当初3事業ほど組まれていて、3,300万円ぐらいの当初予算だったと思いますが、修繕工事が1橋共和橋、そして目視点検、それから実計がという3点あつたと思います。これの約3分の1が残ったということで、何か事業を行わなかったり、そういうことがあつたのかどうかを確認したいと思います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 1番中澤議員からありました防災ハザードマップに伴います予算の減額について、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、防災ハザードマップの進捗状況でございますが、こちらにつきましては、当初予定どおり洪水ハザードマップということで、今、年度内に全世帯に配布をするということで準備を進めているところでございます。

それと、予算上140万円の減額になった要因ということでございますが、こちらにつきましては、当初うちのほうとしても見積もり等で220万円程度の予算ということで見えておりましたが、入札執行した結果、この金額でできるということで確認したことから、今回不用額につきまして減額をさせていただいているところであります。当初予定したものの何かをやめたということではないということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 1番中澤議員の橋梁長寿命化修繕事業につきましての減額についての御説明をさせていただきます。御質問にお答えさせていただきます。

まず、町の要望額に対して、国の内示額が相当減らされたということがまず大きな要因でございます。要望額に対して65%しかついておりませんので、その部分で配分して事業を進めたところでございます。

まず、橋梁長寿命化実施設計につきましては、当初2橋を予定しておりましたが1橋に変更になりました。それと、橋梁の近接目視につきましては38橋が37橋、それから工事請負費につきましては事業費内の部分で発注ということになりますことから、事業費が落ちたということになります。

それと、もう1点につきましては、入札の執行残ということでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） まず、ハザードマップの関係です。当初予算は120万円を組んでいたと思います。そして、6月に100万5,000円を要するに補正しました。そして、今、140万円減額ということで、そうやって考えると140万円減額したら80万円くらいの入札に終わっているのではないかと思いますので、6月に補正する必要あったのかというのがまず第1点の疑問であります。そこを確認したいと思います。

それから、長寿命化の関係につきましては、大体わかりましたが、工事は共和橋を1橋はやったと。そして実施設計が1橋に変わった。あとは内示額が変わったということになって、それから目視点検が38のところを37橋やったということで、その1橋について必要なかったのかどうかというか、そこら辺の確認をしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 1番中澤議員からありました防災ハザードマップ作成に伴います予算の部分というところでございますが、予算につきましては、最終的には防災ハザードマップの予算としては220万4,000円の予定ということでございまして、こちらにつきましては、当時示された、作成しようとしていた仕様書に基づきまして民間の作成できる事業者さん数社に見積もりをお願いして、予算立てをしていたところですが、その予算仕様書が決まりまして、その当時にいきますと、北海道等から一定程度のデータをいただけるという部分もござ

いまして、それも含めて改めて入札といいますが、入札に参加していただける事業者の方にお示しをして札を入れていただいたところでございますが、そのうち1社につきましては、その仕様書でいけば、他町との実績も含めてこの金額で私どもはできるという札を入れていただきましたので、当初はうちのほうでも、いわゆる余りにもほかの他社さんと金額が違うということで内容を確認させていただきましたが、その金額で同じ仕様を達成できるということで確認できましたので、一番安い札を入れていただきました業者さんと契約をしたことから、結果、予算としては140万円程度不用額が出たところになってございますので、当初の予算を立てる段階での見積もりにおきましては、今言いました220万円程度の見積もりで予定をしていたところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 1番中澤議員の長寿命化についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、工事請負費につきまして、橋梁長寿命化修繕ということで、もともと1橋だったのですが、この部分については、共和橋なのですが、これも予算に応じて発注しておりますので、新年度予算にまた残りの修繕箇所を発注する予定をしております。

次に、橋梁の近接目視の点検につきましては、38橋が37橋とありますが、この38橋の中にボックスが含まれておりまして、このボックスについては対象外ということで、1橋落とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） ハザードマップの関係であります。まず、一番初め、当初は我々が平成30年度の予算補足説明資料で6,000部、そして200円で120万円が必要でということで説明を受けていました。

その後、6月の議会で100万5,000円を補正をしているのですが、その理由はちょっと私も聞き忘れていて、その220万5,000円、4,000円でもいいのですが、ぐらいの予算で予定をしたけれども、結果的には当初よりもまず安い金額で入札ができた。安いことはいいことなのでしょうが、そこら辺がちょっと流れがおかしいのかなというのが1点あります。

それともう1点は、やはりもっと洪水や何かの件でありますから、当初予算に初めから組まれている事業がまだ年度末になっても全戸配布されていない

ということが、ちょっとすごく疑問に思いますので、そこら辺を答弁いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 1番中澤議員からありました防災ハザードマップの関係でございます。

済みません、先ほど答弁漏れておりました、補正した要因でございますが、当初につきましては、道河川の管理部分の作成ということで、まず予算を当初につきましては計上していたところでございます。それ以降、町で管理している普通河川につきましても、いわゆる洪水の地域が測定できるということがございまして、せっかくつくるのであれば町の全体の河川を含めた部分ということで、6月にその分を補正をさせていただいたところでございます。

なので、当初につきましては120万円、それと6月に普通河川分ということで100万円程度の補正をさせていただいて、220万円程度の予算になっていったということでございます。

この当時の予算の積算につきましては、先ほどもありましたが、防災ハザードマップを作成できる、いわゆるコンサルの会社のほうに数社見積もりをお願いをして、見積もりをいただいて予算の金額を積算をさせていただいたところでございます。結果、先ほどの補正にもなりますが、入札の段階につきましては、そういう予備の見積もりをいただいたコンサルの方、あるいはうちの登録事業者でございました地図図をできる業者の方を含めまして御案内をして、入札に参加をしていただいたところになりました。結果としては、この仕様であればこの金額でできるという確認ができたことから、その事業者と契約をして、今回不用額を減額をするという形になったところでございます。

あと、年度当初にのせてまだ配られていないという部分につきましては、当初といいますか、道のほうで浸水想定区域のデータを町のほうに提供していただける時期が少しずつ延びてきていたという部分と、最終的には、江幌のため池の部分の、これは農業分野になりますが、そちらのほうでも結果、浸水想定区域を設定をするということが途中でわかりましたので、最終的にはそれも含めた形をつくろうということになっておりますことから、この年度末に完成になったということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに御質問ございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 25ページのお試し暮らし住宅で、初めて民間住宅を今年度においては実施

したかと思いますが、利用状況等、実績等をわかればお話をちょっとしていただければというふうに考えております。

それと、33ページの地域介護・福祉整備の補助金という形で今回新たに防災機材、補助機材等の整備等という形で予算が計上されておりますが、今後こういった、全般にかかわってお伺いしたいのですが、未整備地域、ほぼ福祉施設については相手側からの要望等において整備が終わるという形なのかどうなのかという点と、あと全般にわたって、まだ未整備地域等があるかというふうに思いますが、この点について今後どのような、計画的に整備されると思っておりますが、お伺いしておきたいと思っております。

それと、59ページの町道の維持管理についてお伺いしたいのですが、この資料では予算充用額算出という形の2月6日から3月4日までという形で雪見パトロールというののですか、30日になっておりますが、27日の間違いではないかなというふうに思いますが、2月は28日という形になっておりますから、この点、わずかな問題で大変恐縮いたしますが、ちょっと明確にさせる上でちょっと御答弁いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 11番米沢議員からの1点目になります。

お話し暮らし住宅の民間住宅の活用の御質問にお答えをさせていただきます。

本年度の利用状況ということでございますが、春先から1件民間住宅と契約を結んだ中でお試し暮らし住宅としての活用について進めてきたところでございます。

それで、8月になって1件、1家族の方がそちらのほうを利用されたところでございますけれども、その利用期間中の途中で、突然ちょっと体調不良を訴えられまして、それでよくよく、そんなに普通ではわからないのですけれども、やはり寝ているときに少し住宅の傾きがあったということで、そこを一回退去してもらって、教育委員会のほうと協議をさせていただきまして、西小の教員住宅、空き教員住宅を借りまして、そちらのほうに家電等を運んで、そこで対応させていただいたという経過になります。その後、そういう住宅ですので、そこで1回契約を打ち切って、他の民間住宅についても大家さんとお話をしまして了解を得ることができまして、その後もその民間住宅を活用したお試し暮らし住宅の入居者を募集するようなことを進めてまいりましたけれども、その後においては募集者がいなかったということで、そちらの新たな民間住宅についても契

約は行わず、その民間活用住宅事業については、そこで終了したという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員からの地域介護・福祉空間整備等補助事業についての御質問にお答えさせていただきます。

町内におきまして、福祉施設につきましては、今年度補正予算で対応させていただいている町内認知症・高齢者グループホーム、小規模多機能居宅介護支援事業所の予算が860万8,000円ということで計上させていただいておりますが、国から直接、道を間接ということで、軽費老人ホーム施設についても整備が対応されるということ、あと町の施設であります特別養護老人ホーム、あと老人保健設につきましても、町の予算と合わせて整備をするということで、資料等をつけさせていただいております。

未整備の福祉施設についてでございますが、町内におきまして1カ所、小規模の有料老人ホーム1カ所につきましては、今回、国の交付金の対象外となっていることから、ここが1カ所、24時間365日居室している施設ということで、町のほうも認知しておりますが、今回交付金の対象となっていないことから、事業所のほうにもその説明はさせていただきまして、今後国も道のほうを通じまして、こちらの整備のほうにも十分交付税の対応となるよう、町としても要望を挙げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 11番米沢議員の町道維持費の補正についての御質問にお答えさせていただきます。

資料の中で雪見パトロール30日となっておりますが、この部分については、除排雪については4社で行っておりまして、そのうちパトロールにつきましては2社で、山本建設、アラタ工業で東側と西側やっておりますが、その部分で、2社で行う部分でありますので、15日前後での2社ということで30日を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。はい、再質問よろしいですね。ほかに質問、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第11号平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君） ただいま上程いただきました議案第11号平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の内容につきましては、1点目、国民健康保険税の実績見込みに伴い、増額の補正をするものであります。

2点目、保険給付費について、療養給付費等の実績見込みに伴う歳入歳出の所要の補正をするものであります。

3点目、職員給与費及び保健事業費の確定に伴う歳入歳出の所要の補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第11号平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,195万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,644万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の補正は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款国民健康保険税1,756万9,000円。

3 款道支出金 2,265 万 5,000 円。
5 款繰入金 173 万 1,000 円。
歳入の合計は、4,195 万 5,000 円でありま
す。

2、歳出。
1 款総務費 55 万 6,000 円の減。
2 款保険給付費 2,265 万 5,000 円。
9 款諸支出金 228 万 7,000 円。
10 款予備費 1,756 万 9,000 円。
歳出の合計は、4,195 万 5,000 円でありま
す。

以上で、議案第 11 号平成 30 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 11 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 12 号

○議長（西村昭教君） 日程第 10 議案第 12 号平成 30 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君） ただいま上程いただきました議案第 12 号平成 30 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の内容につきましては、1 点目、後期高齢者医療保険料の賦課確定に伴う増額補正と、2 点目、長寿健康増進事業の事業量の減額補正を行うものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第 12 号平成 30 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 30 年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,537 万 3,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料 71 万 7,000 円。

3 款繰入金 81 万 6,000 円の減。

歳入の合計は、9 万 9,000 円の減であります。

2、歳出。

1 款総務費 81 万 6,000 円の減。

2 款広域連合納付金 71 万 7,000 円。

歳出の合計は、9 万 9,000 円の減であります。

以上で、議案第 12 号平成 30 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

13 番村上和子君。

○13 番（村上和子君） 1 点、7 ページのところの長寿健康増進事業、減 81 万 6,000 円のところでございます。

ここ、この事業は道の後期高齢者広域連合の長寿健康増進事業の補助を受けて、たしかやっと思えます。それで 168 万円の予算をつけます、温泉の施設の利用助成、1 人 2 枚ということで 1,400 人を見込んでいたのですけれども。減額 81 万 6,000 円ということは、少しちょっと多いのではないかと、予算の金額の約半分といましようか、86 万 4,000 円でよかったということですから、この理由、ちょっとどういうことだったのか聞かせていただきたいと思えます。たしか町の持ち出しは 20 万円くらいだと聞いておりましたけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北越克彦君） 13番村上議員の御質問にお答えいたします。

長寿健康事業の関係でございますが、町内の温泉の入浴券ということで、7月以降、対象の方に配布をさせていただきました。7月以降75歳になられた方、あるいは75歳の方がその後町内に転入された方も含めまして、1月末までで3,830枚の入浴券をお配りしているところでございます。

利用の率につきましては、1月末までで862枚という枚数の利用でありまして、使用率といたしましては22%というところで現在とどまっているところでございます。実際のところ、予定が少ないということになりまして、今回減額補正となったところでございます。

温泉の入浴につきましては、3月末日まで入れるということにしております。今、防災無線で温泉入浴券使っていない方は使ってくださいということでお知らせをしているところでございますが、担当といたしましてはたくさんの方に利用していただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 22%の利用ということで、ちょっと残念だったと思っているのですが、これは残ったのを一般会計に繰り入れすることによってございますから、引き続き、またこれをお考えになって、いろいろと検討を加えていただいてやられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北越克彦君） 13番村上議員の御質問でございますが、この減額になった部分につきましては、この事業そのものが北海道の後期高齢者のほうからお金をいただいている部分なのですが、この部分については61万6,000円分を事業費が減ったということで、執行しないということで歳入のほうで減額をしているところでございます。平成31年度の予算につきましては、全部の方が利用していただけるものと見込みをいたしまして予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の

方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開を10時35分とします。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第13号平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第13号平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の主な内容ですが、歳入につきまして、1点目は介護保険被保険者数増に伴う介護保険料の増額でございます。

2点目は、平成30年度から国の施策として構築されました保険者機能強化推進交付金について、町の取り組みに対し交付による増額であります。

次に歳入歳出につきまして、3点目は介護給付費の実績見込みに基づく補正であります。主な内容は、居宅サービスにおいて、居宅サービス利用人数、利用回数等は伸びていますが、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護、認知症対応型生活介護及び施設サービス等につきましては、計画を下回る利用実績から減額となっております。

4点目は、介護保険システム対象改修に基づきます増額であります。

5点目は、職員中途退職等に伴う給与費等減額であります。

収支の差額につきましては、予備費を充当し、補正予算を調整したものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第13号平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

れ5,293万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,457万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、議決項目であります款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款介護保険料376万円。

3 款国庫支出金1,383万円の減。

4 款道支出金615万4,000円の減。

5 款支払基金交付金1,648万7,000円の減。

6 款財産収入6,000円。

7 款繰入金2,049万1,000円の減。

9 款諸収入25万8,000円。

歳入合計は、5,293万8,000円の減でございます。

2、歳出。

1 款総務費432万4,000円の減。

2 款保険給付費4,030万2,000円の減。

3 款地域支援事業費13万2,000円。

5 款基金積立金6,000円。

7 款予備費845万円の減。

歳出合計は、5,293万8,000円の減でございます。

2ページ以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきます。

以上、議案第13号平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 15ページ、認知症高齢者見守り事業のところでは何点かちょっとお聞きしたいと思います。

見守り事業に登録している人は、現在何人くらいおられるのでしょうか。

それから、1月7日に行方不明になられた方、無事に見つかりまして、本当に安心いたしました。この方は登録されていた方であったのかどうか。

それから、GPSを導入していらっしゃるという

ことではございますが、全員持っていないのか、希望者だけなのか。

それと、防災無線の放送のところ、個人情報保護条例ということで、何年か前にもこういう事態が、行方不明者がおられました。名前を伏せて放送したところ。そこらについては、どのような、今回防災無線入りましたけれども、対応についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 13番村上議員の4点の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、認知症高齢者見守り事業につきまして、まず、この登録者数は、現在15名となっております。

2点目の1月7日、高齢者の行方不明者の方についての登録の有無でございましたが、この方は当初はまだ登録はされておりませんでした。その後、この事案の結果、家族にも同意いただきまして、現在登録をさせていただいております。

3点目のGPS機能付きのペンダントでございますが、今現在、GPS機能付きのサービスを利用している方は1名となっております。15名の方が認知症のSOSネットワークに登録をさせていただいておりますが、現在、介護保険サービスを利用している方、家族との同居をされている方、さまざまなサービスの利用している状況の中で、今、どの時点でGPS機能付きを対応しようかということで、家族の中でもいろいろと検討していただいている状況でございますので、今現在は希望する方1件となっております。

4点目の防災無線についてでございますが、私ども、防災無線をかけるときには、やはり警察、消防、町、この行政との本部体制を組織化しましたときに、家族にこの情報を氏名等の公表をするかしないか、これは家族の同意をいただいた上で氏名の公表に至ったところでございます。

なお、家族等が拒否した場合については、やはりそれについては公表できないことから、体の状態、あとその方たちの身体の状況のみの公表ということで、防災無線をかけることは、今の現在のルールの中では、そういうこともあるかと思いますが、私どもとしては、きっちり家族の方にお名前等を情報提供することで、御近所の方、地域の方、その方とのゆかりのあった方が、やはりそこで皆さんが捜索をしていただくというところで、いろいろな情報が今回多数寄せられましたことから、これについては今後も個人情報の提供については同意をしていただくように、町としては進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） GPS機を持っていらっしゃる方1名だとお聞きしましたが、これはどれくらいのお値段するものなのですか。それと、これは個人で買うということになるのでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 13番村上議員の御質問にお答えいたします。

GPS機能つきの高齢者の認知症の方の見守りに関する使用料は、機器を設置しますので、その機器を設置する電気代はかかりますが、その方に対しての使用料というのはございません。町のほうで整備をさせていただいております。なお、それにつきましては、リース料ということで予算のほうを計上させていただいております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 11ページの介護給付費にかかわるところでちょっと御質問したいのですけれども。今、課長のほうからる御説明がありまして、今回サービスが減ったということで減額を、そして歳入についても、それに伴い国からと道からも減っているということでございますが、これについてはさきに話があった中で、対象者の増に伴い税が若干上がったと。一方で、この給付費については下回っている。この一番大きな要因について、まずどのようなことか御質問いたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、被保険者の増につきましては、当初計画で見込んでいた数よりも、まず被保険者の方の数が実数ふえましたので、保険料が増額となっております。しかし、介護保険のサービスを利用する方は、要介護認定を受けましてサービスを利用させていただきますので、現在13.3%の認定率となっておりますことから、介護認定者数は、計画とほぼ同数の今認定率で推移している状況です。

なおかつ、この認定を受けた方が100%、全てのサービスを利用するわけではございませんので、各在宅サービス、または施設サービス、さまざまなサービスを選択し、サービスを利用いただいておりますが、その中でも特に今回は居宅における通所と訪問のサービスは伸びておりますが、特に施設を利用する、このサービスが計画よりも下回った状況でございます。

要因としましては、グループホームにつきまして

は、今年度から2カ所目の開設を行ったところでございますが、定員を全て満床ということで、今回介護保険料のほうの算定もしておりましたが、今現在、二つの施設合わせまして24名入所ということですので、36名の定員に対して24名ということですので、その分の予算としましては、減額となっているところでございます。

あと、施設サービス費につきましては、特別養護老人ホームの入所、計画では69と見ておりましたが、今、12月実績では56となっておりますから、そのことから減額となっているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ということは、当初、この第7期の計画を含む段階のときに算段をしておいた、いわゆるサービス対象者の数と実数が差異があったということで、これは減ということですね。

それで、お聞きしたいのは、そのことというのは、例えばいわゆる認定を受けて、必要がないからそのサービスを受けなかったのか。それとも本来必要である人が必要とするサービスを受けられなかったかによって、この減額が起きたのかということと、あわせてこの現況の約4,000万円強の数字が減額となっておりますが、この状況が今後どのように推移していくか。それに伴い、当初7期で立てた計画の介護保険税というものが、今後どのように影響していくのか。

また、介護保険全般の運営について、この差異について3年間やっていく中で、どれくらいの推移を計画しているのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 6番金子議員の2点についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、認定を受けて必要なサービスを受けているのかどうか、という御質問に対してなのですが、まず、認定を受けた方につきましては、ケアマネジャーがそれぞれ担当しまして、その方に必要な支援についてサービスを利用していたことができっております。現在、サービスで利用できていないという状況はないというふうには聞いてはおりますが、ただ、個々によってはいろいろと優先順位をサービスの中につけていらっしゃいますので、今の段階ではこのサービス、しかし将来的にはこういうサービスも望みたいとか、いろいろな、さまざまなニーズを含んでおりますので、まずこの7期の計画におきまして、この認定を受けている方については必要なサービスは現在皆様に提供させていただいていると

考えております。

ただ、2点目の、約4,000万ほど介護保険の計画の中では給付費が減となっている推移につきましては、今後介護保険料の影響については、まだ31年度1年目でございますので、グループホームも2カ所目の36名の定員が満床になるなど、あと特養のほうも入所者数がふえていくとか、そのようなことが生じれば、これは計画どおりの推移になることが見込まれますので、まずこれは皆様の利用実績を、町としてはきちんと把握していかなければいけないと考えております。

なお、保険料につきましては、3年間の推移を見込んだ上で次年度計画に反映していくこととなりますので、この1年目の差異につきましては、基金の事業費を今回充当するように当初予算では組んでおりましたが、その基金の繰り入れはしないで、今回は30年度については進めていくということで、今進めているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 今、課長のほうから説明ありました。

まだ、最終的な確認にさせていただきたいと思えますけれども、この間のサービスの提供については、現況の上富良野町の介護保険事業については、全て計画どおりで進んでいるということで確認をしてよろしいですね。

それでもう一つ。この介護給付費についても、いわゆるサービスを受けられる方の被保険者が今回少ないということで、国や道からの介護給付事業費が減になったということで、直接的な介護保険料の中でのやりとり、もしくは基金流用等については、この3年間については生じないということで確認をとってよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

サービスにつきましては、当初計画のとおり進んでいるかと言われますと、金額だけで申し上げますと、そこまでのサービスの利用には至っていない実態でございます。

ただ、今、サービスを利用していただいている町民の皆様が不満足な状態で、町がサービスが提供できないだとか、民間事業者等の撤退があるとか、そういうことは今現時点で起きておりませんので、この計画については、この3年間の推移をきちんと把握した上で、次期計画等に反映させていきたいと考えております。

2点目につきましては、まず介護保険料につつま

しては、3年間のサービスの見込みを立てた上で、皆様から御負担いただいておりますので、この3年間の実績を踏まえた上で次期計画において改めてまた保険料の算定となりますことから、今、国のほうでは、やはり介護人材の不足等で介護報酬の見直しも多分次期計画では見直さなければいけないだとか、いろいろと介護保険料の今度は軽減も31年度には検討しなければいけないとか、さまざまな今、国のほうの施策のほうの情報も入っておりますので、保険料についての考え方につきましては、その制度の構築を見ながら、町としても適切な対処をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今のまた同じところなのですが、11ページの介護サービスの給付が下がっている中に、施設サービスが減っている。聞きたいのは、ラベンダーハイツで十分な利用が可能でなかったために、在宅の居宅の介護サービスのほうに回っているのかどうかということを知りたいのですけれども。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

施設サービスにつきましては、31年度は特別養護老人ホームを含む計画につきましては、69名で見込んでいたところでございますが、12月の給付実績で56名となっております。そのうち、町のラベンダーハイツにつきましては、41名の給付実績ということで確認をしております。全体として、ラベンダーハイツ以外にも、町外の施設にもうちの町民の方が利用しております。実際には56名が特養としては御利用いただいております。なお、この施設サービスにつきましては、69人に対して56名の実績ということで推移しておりますことから、町としては施設サービスがこの部分減額となっていると考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 聞きたいのは、今の問題というか、みんなが、町民の人たちもそうですけれども、思っていること、行われていること、そういうことの中から、そういうような動きはないというふうにも考えてもいいということですか。ラベンダーハイツで受け入れが少なくなった部分において、居宅のサービスのほうに回っていることはないというふうに見ているということですか。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（西村昭教君） 会議を再開いたします。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 言葉使いがちょっと不適切だということだと思うのですが、ラベンダー Heights で、要するに今41人ぐらいしか受けられないような状況があるということから、居宅の介護サービスのほうに回っているというか、それでもって受けられないから、そちらのほうに回っているという人はいないのですかということを知りたいのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） ラベンダー Heights 所長、答弁。

○ラベンダー Heights 所長（北川和宏君） 10番高松議員のラベンダー Heights の入所にかかわっての居宅介護のサービスがふえているのではないかとこの質問であります。ラベンダー Heights の現在の入所申し込み者の中で、今まだ入っていない方の中において居宅の方はいません。施設利用者、もしくは入院中の方々が全てでありまして、居宅で今待機している方がいらっしゃいませんので、その人たちが居宅のほうに回っているということは今のところないということで、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかに質問ございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 4ページの保険者機能推進交付金という形で、自治体が努力したという形の交付金があるのかと思っております。この努力の中身というのはどういう基準で、今回交付金が来たのか、その内容、基準等をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

保険者機能強化推進交付金につきましては、平成30年度から新たに介護保険制度の中に構築された制度となっております。まず、この保険者機能強化推進交付金の種目でございますが、3分類18項目の62事業につきまして、総合得点は612点が満点でございます。うち、上富良野町の事業の成果としまして431点ということで、この交付金のかかわる手続については、申請手続をしてございます。それによりまして、今回、国の、道を通じまして173万4,000円が交付されたものとなっております。

まず、そのうち、国のほうの厚生労働省のほうで、私どもが進めている事業に対して厚生労働省が独自に判断する項目も、この項目数の事業の中には入っておりますので、町が申請したものだけの得点ではなく、私どもが最初に申請したときには、421点で実は申請をしたのですが、プラス10点が国のほうからお認めいただいて配点となっているところでございます。

主な内容につきましては、まず介護保険事業計画に基づくPDCAの活用がなされている体制になっているかどうか、あと自立支援重症化予防の施策の推進がどのように行われているのか、介護保険の運営が適正かどうか、安定に対する推進の事業項目、以上3分類が大きな項目となっているところでございます。

うちの中で点数がつかないところにつきましては、職員体制におきまして、包括支援センターに3職種の専門職の配置がことしの4月の現在で配置されていなかったことから、ここの加点だけはいただけなかったところでございますが、次年度に向けては、その辺の体制については構築するように今現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 非常に計画立てて、それが実行されて成果が上がっているかということと、重症化予防というように取り組んでいるのかということの、この2点に絞ってお伺いしたいのですが、その中で、例えば要介護、重症化ならない、当然そういうものをという形になるのかなとふうに思いますが、介護計画立てて、これは行き過ぎですと、介護計画の中でこれ使い過ぎですと、計画、訪問介護なら訪問介護で、この間国が示した基準があって、それを超えたら超えないようにというような指示が出されてきているかというふうに思います。そういうものも含めて、基準値に合った中での予防化対策という形の交付金があるかと思っております。

1点確認したいのですが、上富良野町において訪問介護等などにおいて、国が示す基準を超えたというような状況、あるいは、これはその訪問介護と、それとこれは計画そのものがちょっと過度ですと、内容等があるかというふうに思います。そういったものというのは、実際あるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、介護サービス計画がケアマネジャーによって本人並びに家族の方の同意で、さまざまなサービスを利用させていただいております。まず、過

度にサービスを利用するようなことにはなっていないのかということにつきましては、毎年、上富良野町では介護給付費適正化事業、これも実は先ほどの交付金の対象事業でございますが、これにつきましては、うちの包括と高齢者支援班が主宰となり、町内の事業所、全事業所を呼びまして、介護給付におけるサービス計画の点検を行ってございます。社会福祉士による講話並びに各事業所の今現在の進めている点検表につきましても、全てチェックを行ってございまして、町としてはそのような実態はないと判断しているところでございます。

2点目につきまして、訪問介護でございますが、国が示した基準以上に超えている方は現在のところはないということで聞いております。なお、町としましては、特別給付として、上乘せ給付というのも御用意させていただいておりますので、町のほうが特に必要だというふうに認める場合につきましては、そのような制度も御利用していただきながらサービスを支援していきたいというふうに考えている考え方には、変更はございません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） わかりやすく言えば、国の指示に基づいて適切に上富良野町は実施されているので、交付金あげますということの内容だというふうに思います。

それで、いろいろ聞いていましたら、例えば、こんな生活支援、訪問介護をもっとふやしたいと。ふやしたいけれども、言うなれば回数制限等があるから控えるというような、自動的にそういったケースというのは見られないのでしょうか。いろいろと福祉協議会等と話を聞きますと、比較的そういったところで、自動的に訪問回数を控えているというような、若干話等が伺えますので、そこら辺の実態というのはどうなのかということなのです。

僕が言いたいのは、必要なサービスがあるのにもかかわらず、いわゆる国の指導があるから、これ以上のサービス請求が難しいということで、本来、利用者が求めるものに対して、なかなか提供を控えるというケースが全国的にもあるというふうに私は聞いているわけです。恐らく上富良野町に至っても、担当課長はそういったことはないというようなお話だったかというふうに思いますが、わずかでありまして、そういったケースも出てきているような、いろいろと話を聞いていきますと、私は印象があるのですが、そこら辺の実態等はどうか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、訪問介護につきましては、社会福祉協議会を中心に、他市町村の訪問介護の事業所を御利用いただいているのも実態としてございます。まず、訪問介護についての控えないのかどうか、そこにつきましては、ケアマネジャー並びにサービス事業者の声等につきましては、今現在、私のところまで、これまでにはそういう相談等を受けていることはないというふうに聞いていましたので、そのような答弁をさせていただきましたが、今後においても引き続き実態把握には努めてまいりたいと思いません。

ただ、訪問介護のサービスの中身なのか、訪問介護のサービスではなくて、もしかしたら違う支えがあればそのことができるのか、その辺の内容については、具体的にいろいろと確認をしていかなければいけないと考えておりますので、その実態については、さらに把握には進めていきたいと思いません。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第14号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第14号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、国の平成30年度第2次補正予算に係る地域介護、福祉空間整備等施設整備交付金により自家発電機の整備を実施するもので、整備に要する費用及び交付金、繰入金の前補正をするものでございます。なお、事業実施に当たり一定期間を要することから、年度内完了が見込めないため、繰越明許費の追加補正をするものであります。

2点目は、給料の制度改正及び手当、共済費の実

續見込みに伴う人件費の補正であります。

3点目は、寄附採納に伴う補正であります。また、平成31年度ラベンダーハイツ給食業務について、4月1日からの業務開始に際し、委託契約事務を平成30年度中に実施するため、債務負担行為の追加補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので御了承願います。

議案第14号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）。

平成30年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億903万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金63万9,000円。

8款国庫支出金50万9,000円。

歳入合計は、114万8,000円であります。

2、歳出。

1款総務費113万3,000円。

5款予備費1万5,000円。

歳出合計は、114万8,000円であります。

第2表、繰越明許費補正。

自家発電機整備について101万8,000円を追加するものであります。

第3表、債務負担行為補正。

上富良野町ラベンダーハイツ給食業務について、限度額を3,673万円とするものであります。

以上で、議案第14号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）の

説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第15号平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第15号平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入におきましては、1点目は給水工事増加によります手数料の増額と、2点目は事業費精査によります一般会計繰入金の減額と、3点目は水道管移設補償工事確定によります雑入の減額と、4点目は事業費確定によります起債借入額の減額であります。

次に、歳出におきましては、一般管理費及び事業費精査によります減額となり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、事項別明細書につきましては省略させていただきます。

議案第15号平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,230万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1 款使用料及び手数料 17万2,000円の増。

2 款繰入金 109万9,000円の減。

4 款諸収入 34万8,000円の減。

5 款町債 10万円の減。

歳入合計 137万5,000円の減となります。

2、歳出。

1 款衛生費 137万5,000円の減。

歳出合計 137万5,000円の減となります。

第2表、地方債補正。

(1) 変更。

起債の目的、簡易水道事業。

事業費確定によります簡易水道事業債の限度額を10万円減じ、2,120万円とするものであります。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第16号

○議長(西村昭教君) 日程第14 議案第16号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました議案第16号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につつま

して、補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入におきましては、第1点目は、下水道使用料及び手数料収入額の精査によります減額と、2点目は、事業費精査によります一般会計繰入金及び諸収入の減額と、3点目に、事業費確定に伴います国庫支出金の増額と下水道事業債一般分の減額であります。

次に、歳出におきましては、1点目は、一般管理費精査によります人件費の減額と、2点目は、浄化センター施設管理費精査によります減額と、3点目は、事業費確定に伴います建設事業費の増額と、4点目は、公債費の精査によります利子の減額となり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

また、今年度予算におきまして、浄化センターほかの長寿命化事業を日本下水道事業団と協定を結び進めておりますが、事業団より設計内容の見直し及び候補検討に時間を要したとの報告があり、北海道と調整を行い、繰り越し手続の承認いただいたことから、本議会において繰越明許費の設定を行うものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。なお、事項別明細書につきましては省略させていただきます。

議案第16号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

平成30年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ509万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,609万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算の補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2 款使用料及び手数料 140万1,000円の減。

3款国庫支出金9万1,000円の増。
4款繰入金278万5,000円の減。
7款町債100万円の減。
歳入合計509万5,000円の減となっております。

2、歳出。

1款下水道事業費358万7,000円の減。

2款公債費150万8,000円の減。

歳出合計509万5,000円の減となります。

第2表、繰越明許費補正。

(1)追加。

1款下水道事業費、2項事業費、根幹的施設建設
工事委託1,641万円。

第3表、地方債補正。

(1)変更。

起債の目的、公共下水道事業(一般分)。

事業確定に伴います公共下水道事業債、限度額1
000万円を減じ、3,500万円とするものであり
ます。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げまし
た。御審議いただきまして、議決くださいますよう
お願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いた
します。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いた
します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は御
起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第17号

○議長(西村昭教君) 日程第15 議案第17号
平成30年度上富良野町水道事業会計補正予算(第
2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いた
だきました議案第17号平成30年度上富良野町水
道事業会計補正予算(第2号)の補正の要旨につい
て御説明申し上げます。

収益的収支におきまして、1点目は、原水及び浄
水費におきまして、水質検査料の精査に伴います減
額と、2点目は、受託工事費確定によります減額

と、3点目は、総係費精査に伴います減額と、4点
目は、企業債利子確定に伴います減額となり、それ
ぞれの減額に伴います補正額につきましては、予備
費で充当するため、予算総額の変更はありません。

次に、資本的収入におきましては、1点目は配水
管布設替工事の確定によります企業債の減額と、2
点目は、排水管移設補償工事お確定に伴います工事
負担金確定によります増額と、資本的支出におきま
しては、1点目は、検満工事確定に伴います減額
と、2点目は、配水管布設替工事及び移設工事確定
に伴います減額補正となっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていた
だきます。

議案第17号平成30年度上富良野町水道事業会
計補正予算(第2号)。

(総則)。

第1条、平成30年度上富良野町の水道事業会計
の補正予算(第2号)は、次に定めるところによ
る。

(収益的収入及び支出)。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出
の予定額を次のとおり補正する。

以下、款項別補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用144万円
の減。

第2項営業外費用6万円の減。

第4項予備費150万円を増となり、予算総額に
変更のない組みかえとなっております。

次に、(資本的収入及び支出)。

第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額
が資本的支出額に対し不足する額7,516万8,0
00円は過年度分損益勘定留保資金4,254万1,
000円、当年度分損益勘定留保資金3,262万
7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に
対し不足する額7,323万4,000円は過年度分
損益勘定留保資金4,254万1,000円、当年度
分損益勘定留保資金3,069万3,000円」に改
め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正
する。

収入。

第1款資本的収入724万9,000円の減。

第1項企業債740万円の減。

第2項負担金15万1,000円の増となるもの
です。

次に、支出。

第1款資本的支出918万3,000円の減。

第1項建設改良費918万3,000円の減とな
るものです。

次に、（企業債）。

第4条、予算第5条の定めた企業債は、次のとおり補正する。

起債の目的、配水管布設替事業。

配水管布設替事業に伴います企業債限度額を740万円減じ、4,150万円とするものであります。

次ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第18号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第18号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第18号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の提案の要旨について御説明いたします。

まず1点目ですが、12月補正で議決賜りました特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用しました医療機器購入につきまして、事業費が確定しましたことから補正をお願いするものでございます。

次に2点目は、ラベンダーの里ふるさと応援寄附を5件の方42万5,000円を賜りましたので、一般会計よりの支出金を受けまして、建設改良費、什器備品の整備に充てるため、同額の増額補正をお願いするものであります。

次に3点目は、非常用自家発電機購入についてですが、昨年9月に発生しました北海道胆振東部地震によりまして、道内全域が停電となり、本町立病院におきましても、約22時間にわたり停電となったため、今後の不測の事態に対応するため、非常用自

家発電機3台を一般会計からの支出金を受けまして購入するものでございます。

町立病院につきましては、非常用発電設備が設置されているところですが、非常用照明、救急処置室、手術室、詰所等、非常用発電設備で対応できる箇所が限られていることから、特に薬剤や検査試薬、給食の食材等の冷蔵が必要なため、今回、自家発電機3台を購入するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第18号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）。

（総則）。

第1条、平成30年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）。

第2条、平成30年度上富良野町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入248万3,000円。

第1項出資金68万3,000円。

第3項補助金180万円。

支出。

第1款資本的支出248万3,000円。

第2項建設改良費248万3,000円。

次ページ以降の補正予算実施計画、補正予算説明書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第27号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第27号東1線排水路整備工事（H30国債）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第27号東1線排水路整備工事（H30国債）請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省の補助により、上富良野駐屯地拡張に伴います洪水被害の防止を目的とした排水路整備を平成27年度より実施しておりまして、本年度は総工断面U型トラフ1.3メートル掛ける1.1メートルの断面を172.72メートル施工するものであります。

入札に当たりまして、去る2月25日に一般競争入札を行いまして、町内業者3者を含め4者で入札を行った結果、高橋建設株式会社が4,061万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の4,978万8,000円となっております。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第27号東1線排水路整備工事（H30国債）請負契約の締結について。

東1線排水路整備工事（H30国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、東1線排水路整備工事（H30国債）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約の金額、4,978万8,000円。

4、契約の相手方、空知郡上富良野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社代表取締役、北川昭雄。

5、工期、契約の日から平成32年2月21日。

以上、説明を終わります。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は

御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第28号

○議長（西村昭教君） 日程第18 議案第28号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H30国債）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第28号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H30国債）請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、防衛省の委託工事により、平成28年度に発生しました集中豪雨により演習場内のベベルイ川の流路工が被災し、土砂が流出したため、護岸と魚道工の復旧を行う工事で平成29年度より継続実施しているところであります。

入札に当たりましては、去る2月25日に一般競争入札を行いまして、町内業者3者を含む4者で入札を行った結果、株式会社アラタ工業が7,037万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の7,599万9,600円となっております。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第28号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H30国債）請負契約の締結について。

南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H30国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H30国債）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約の金額、7,599万9,600円。

4、契約の相手方、空知郡上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業代表取締役、荒田陽史。

5、工期、契約の日から平成32年2月21日。

以上、説明を終わります。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第30号

○議長（西村昭教君） 日程第19 議案第30号上富良野町道路線の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第30号上富良野町道路線の廃止についての提案の要旨を御説明申し上げます。

議案第30号上富良野町道路線の廃止につきましては、町道北3丁目通りのローソン上富良野店前交差点から吉谷生花店前の交差点までの区間、延長146.6メートルを廃止し、北海道において道道吹上上富良野線に認定するものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第30号上富良野町道路線の廃止について。

上富良野町道の路線を別紙のとおり廃止するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

別紙。

路線廃止。認定番号2。路線名、北3丁目通り。起点、上富良野町中町2丁目547番地先。終点、上富良野町中町1丁目37番地先。主な経過地、中町2丁目。総延長、146.6メートル。

以上、議案第30号上富良野町道路線の廃止について御説明をさせていただきました。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第31号

○議長（西村昭教君） 日程第20 議案第31号上富良野町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第31号上富良野町道路線の認定につきまして、御説明をさせていただきます。

本路線につきましては、道道吹上上富良野線の駅前から吉谷生花店前の交差点までの区間、延長248.5メートルの一部を、町道中町東2条通りに認定するものであります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第31号上富良野町道路線の認定について。

上富良野町道路線を別紙のとおり認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出。上富良野町長、向山富夫。

別紙。

路線認定。認定番号14。路線名、中町東2条通り。起点、上富良野町中町1丁目5689番地先。終点、上富良野町中町1丁目963番地先。主な経過地、中町1丁目。総延長、248.5メートル。

以上、議案第31号上富良野町道路線の認定につきまして提案の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第31号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部

終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時42分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成31年3月5日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 中 瀬 実

署名議員 村 上 和 子

平成31年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成31年3月6日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 執行方針
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君
〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君
第 4 議案第 1号 平成31年度上富良野町一般会計予算
第 5 議案第 2号 平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
第 6 議案第 3号 平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
第 7 議案第 4号 平成31年度上富良野町介護保険特別会計予算
第 8 議案第 5号 平成31年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算
第 9 議案第 6号 平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
第10 議案第 7号 平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
第11 議案第 8号 平成31年度上富良野町水道事業会計予算
第12 議案第 9号 平成31年度上富良野町病院事業会計予算
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 中澤 良隆 君 | 2番 | 岡本 康裕 君 |
| 3番 | 佐川 典子 君 | 4番 | 長谷川 徳行 君 |
| 5番 | 今村 辰義 君 | 6番 | 金子 益三 君 |
| 7番 | 北條 隆男 君 | 8番 | 竹山 正一 君 |
| 9番 | 荒生 博一 君 | 10番 | 高松 克年 君 |
| 11番 | 米沢 義英 君 | 12番 | 中瀬 実 君 |
| 13番 | 村上 和子 君 | 14番 | 西村 昭教 君 |
-

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長 | 向山 富夫 君 | 副 町 長 | 石田 昭彦 君 |
| 教 育 長 | 服部 久和 君 | 代表監査委員 | 米田 末範 君 |
| 農業委員会会長 | 青地 修 君 | 会 計 管 理 者 | 林 敬永 君 |
| 総務課長 | 宮下 正美 君 | 企画商工観光課長 | 辻 剛 君 |
| 町民生活課長 | 北越 克彦 君 | 保健福祉課長 | 鈴木 真弓 君 |
| 農業振興課長 | 狩野 寿志 君 | 建設水道課長 | 佐藤 清 君 |
| 農業委員会事務局長 | 大谷 隆樹 君 | 教育振興課長 | 及川 光一 君 |
| ラベンダー・ハイツ所長 | 北川 和宏 君 | 町立病院事務長 | 北川 徳幸 君 |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 深山 悟 君 | 次 長 | 岩崎 昌治 君 |
| 主 事 | 大井 千晶 君 | | |

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成31年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 中 澤 良 隆 君

2番 岡 本 康 裕 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（西村昭教君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長（佐川典子君） 平成31年第1回定例会の議事運営等について、昨日3月5日に議会運営委員会を開き、審議決定した内容を御報告いたします。

一般質問の日程について審議を行いました。3月1日正午の通告期限までに7名の議員から通告がありましたので、3月定例会の一般質問は12日の火曜日に4人が質問を行い、13日の水曜日に3人が質問を行うことといたしました。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

以上、議会運営委員会における審議結果の報告といたします。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 執行方針から 日程第12 議案第9号まで

○議長（西村昭教君） 日程第3 執行方針並びに日程第4 議案第1号平成31年度上富良野町一般会計予算、日程第5 議案第2号平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第6 議案第3号平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7 議案第4号平成31年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第8 議案第5号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第9 議案第6号平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第10 議案第7号平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第11 議案第8号平成31年度上富良野町水道事業会計予算、日程第12 議案第9号平成31年度上富良野町病院事業会計予算について、関連がありますので、一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

平成31年第1回定例町議会の開会に当たり、町政執行の基本方針について、その概要を申し上げます。

国においては、長引くデフレからの脱却を目指し、金融、財政両面からの経済政策によりデフレは脱したものの、安定した成長過程にあるとは言えず、報道されているように、企業収益、雇用・所得環境の改善は一部の大企業にとどまっており、その恩恵は東京を初めとする大都市に集中しているなど、地方においてははまだ景況感を感じる状況には至っていないところであります。

そのような中、国は引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本として、GDP600兆円経済と財政健全化目標の達成を目指し、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人一人の人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、2025年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化、債務残高をGDP比の引き下げを継続して目指すこととしております。

このような方針のもと、国の本年度予算については、消費税率引き上げを予定する中で景気回復による影響を反映し、通常分と臨時・特別措置分を合わせ、7年連続で過去最大となる101兆4,571億円の予算案を閣議決定し、国会において審議されているところであります。

一方、地方財政計画の一般財源総額については、前年度比1.0%、5,913億円増の62兆7,072億円とされ、地方交付税についても16兆1,

809億円で前年度比1.1%、1,724億円の増となっておりますが、人口の少ない多くの地方公共団体においては、地方税収の大幅な増加は見込めず、急速に進行している少子高齢化を初め、日々複雑化、多様化する行政ニーズに対応するための財源確保に当たっては、依然として厳しい状況にあると言わざるを得ません。

本町におきましても、同様に地方税収などの大きな伸びが見込めない中で、地方交付税を初めとする一般財源の約8割が経常的な支出に充てられている上、全収入の約7割が依存財源で占められているなど、依然として脆弱で、柔軟性に乏しい財政構造となっている実態であります。

歳出面においては、ここ数年にわたり実施してまいりました学校耐震改修事業、公営住宅建設事業などの公共投資に伴う償還費が増高している一方で、自立した地域を維持するための産業振興、加速する少子高齢化社会への対応、子育てや介護など幅広い福祉環境の整備を初め、懸案となっている大雨などの自然災害に対する恒久的防災対策、老朽化が進む公共インフラの長寿命化など、さまざまな行政課題に対応するための継続的な財政需要が想定されており、今後も中長期的な見通しに基づく財政運営はもとより、自治体経営の安定化に向け、一層の取り組みを進めていかなければならないと認識しているところであります。

このような状況のもと、本年度につきましては、新たに策定した第6次上富良野町総合計画に掲げました「暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」を目指すべき将来像として、「協働のまちづくり」「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」「人が行き交うまちづくり」の三つの視点を基本に据えるとともに、私が目指しております「町民の皆様が安心して住み続けられるまちづくり」を念頭に、これまでの課題への対応を初め、それぞれの事業実施において緊急性や優先性などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見きわめながら、予算編成を行ったところであります。

それでは、第6次総合計画の分野目標ごとにまとめた主要施策の項目に沿いまして、本年度の主な施策について申し上げます。

最初に、「きれいで安全・安心な生活環境のまち」についてであります。

「環境・景観、エネルギー」につきましては、出前講座や関係機関と連携した啓発イベント「環境フェア」の開催など学習機会を通じ、環境保全への意識の醸成を図るとともに、地域・産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築に向け、官

学連携による調査研究の継続と、具体的な環境政策の構築に向けての検討のほか、平成21年度に策定した「地球温暖化対策実行計画」「地域省エネルギービジョン」、平成22年度に策定した「町地域新エネルギービジョン」の点検、評価を行ってまいります。

また、本年度から2年間の予定で、町内会が維持管理している生活灯のLED化に対する助成事業を実施し、温室効果ガスの削減、省エネルギー化を推進してまいります。

また、景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」「景観づくり計画」に基づき、本町の最も重要な資源と言える十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観の保全とともに、十勝岳ジオパーク構想の取り組みと連携し、大雪山国立公園の保護を初め、地域の特徴的な地質・地形について継続的に調査を重ね、保全に取り組んでまいります。

「ごみ処理等環境衛生」につきましては、さらなるごみの減量化、再資源化を図るため、改めて分別方法について周知徹底を行い、リサイクル率の向上とごみ処理施設の延命を図るほか、カセットガスボンベ、スプレー缶の排出方法を改善し、排出者と収集・処理事業者の安全確保につなげてまいります。

クリーンセンターにつきましては、使用開始から19年が経過し、施設や設備に経年劣化による故障などが顕在化しており、長寿命化計画に基づき、本年度は焼却炉の耐火材の張りかえ、計測機器の取りかえなどを実施し、安定した施設運営が行えるよう対応してまいります。

「上・下水道」につきましては、特に老朽化が進んでいる上水道の主要な幹線管路の工事に着手するほか、地域からの要望により、上水道・簡易水道給水区域内において配水管の布設工事を実施し、水道未普及地域の解消を図ってまいります。

下水道事業においては道道吹上上富良野線の拡幅工事に合わせた雨水管新設工事に向けて詳細設計を進めるほか、昨年全道的な大規模停電時に、本町の汚水処理施設において機能低下が発生したことを踏まえ、災害に強い維持管理体制の構築を進めてまいります。

「公園・緑地」につきましては「日の出公園魅力再生計画」に基づき、日の出公園内のラベンダーの未活着株、枯損株の補植や保育に努めるとともに、来園者の安全性・快適性向上のため、展望台の階段と休憩舎トイレの整備、オートキャンプ場のバンガロー新設やフリーテントサイトの増設などを実施し、さらなる魅力アップによる集客増を図ってまいります。

また、島津公園におきましては、町民の憩いの場としての公園づくりと安全確保につなげるため老朽化に伴う施設整備として、池周囲の柵改修に向けた実施設計を行ってまいります。

「消防・防災」につきましては、地域防災力の強化を図るため、防災士間の連携を図る機会や組織づくりを通じてスキルアップを促すとともに、自主防災組織等活動補助事業を継続し、自主防災組織の育成と防災活動の促進を図るほか、住民会や自主防災組織において作成された要支援者の個別支援計画に基づき、支援者、要支援者双方が災害時において確実に行動できる体制づくりに取り組んでまいります。

十勝岳の前の噴火から30年が経過したことから、十勝岳噴火総合防災訓練については関係機関と協力連携を図りつつ、より実態に即した内容に改善するとともに、富良野川の砂防堰堤など火山砂防事業や治山・治水事業のほか、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備について関係機関へ引き続き要請してまいります。

また、防災行政無線（同報系・移動系）につきましては、平成34年12月までに国が定めた新規格への移行を求められていることから、改修に向けた整備計画の作成に取り組むほか、近年、全国各地で起きている大規模な自然災害を教訓とし、指定避難所である社会教育総合センターに自家発電設備を整備するとともに、防災備蓄品・資機材について、随時必要な見直しを行いながら計画的な整備を進め、災害に強い町を目指してまいります。

「交通安全・防犯」につきましては、平成30年3月に交通死亡事故ゼロ3,000日が達成され、今後においてもスピードダウンとシートベルト、チャイルドシートの着用徹底などを促し、悲惨な交通事故のないまちづくりに努めるとともに、高齢者を狙った振り込め詐欺などを含めた犯罪の発生抑止に向け、地域の自主防犯活動への支援など、生活安全推進協議会や関係機関・団体との連携を強化し、安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、「みんなが元気になる健康・福祉のまち」についてであります。

「健康・医療」につきましては、「健康づくり推進のまち」宣言の理念のもと、生活習慣病の発症・重症化予防を最重点課題に掲げ「第2次健康かみふらの21計画」「第2期保健事業計画(データヘルス計画)・第3期特定健診等実施計画」に基づき各種健診、保健事業を推進し、一人一人がみずから健康づくりに取り組むことができる環境づくり、健康寿命の延伸を目指してまいります。

特定健診については受診率の低い40・50歳代

の受診勧奨に努めるとともに、虚血性心疾患、糖尿病性腎症、脳血管疾患の重症化予防を重点に、これらに共通する危険因子であるメタボリックシンドロームの該当者に対する効果的な保健指導を推進するほか、小児生活習慣病予防健診（かみふつ子健診）を引き続き実施し、子どもの頃からの健全な生活習慣の確立と生活習慣病の予防を推進してまいります。

また、健康寿命の延伸には筋肉量の減少を防ぎ、身体機能を維持していくことが必要なことから、本年度より70歳と75歳を対象にインボディ（体成分分析装置）によるサルコペニア（筋肉量の減少）の実態把握と重症化予防に向けた保健指導に取り組んでまいります。

歯・口腔の健康保持につきましては、乳幼児期においては3歳以降に虫歯のある子がふえていることから、本年度から口腔検診とフッ素塗布を2回に拡充しフッ素塗布の習慣化を促すとともに、歯磨きや食習慣などへの歯科保健指導を強化するほか、40歳から60歳まで5歳ごとに実施していた歯周疾患検診の対象を、子育て世代の30歳と35歳まで拡大し、子どもを含め、口腔ケアの重要性について理解を促し、各ライフステージに応じた虫歯・歯周病予防を推進してまいります。

町内唯一の有床医療機関である町立病院につきましては、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための基幹的施設であることから、安定した運営に向け、医師や医療・介護スタッフの人材確保はもとより、旭川医科大学、富良野協会病院との病病連携による専門医療の提供、「町立病院新改革プラン」に基づく業務の効率化に努めるとともに、老朽化に伴う施設の改築整備については、富良野区域地域医療構想との調整を図り、本町の地域包括ケアシステムの充実につながるよう各分野と連携し、新病院建設に向けた基本構想の策定に着手してまいります。

「子育て支援」につきましては、保健福祉総合センター内に設置している「子ども・子育て包括支援センター」と子どもセンター内に設置している「児童相談支援センター」のほか、本年度設置する「子ども家庭総合支援拠点」の機能を保健福祉総合センターに一元化し、ゼロ歳から18歳までのあらゆる子どもとその家族に対して子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児への悩みや児童虐待への対応も含め、さまざまな相談に対応し、適切な支援につながる体制を整備してまいります。

また、昨年度実施した子どもの生活実態アンケート、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の結果

に基づき、本年度において「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの貧困対策を含め、子どもが健全に育つ良好な環境づくりを目指してまいります。

「高齢者支援」につきましては、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、住みなれた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化と推進を図るとともに、高齢者やその家族への適切な指導、助言を行う地域ケア支援の充実に向け、地域包括支援センターの機能が十分に発揮されるよう、総合相談を初め認知症対応、権利擁護など専門的な相談支援体制を強化してまいります。

また、町内にある三つの地域密着型施設につきましても、必要な実地指導を行うとともに、介護事業所との連携、協議を進め、円滑な人材確保を図り、より質の高いサービスの提供体制を構築してまいります。

ラベンダーハイツにつきましては、介護報酬の減額改定や慢性的な介護士不足などにより極めて厳しい運営状況にあることから、新たな介護士の採用とともに、一般会計から一定の財政支援を行いながら、効率的な運営と経営の安定化に努めてまいります。また、本年度は屋根の改修、屋上の防水工事を実施し、住みなれた地域の中で安心して生活を継続していくための心のよりどころ、地域の高齢者福祉、在宅福祉の拠点施設として、利用者やその御家族、地域の皆様に信頼される施設運営に取り組んでまいります。

「障がい者支援」につきましては、一般就労を目指す方の適応訓練を行う就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所利用への支援を行うほか、本年度は「第3次地域福祉計画」に新たに位置づけられた「成年後見制度利用促進計画」の初年度であることから、高齢者を含め、社会福祉協議会との連携による研修会の開催などを通じて制度の周知を図るとともに、成年後見センターの開設を目指して関係機関との協議を進め、支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう体制の充実に向け取り組んでまいります。

「地域福祉」につきましては、就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障害者、児童の福祉に共通する課題について、関係機関や団体との連携のもと、諸課題に対応できる包括的な総合相談支援体制の整備に取り組むとともに、本年度は「第3次地域福祉計画」に新たに位置づけられた「自殺対策計画」の初年度であることから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、富

良野保健所と連携・協力し、専門家による相談事業を進めてまいります。

また、核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化などを背景に、就労や心身の状況、地域社会との関係性など、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者が増加している状況にあることから、民生委員・児童委員や関係機関などの協力を得ながら、援護を必要とする世帯の継続的な実態把握を行い、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知や利用に関する助言、指導を通じて必要な支援を行うとともに、社会福祉協議会との連携により、ボランティアを必要とする側、担う側双方のニーズを把握し、活動の活性化を図られるよう検討を進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、昨年度から北海道と市町村が保険者として共同運営を行うこととなりましたが、少子高齢化、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、今後も引き続き、住民の特定健診と保健指導に重点を置いた生活習慣病予防を実施し、医療費の抑制を図りながら持続的で安定的な事業運営に努めてまいります。

次に、「活力と交流あふれる産業のまち」についてであります。

「農林業」につきましては、新たに策定した「第8次農業振興計画」を着実に推進することを基本とし、農業後継者はもとより、多様な人材が就農できるよう農業、農村への理解促進を初め、キャリア教育の充実や専門的な研修、教育を推進するほか、担い手サポート奨励補助、新たな農業担い手育成等支援補助などの支援策により新規就農者が円滑に就農できる環境を整えてまいります。

生産性の向上、経営の安定化を図るため、引き続き東中、島津の6地区における基盤整備事業を初め、農村地域防災減災事業として実施されている西1線排水路、日の出排水路整備事業の早期完了に向け、関係機関への要望を行うほか、生産物の円滑な運搬による品質の保持など、産業道路としての機能と輸送の安全性向上を図るため、引き続き北17号道路の整備を進めてまいります。

また、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足の対応、農業生産の維持、拡大につながるため、省力化や効率化を可能にする、スマート農業を初めとする新技術の導入促進に向けた検証や情報収集を行うとともに、農業再生協議会と連携し安定生産、高品質化などの取り組みを推進してまいります。

畜産環境整備につきましては、道営草地畜産基盤整備事業（ふらの地区）に沿線自治体、JAなどの

関係機関と連携して取り組み、労働力負担の軽減、生産の効率化を図るとともに、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて、制度活用による施設や機械の整備などにより、国際化にも対応できるよう酪農経営の強化、安定化を進めてまいります。

「食」による地域の魅力づくりにつきましては、町内の飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューづくりが活発に行われており、農業者による6次産業化の取り組みにも広がり生まれ、商品化につながったものについては町内外でのイベント、インターネットや店舗での販売実績も着実に伸びてきていることから、これらが地域ブランドとして定着するよう、ふるさと応援寄附制度も活用し、引き続き支援を行うとともに、新たな商品開発を目指す事業者に対しては設備投資やノウハウの習得など、ハードとソフト両面での支援を進めるほか、地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催など、農・商・工の産業間連携による町の魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ってまいります。

また、学校給食での利用、収穫祭を初めとするイベントや店舗での販売、PR推進などにより、地元の方が地元農産物に触れる機会を拡大し、その品質の高さと安全性についての理解を深める取り組みを進めてまいります。

林業につきましては、町内民有林の約7割が人工林であり、そのうち約8割が伐採期を迎えており、木材生産はもとより、水源の涵養、山地災害や地球温暖化の防止など多面的な機能を持つなど、私たちの生活と深く結びついていることから、本年度導入される森林環境譲与税を初め、国や北海道の制度活用を図るとともに、新たに策定した「森林整備計画」に基づき民有林の計画的な間伐や植栽を促し、森林の持つ多面的機能発揮に向けた保全、整備を推進してまいります。

エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣による農業被害につきましては、新たに策定した「鳥獣被害防止計画（第4次）」に基づき、引き続き猟友会の協力のほか、国の支援制度も活用しながら駆除対策を継続してまいります。

「商工業」につきましては、事業活動の活性化による地域の発展において商工会が果たすべき役割が大きいことから、個々の経営支援など町内事業所の活動が継続的かつ円滑に行われるよう、商工会の運営強化に向けて支援を拡充してまいります。

新たに策定した「第2次商工業振興計画」に基づき、経営の基盤強化を支援する持続化補助事業を拡充するほか、新規出店を促す新規開業等支援事業、町融資制度による支援を引き続き進めてまいります。

後継者不足、事業継承が大きな課題となっていることから、後継者に対する奨励制度により担い手の確保につなげるとともに、将来を担う若い後継者や従業者のスキルアップ、異業種間の交流の場として実施している人材育成アカデミー事業を継続実施し、担い手の育成と活力ある地域産業づくりに取り組んでまいります。

「観光・交流」につきましては、新たに策定した「第2次観光振興計画」に基づき、多様な観光・交流資源を生かし、観光地としての機能や利便性を高める施設や設備について計画的な整備の方向性を定めるとともに、各種イベントの充実を図りながら、観光客の誘致拡大に取り組んでまいります。

新たな魅力づくりへの取り組みとしましては、地域再生計画に基づく「活火山の恵みと脅威を活力に～「十勝岳」魅力再発見プロジェクト～」の柱である、小説「泥流地帯」映画化への取り組みを進めるとともに、町民有志による「『泥流地帯』映画化を進める会」を中心とした機運醸成活動、ロケ支援の体制づくりを進めてまいります。また、十勝岳四季彩イベント事業につきましても、それぞれのイベントの充実や運営基盤の強化を図り、魅力の向上につなげるほか、これらの事業推進に当たっては、ふるさと応援寄附や企業版ふるさと納税制度の有効な活用に努めてまいります。

近年、急増する訪日外国人観光客の受け入れ環境の改善に向けては、地域おこし協力隊による観光推進員を観光協会に配置し、インフォメーション機能の強化と来町者の満足度向上を図るとともに、利便性向上策として関係団体とキャッシュレス化に向けた協議を行い、早期の実現を目指してまいります。

また、地域の活力創生を図るため、産業、賑わいの拠点となる複合的な機能を備えた施設の整備に向け、本町の潜在力や地域資源が最大限に生かされる機能や規模、立地、有効な整備・運営方法などについて、町民の意見や思いの反映に努めながら、地域活性化への弾みとなるよう基本計画の策定に着手してまいります。

十勝岳ジオパーク構想につきましては、郷土館などの拠点施設の整備、解説板の設置、モニターアールの実施、教育活動、サポーターやガイドの養成などに取り組み、着実に実績を重ねてきており、本年度は地域おこし協力隊であるジオパーク専門員の交代時期に当たることから、新たな専門員の着任を待ってさらなる取り組みを進め、早期の日本ジオパークネットワークへの正規会員認定を目指してまいります。

「雇用対策」につきましては、新規開業等支援事業や企業振興事業の継続した取り組み、ハローワー

クなどを通じた求人情報の迅速な提供により雇用促進に努めるほか、北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援に取り組み、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につながるよう推進してまいります。

次に、「発展を支える生活基盤が整ったまち」についてであります。

「道路・公共交通」につきましては、安全性や利便性を初め景観など地域特性に配慮した国道、道道の整備を関係機関に引き続き要請してまいります。特に北海道が実施している道道吹上上富良野線の街路整備の早期完成と、昨年一部開通しました地域高規格道路、旭川十勝道路の整備促進に向け、旭川十勝道路整備促進期成会とともに引き続き要望してまいります。

町道につきましては、「道路等整備計画」の更新を図りながら計画的、効率的に整備を進めており、本年度は簡易舗装5路線、改良舗装2路線を実施するとともに、橋梁においては114橋について「橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行うほか、実施設計と修繕工事を各2橋ずつ実施してまいります。また、砂まき機と車両の更新を図り、冬道の安全を確保してまいります。

JR富良野線の維持・存続につきましては、昨年国土交通省が「JR北海道の経営改善に向けた取り組み」を着実に進めるよう監督命令を出したことを受け、JR北海道が策定した「富良野線事業計画」に沿いながら、沿線5市町で組織するJR富良野線連絡会議における協調体制のもと、全道的な動向を見きわめながら、路線存続のための今後の対応について方向性を定めてまいります。

町営バス十勝岳線につきましては、町の主要観光地である十勝岳温泉への公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客も利用する路線であることから、引き続き維持に努め、サービスの向上を目指してまいります。

予約型乗合タクシー事業につきましては、高齢者や障害者などの地域内における交通手段として定着していることから、運行委託事業者と連携を図りながら、利便性向上と安全運行に取り組んでまいります。

「情報化」につきましては、町民の利便性向上に向け、電子申請等の利用を促進するとともに、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線LANアクセスポイントの増設を初め、町全体のさらなる情報化を進めてまいります。

「住環境整備」につきましては、「住生活基本計画」「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住

宅の計画的な建てかえ整備を実施してきたところですが、少子高齢化や生活様式の変化などにより全国的に空き家が増加しており、本町においても民間賃貸住宅において空室がふえてきていることから、今後は町営住宅の適正な整備・管理戸数の設定のほか、民間賃貸住宅との共存など、住宅環境を取り巻く実態を踏まえた総合的な施策が必要と判断し、本年度において両計画の見直しを行ってまいります。

平成26年度から建てかえ整備を進めてきた泉町南団地につきましては、現在4号棟まで建設を終えたところですが、町内における住宅ニーズの多様化に伴い、町営住宅に対する需要も変化していることから、平成23年度に策定した、「泉町南団地建替事業計画」についても見直しを行い、人口動態や入居需要に見合った整備計画に改め、高齢者や障害者などに配慮した整備となるよう進めてまいります。

また、住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるよう、リフォーム費用助成制度、耐震改修費用助成制度を継続して実施してまいります。

移住促進に向けた取り組みとして、新たに策定した「第2次定住移住促進計画」に基づき、移住体験プログラムの導入や移住を希望する現役世代との就労を合わせたマッチングの仕組みづくり、民間の空き住宅を活用した移住体験宿泊施設の提供などの移住促進策について調査研究を行うとともに、町内在住者が生涯にわたり住み続けていけるような環境づくりが何よりも重要との認識に立ち、地域で安定的に豊かな生活を継続できる取り組みを進めてまいります。

次に、「ともに生き、ともにつくるまち」についてであります。

「人権尊重・男女共同参画」につきましては、人権擁護委員による未就学児や小中学生を対象とした人権教室等の開催を初め、さまざまな機会を通じて啓発活動を行い、差別や偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会に向け、人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図るとともに、女性としての視点や能力の活用のため、町の各種審議会などへ女性の積極的な登用を行うほか、地域や団体の役員などへの登用についても働きかけ、女性が活躍できる環境づくりを行ってまいります。

「コミュニティ」につきましては、核家族化や少子高齢化の進行、価値観の多様化などに伴い、地域活動に参加する住民が減少するなど、地域の中でのつながりが希薄化する一方で、子育てや高齢者の生活支援、災害時の要援護者支援など生活上の課題への対応において地域コミュニティーが果たす役割が

非常に重要なことから、町内会加入促進チラシの配布や地域コミュニティー活性化会議の開催などを通じて「つながる意識」の醸成と「地域活動に参加する意識」の浸透を図るとともに、住民自治活動推進交付金、協働のまちづくり推進補助金の運用を通じて、地域団体の自主的な活動を支援してまいります。

「地域間交流」につきましては、友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、訪問交流、友好都市パネル展の開催などの交流事業を推進するとともに、友好都市提携20周年を機に芽生えた民間事業者間における経済交流についても継続、発展が図られるよう支援してまいります。

同じく友好都市であるカナダのカムローズ市との交流につきましては、グローバル化が進んでいる社会情勢を踏まえ、今後の交流活性化に向け、有効な手段や内容について検討してまいります。

「協働」につきましては、第6次総合計画において、まちづくりを進める上で基本とする三つの視点の一つに位置づけております、全ての施策の根幹を成すものであります。「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき、まちづくりフォーラムの開催などを通じて郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、学習の場として出前講座のメニューや内容の充実を図り利用促進に努めるほか、まちづくり活動が広く町民へ浸透するようさまざまな方策を探りつつ、啓発運動を推進してまいります。

町の各種計画策定や見直しなどに当たっては、審議会委員の一般公募やアンケート調査、パブリックコメントの実施などにより、町民の皆様がまちづくりに参画する機会をより一層充実してまいります。

「自衛隊との共生」につきましては、昨年12月に新たな「防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画」が示されたことから、関係する市町村や機関、団体と連携を図り、引き続き上富良野駐屯地の現状規模はもとより、さらなる拡充に向けて要望活動を進めてまいります。また、演習場の安定的、継続的使用に向け、これまで同様、駐屯地と連携し、障害の防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺的生活環境などの向上に取り組むほか、演習場周辺地区の振興策を実施してまいります。

「行財政運営」につきましては、本年度から5年間を計画期間とする「町政運営推進プラン」を策定したところであり、本年度に取り組むべき項目についてまとめた「プラン31」の着実な実践に努めるほか、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度の活用による人材育成の取り組みと合わ

せ、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築を目指してまいります。

また、組織内の連携により収納対策の取り組みを進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取り組みにより収納率向上に努め、町の財源確保を図るほか、行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図ってまいります。また、受益者負担の適正化につきましても、使用料や手数料などの収入について点検、見直しを行ってまいります。

ふるさと応援寄附制度を活用したふるさと応援モニター事業につきましては、地域の特産品を広くPRするとともに、地域活性化財源としての確保を図るほか、企業参画による新たな財源調達手段として、内閣府の認定に基づく企業版ふるさと納税制度の有効活用を図ってまいります。

広域行政の推進につきましては、新たに定めた「第3次富良野広域連合広域計画」に基づき、構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し、相互理解を深めながら取り組むとともに、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携により、圏域全体の発展に向けた具体的な取り組みを新たに定めた「第2次富良野地区定住自立圏共生ビジョン」の着実な推進を図ってまいります。

十勝岳ジオパーク推進協議会の事務局体制につきましては、本年度からは美瑛町の「丘のまち郷土学館・美宙」内に一本化し、それぞれの町内にとどまらない、美瑛・上富良野エリアを一体化した事務局体制を構築してまいります。

また、本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、本年度が最終年度に当たることから、これまでの取り組みについて総括するとともに、国や北海道の施策動向を見きわめながら、人口ビジョンの見直しと合わせて、第2期の戦略策定に向けて取り組んでまいります。

最後に、第6次総合計画に掲げた六つの分野目標のうち、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを基本に推進してまいります。本年1月に改訂いたしました「上富良野町教育大綱」に示した「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながるかみふらのの教育」の基本理念の実現に向け、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら教育行政の推進に努めてまいります。

以上、平成31年度の町政執行に当たり、所信を

述べさせていただきます。

次に、平成31年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計では、総額64億9,700万円、前年対比3.3%、2億2,100万円の減となっておりますが、地方税収入の大幅な伸びも見込めない中、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財政状況にあり、各事務事業の見直しや各施策に対する優先順位の判断のもと、各目的基金からそれぞれの支消目的に沿った繰り入れを行うとともに、財政調整基金からの繰り入れによる調整を行いながら、限られた財源の中で最大限の効果を発揮することを基本に本年度予算を調製したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設などの改修、新たな建設事業、地域産業の振興や急速な少子高齢化などさまざまな課題への対応が求められており、今後大きな財政需要が想定されることから、引き続き安定的で持続可能な財政構造の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてであります。制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様に、効率的な運営方針のもとに財政見通しを立て、加えて、一般会計からの繰り出し金及び補助金などについては、法令の繰り入れ基準に基づくものや財源構成上妥当なものに限り、措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では、総額11億9,907万1,000円、前年対比2%、2,460万1,000円の減となっております。

これは、被保険者数の減によるものであり、今後におきましても、保険者として北海道とともに、健全で安定的な国保運営を進め、加入者が安心して医療を受けられる体制の維持・確保に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計では、総額1億4,596万3,000円、前年対比0.6%、37万8,000円の増となっております。

これは、被保険者と本年度から新たに取り組む重症化予防等推進事業費の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額10億4,28万8,000円、前年対比3%、2,892万6,000円の増となっております。

これは、要介護者数、認定率の増加に伴う介護サービス等給付費の増加のほか、総合事業等地域支援事業、介護予防事業、地域包括支援センター事業の拡充による増額を見込んだものであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額3億2,270万9,000円、前年対比15.7%、4,388万2,000円の増となっております。

主な原因としては、介護士の新規採用に伴う職員人件費、臨時介護士の処遇改善に伴う賃金の増、屋上防水と屋根改修工事の実施などによるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額8,248万2,000円、前年対比0.4%、36万5,000円の増となっております。

主な要因としては、企業債償還により公債費が増加したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額3億6,279万4,000円、前年対比20.5%、9,361万3,000円の減となっております。

主な要因としては、浄化センター長寿命化計画に基づく更新事業、雨水管整備事業の年次事業量の減によるものであります。

次に、水道事業会計では総額2億8,467万9,000円、前年対比3.6%、1,062万7,000円の減となっております。

収益的収支においては、給水量の減少に伴う料金収入の減、資本的収支では、企業債償還金の減によるものであります。

最後に、病院事業会計では、総額9億7,046万7,000円で、前年対比0.1%、95万6,000円の減となっております。

収益的収支においては、材料費などの減、資本的収支については、医療器械整備費の増で、総額では減額となっております。

これら特別会計と公営企業会計の予算合計は、43億7,245万3,000円で、さきに申しあげました一般会計予算と合わせた町全体の予算は、108億6,945万3,000円、前年対比2.5%、2億7,724万6,000円減の規模となっております。

以上、予算の概要を申し上げましたが、地方の経済状況が好転しない中、依然として厳しい財政運営ではあります。かけがえのない私たちの郷土の発展は全ての町民共通の願いであります。これまで幾多の困難を乗り越え、今日の「かみふらの」を築いてきた先人の労苦を胸に刻み、笑顔があふれる未来へ、そして次の世代へしっかりとつないでいけるよう、足元を見据えたまちづくりを目指すとともに、全ての町民が一体となった「協働活動」を通じて、ともに支え合い、ともに歩む1年となるよう最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様、並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願

い申し上げ、平成31年度の町政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、服部久和君。

○教育長（服部久和君） 平成31年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め町民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

近年、我が国は、情報技術の飛躍的な進歩や人口減少・少子高齢化、グローバル化の一層の進行などにより、社会構造や生活環境が予測を超えて急速に進展する時代となっています。このような予測困難な時代に対応するため、新学習指導要領においては、子どもたちがみずから未来を切り開く資質・能力を確実に身につける教育を、地域・社会と連携して進めていくことを目指しています。

教育委員会では、こうした教育情勢の中、本年度改訂した「上富良野町教育振興基本計画」「上富良野町教育大綱」において「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながる かみふらのの教育」を新たに教育理念として決めました。この理念が求める「自然豊かな上富良野で、希望を抱き、自らの夢に挑戦し、実現していく人」「ふるさとへの愛情と誇りをもち、共に支え合い、社会で生き抜く人」の育成を目指した教育行政の推進に努めます。

学校教育においては、「夢ひろげ、たくましく未来を切り拓く児童生徒の育成をめざす学校教育の推進」を基本方針に、「生きる力を培う学びの推進」「家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進」「安心して学び、安全に過ごす教育環境整備の推進」を進めてまいります。

新学習指導要領については、1年後に小学校、2年後に中学校において完全実施となることから、学習指導要領の趣旨を全教職員が理解するとともに、各学校が地域の特色や児童生徒の実態に即して編成する教育課程作成に対し、必要な情報提供と指導助言を行います。

さらに、認定こども園から小学校への円滑な接続と、小1プロブレムへの対応を図るため「スタートカリキュラム」を作成し、実施します。

また、平成30年度末には、上富良野町内全ての小中学校にコミュニティー・スクールを導入しました。地域のさまざまな団体や住民会の皆様が学校の教育活動にかかわり、子どもたちの成長や地域の教育力の向上が図られるよう、平成31年度も、コミュニティー・スクールのよさを生かした学校運営

に努めてまいります。

教育制度や内容の改革にあわせて、教職員の働き方の見直しが全国的に求められています。子どもたちと直接かかわる教職員が、健康で、能力を存分に発揮できる職場づくりが急務となっていることから、昨年10月には「学校における働き方改革 上富良野町業務改善計画」を策定しています。教職員の超過勤務や中学校の部活動など、教職員の日常の業務を見直すとともに、「学校閉庁日」「定時退勤日」の設定・実施など、計画の着実な実践に取り組んでまいります。

「確かな学力の向上」につきましては、全国学力・学習状況調査が、小学校の国語A・B・理科においては、正答率で全国平均を下回りましたが、算数Aが初めて全国平均を上回りました。中学校の国語は全国平均とほぼ同様で、数学・理科では全国平均を上回りました。

各学校では、全国学力・学習状況調査やさまざまな検査などの分析から「確かな学力の育成プラン」を作成し、学力向上の目標を設定するとともに、日常の学習における具体的方策を全校体制で進めてまいります。

教員の授業力向上に向けては、「今日的な課題に対応する研修視察」の実施、「公開研究会」の開催などに継続して取り組んでまいります。

また、昨年度に引き続き、上富良野小学校に学習支援員を配置し、就学後の児童への細やかな支援と学習規律の早期定着を図ってまいります。

「豊かな心の育成」につきましては、みずからを律し責任感や規範意識を持ち、思いやる心など、本町の子どもたちに定着している「豊かな心」を育む教育を一層推進してまいります。

そのために、「特別の教科道徳」を中心として、教育課程全体で「よりよく生きるための基盤となる道徳性」を養うとともに保護者等への授業公開に努め、家庭と連携した取り組みを進めてまいります。

また、農業学習や防災学習・職場体験学習など上富良野町の基幹産業を学ぶふるさと学習を充実し、学びの中に体験活動や地域人材を活用し、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む教育に努めてまいります。

「たくましい体づくり」につきましては、「全国体力運動能力、運動習慣調査」から体力合計点で全国平均を小学校女子は上回りましたが、小学校男子、中学校の男女については下回る結果となりました。正しい生活習慣と望ましい食生活を身につけるために、栄養教諭を中心とした学校全体での食に関する指導の充実を図ってまいります。

また、各学校で継続している体力づくりや体力テ

ストへのボランティア派遣などの支援を継続します。

アレルギーなどの健康問題などにつきましては、学校生活管理票を活用し、保護者、学校、医療機関による一層の連携を図り、一人一人への適切な対応に努めてまいります。

児童・生徒の指導等につきましては、全国的にいじめや不登校、虐待、自殺・体罰・ネットトラブルなどの問題が依然として後を絶たない現状があります。

本町においても、「いじめ」はいつでも起こり得るという認識を学校全体で共有し、教育相談や「いじめ」アンケート調査の計画的・複数回の実施など、昨年度改訂した「上富良野町いじめ防止基本方針」を踏まえて取り組んでまいります。

また、児童生徒や保護者からの相談窓口として電話や手紙で応じる「かみふらのあんしんライン」「子どもSOSミニレター」を継続してまいります。

「不登校」は、学校や各機関でさまざまな対応をしているところですが、町内小中学校においても、人数・不登校日数の増加傾向が続いています。児童生徒のカウンセリングや保護者の相談体制の充実を図るべく、今年度新たに臨床心理士を職員として配置します。

臨床心理士は、これまでのスクールカウンセラーとしての役割はもちろん、就学前から就学後の継続した発達支援など、町全体の子どもたちの心の健康と健やかな成長をサポートしてまいります。

特認校の取り組みにつきましては、東中小学校の特色ある学校づくり、複式教育による少人数指導の充実、地域と学校が一体となった教育活動を支援し、特認校として魅力ある学校づくりを進めます。特別支援教育につきましては、発達障害の認知や特別支援教育に対する理解が深まるとともに、対象児童の増加やその多様化が課題となっています。

インクルーシブ教育の視点を大切にしたいきめ細やかな特別支援教育推進に向け、医療機関や福祉関係機関と連携した早期からの教育支援体制を充実するとともに、合理的配慮に基づいた基礎的環境の整備や保護者との合意形成を大切にしたい教育相談を充実し、児童生徒にとってより適正な教育環境の提供に努めます。

また、「特別支援教育連絡協議会」や「教育支援委員会」において、関係者の連携や研修を通じた指導力の向上、自立や進路・社会参加に関しての支援を積極的に進めます。

さらに、個別の指導や交流及び共同学習の円滑な実施に向け、今年度も、上富良野小学校と上富良野

西小学校、上富良野中学校に「特別支援教育指導助手」を引き続き配置します。

上富良野小学校に設置しています、言語通級指導教室（ことばの教室）については、教育委員会と設置学校の連携による効果的な運営を推進します。

学校の危機管理につきましては、昨年は、北海道において、台風や胆振東部地震など、大きな災害が続きました。自然災害はいつでも起こり得るという心構えで、日常的な防災管理を進めてまいります。今後も各種マニュアルを点検し、緊急事態における児童生徒への安全対応、十勝岳の噴火発生時の対応など、関係機関との共通理解を図り継続して取り組んでまいります。

児童生徒の登下校時の安全につきましては、「通学路安全推進会議」による危険箇所の確認や改善要望、住民会・町内会による登下校時の「見守りパトロール」など、関係機関と連携し、協力をいただきながら、地域総ぐるみで子どもたちの見守りに努めてまいります。

各学校においても、避難訓練や防犯訓練などを行うとともに、安全教育を通じて子どもたち自身の危機対応能力の育成を図ります。

教育環境の整備等につきましては、上富良野西小学校の教育用パソコン及び電話設備の更新、東中小学校の教育用パソコン更新を行います。

教育費の保護者負担については、経済的理由による就学援助を継続するとともに、保護者の負担軽減に努めてまいります。

学校給食につきましては、本年度も衛生管理と食材の安全管理に努め、新鮮な地元産の食材を活用し、顔の見える学校給食の提供に努めてまいります。本年度も、「お弁当持参の日」を年7回設定し、食への関心を高めることや、つくってくれている方へ感謝の心を育む機会となるよう実施してまいります。

国際理解教育及び外国語教育につきましては、平成28年から2名の外国語指導助手（ALT）を小学校・中学校に配置しており、児童生徒の英語に対する興味・関心やコミュニケーション能力が向上しています。

本町では、新学習指導要領の全面施行に先がけて、平成30年度から、小学校3・4年生で35時間、5・6年生で70時間の英語学習を実施していますが、さらなる外国語教育の充実に向け、教員とALTの役割分担や効果的な指導のあり方について研究するとともに、英語・外国語活動推進委員会において、指導力向上を促進してまいります。

また、英語指導用教材整備、小学校外国語巡回指導教員の配置など、外国語学習の環境を整えてまい

ります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、中学卒業生の減少や進路希望が多様化するなど、今まで以上に生徒の確保が難しく、存続が危ぶまれる状況にあります。

上富良野高等学校では、きめ細やかな学習指導や上富良野町の歴史・風土を学ぶ「十勝岳ジオパーク学習」などの特色ある教育、町内外への教育活動の情報発信や事業参加を積極的に進めています。

本年度も引き続き、通学費や就学支援金、入学準備金の助成のほか、介護職員初任研修を初めとする各種資格取得や地域に根ざした活動を支援してまいります。また、これまでと同様、地元関係各位の御協力をいただき、地元高校存続に向けて全力を尽くして取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、各種事業と社会教育施設等を活用する中で、町民一人一人に生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供し、町社会教育基本方針に掲げる「生涯学習活動の充実と人を育む環境づくりの推進」「健康づくりのためのスポーツ活動の推進」「心の豊かさを育む文化・芸術活動の推進」に向けた取り組みを進めてまいります。そのために、平成31年度からの第9次社会教育中期計画に掲げる6領域8分野17項目の施策に基づき、国や北海道の施策と連携し、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実と連携・融合を進めてまいります。

家庭と地域の教育力向上につきましては、家庭における子どもたちの人格形成に必要な「基本的生活習慣」と「調和のとれた心身」を育むことが教育の原点であります。このことから、「早ね・早おき・朝ごはん運動」や「生活リズムチェックシート」の活用などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解を深めるとともに、家庭教育学級などの学習機会や情報提供に努め、本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操を豊かにする取り組みなど、関係機関と連携を図りながらその充実を図ってまいります。

青少年の健全育成につきましては、「青少年健全育成をすすめる会」や「子ども会育成協議会」などの教育関係団体との活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら青少年が健やかに育つ環境づくりを進めてまいります。

また、放課後事業につきましては、「安全で楽しく安心して過ごせる居場所」としての「放課後クラブ・放課後スクール」の運営を継続し、内容の工夫充実に努めながら、子育て支援の推進を図ってまいります。

生涯学習活動の推進につきましては、幼児から青少年・成人・高齢者まで生涯にわたる各世代の学習

活動の充実と推進を図ってまいります。青少年教育につきましては、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的活動を尊重し支援する中で、スポーツ及び文化活動の推進を継続してまいります。また、青少年のリーダーや仲間意識を育むよう「なかよしサミット」「通学合宿」を開催するほか、子ども会事業と連携したジュニアリーダーの育成を進めてまいります。

また、今年度より、青少年期における海外でのホームステイ等の生活文化体験や語学研修を行い、グローバル化や価値観の多様化に対応していく人材を育成するため、中学・高校生を対象とした海外派遣事業を進めてまいります。

成人につきましては、マイブラン・マイスタディー講座など自主的な学習活動への支援と公民館講座の開設を初め、女性学級による学習機会の提供に取り組むほか、女性連絡協議会の活動に支援を行ってまいります。

高齢者につきましては、「若く老いよう」を合言葉にした「いしずえ大学」の学びの機会を充実していくとともに、生きがいづくりとボランティア活動の促進を図ってまいります。

今後も、成人者や高齢者の方々が培った知識や技能を各種の学習活動や体験活動に生かし伝えていくなど積極的にかわりを持ちながら、学び合い支え合う人づくり・まちづくりを進めてまいります。

図書館の運営につきましては、各世代の読書に親しむ環境づくりが重要であることから、一般書の整備拡充を図るとともに、今年度策定された第3次子ども読書推進計画に基づき、児童書の蔵書充実や図書館まつりなどを開催し、その利用促進に努めてまいります。さらに、子どもたちへの読書への関心を高めるよう、読書スタンプ帳の発行や親子が選んだ絵本を贈る「すくすく絵本」、移動図書館活動を継続して推進するとともに、ボランティア団体による小学校等での読み聞かせ活動の支援と各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックの配布を行ってまいります。

また、図書館に「子育て支援・家庭教育コーナー」を設置し、関係図書の充実を図り、子育て支援と家庭の教育力の向上を進めてまいります。あわせて、図書館職員を学校司書として各学校に派遣し、学校図書館の運営を支援してまいります。

スポーツの振興につきましては、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を図るとともに、私たちに多くの夢や感動・楽しみをもたらす、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない大切な役割を果たしています。

そのため、それぞれの体力や年齢に応じた多様な

スポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ推進委員及びスポーツ団体と協力して各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するほか、指導者の育成及び青少年等のスポーツ活動に支援を行ってまいります。また、スポーツ教育の基盤を支える人的資源でありますB&Gインストラクターを養成し、職員の資質向上を図ってまいります。

文化の振興につきましては、人々の心に安らぎと
うおいをもたらすことを目標に、文化団体や愛好者と連携し、自主企画芸術鑑賞事業などを通して優れた芸術・芸能・文化に触れる機会の充実を図ってまいります。さらに、町民芸術鑑賞事業として、芸術や音楽などに接する機会に触れられる芸術鑑賞会を実施するとともに、文化活動に参加する機会拡充のため引き続き文化教室を開催し、文化芸術活動を支援してまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求めて活動を行っている文化芸術活動団体の発表の場として総合文化祭を開催するとともに、富良野地区文化団体交流会への参加など、その発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承・発展を目指してまいります。

郷土館の運営につきましては、ふるさと学習に活用が図られるよう郷土館ホームページの収蔵資料による情報提供や郷土歴史を探訪する研修会、総合文化祭に「郷土館特別展」を開催するほか、十勝岳ジオパーク構想の取り組みを学び普及できるよう引き続き展示を行うなど、多くの皆様に郷土の歴史などについての知識や造詣をさらに深めていただけるよう努めてまいります。

また、町民の歴史学習の機会の充実と観光客への対応を図るよう、開拓記念館もあわせて、日曜日・祝日の臨時開館を継続して取り組んでまいります。

社会教育の基盤整備につきましては、町民の社会教育活動の核となる施設の整備として、島津球場外野フェンス整備、パークゴルフ場芝生環境の機材整備を行ってまいります。さらに、利用者ニーズの多様化に対応するため、各団体や地域の御意見を伺う中で、維持管理の向上と有効利用が図られ、多くの方が安全で安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

以上、平成31年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

十勝岳の自然豊かな地域素材や人材を生かし、家庭・学校・地域が一体となった教育活動を大切に、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位の御支援と御協力をお願い申し上げます。教育行政方針といたします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は40分といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

執行方針に続いて、各会計予算についての説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 先ほど町長から平成31年度の町政全般の執行における基本的な方針について、また、教育長からは教育行政の方針について、それぞれを述べられました。その方針等に沿いまして編成いたしました平成31年度の各会計予算のうち、最初に、一般会計予算の議決項目の部分につきまして御説明を申し上げます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開きください。

議案第1号平成31年度上富良野町一般会計予算。

平成31年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億9,700万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

- 1 款町税、10億2,208万7,000円。
- 2 款地方譲与税、1億1,680万円。
- 3 款利子割交付金、60万円。
- 4 款配当割交付金、220万円。
- 5 款株式等譲渡所得割交付金、100万円。
- 6 款地方消費税交付金、2億2,000万円。
- 7 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、5,200万円。
- 8 款自動車取得税交付金、500万円。
- 9 款地方特例交付金、1,200万円。
- 10 款地方交付税、27億6,500万円。
- 11 款交通安全対策特別交付金、170万円。
- 12 款分担金及び負担金、729万円。
- 13 款使用料及び手数料、1億4,240万円。
- 14 款国庫支出金、7億7,926万3,000円。

- 15 款道支出金、5億4,450万5,000円。
 - 16 款財産収入、1,142万5,000円。
 - 17 款寄附金、4,870万7,000円。
 - 18 款繰入金、2億3,260万7,000円。
 - 19 款繰越金、6,000万円。
 - 20 款諸収入、1億7,891万6,000円。
 - 21 款町債、2億9,350万円。
- 歳入合計、64億9,700万円。

4ページをお開きください。

2、歳出。

- 1 款議会費、6,034万2,000円。
- 2 款総務費、8億3,037万円。
- 3 款民生費、14億5,082万3,000円。
- 4 款衛生費、8億3,433万5,000円。
- 5 款労働費、68万7,000円。
- 6 款農林業費、4億2,143万7,000円。
- 7 款商工費、1億7,846万9,000円。
- 8 款土木費、7億2,927万4,000円。
- 9 款教育費、2億9,286万6,000円。
- 10 款公債費、7億6,161万2,000円。
- 11 款給与費、9億1,678万5,000円。
- 12 款予備費、2,000万円。

歳出合計、64億9,700万円。

6ページをお開きください。

第2表は、債務負担行為を設定している7事業について、その期間及び限度額を記載しております。

低温・長雨等農業経営維持資金・利子等補給（平成30年度）、東1線排水路整備事業（平成31年度）南部地区土砂流出対策事業（平成31年度）、見晴台公園指定管理業務（その2）、パークゴルフ場指定管理業務（その2）、教務用PC整備事業及

び役場庁舎温風暖房機、温水ボイラー更新事業について、事業期間に応じて債務負担行為を設定し、事業を進めてまいります。

第3表は、地方債の限度額を延べ7件、2億9,350万円と定め、各項目の利率及びその償還方法等について記載をしております。

特に、将来の財政見通しが不透明であることから、できる限り後年度負担の抑制を図るよう、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事業及び緊急性、必要性の高い事業に絞り、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

加えて、国の地方財政対策で暫定措置されている臨時財政対策債についても、引き続き所要額を計上しております。

以上で、平成31年度上富良野町一般会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君） 続きまして、議案第2号平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の7ページをごらんください。

議案第2号平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,907万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億2,400万円と定める。

8ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款国民健康保険税、2億6,087万2,000円。

2 款国庫支出金、1,000円。

3 款道支出金、8億2,422万6,000円。

4款財産収入、1,000円。
5款繰入金、1億2,793万7,000円。
6款繰越金、1,000円。
7款諸収入、783万3,000円。
歳入合計は、11億9,907万1,000円であり
ます。

9ページをごらんください。

2、歳出。

1款総務費、4,559万3,000円。
2款保険給付費、7億8,384万8,000円。
3款国民健康保険事業費納付金、3億4,193
万2,000円。

4款財政安定化基金拠出金、1,000円。

5款保健事業費、2,192万8,000円。

6款基金積立金、1,000円。

7款公債費、1,000円。

8款諸支出金、65万4,000円。

9款予備費、511万3,000円。

歳出合計は、11億9,907万1,000円であり
ます。

次に、10ページをお開きください。

議案第3号平成31年度上富良野町後期高齢者医
療特別会計予算。

平成31年度上富良野町の後期高齢者医療特別会
計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ
ぞれ1億4,596万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご
との金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

11ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額
のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料、9,573万1,00
0円。

2款使用料及び手数料、1,000円。

3款繰入金、5,011万8,000円。

4款繰越金、1,000円。

5款諸収入、11万2,000円。

歳入合計は、1億4,596万3,000円であり
ます。

2、歳出。

1款総務費、428万5,000円。

2款広域連合納付金、1億4,156万6,000
円。

3款諸支出金、11万1,000円。

4款予備費、1,000円。

歳出合計は、1億4,596万3,000円であり
ます。

以上で、平成31年度の国民健康保険特別会計予
算、後期高齢者医療特別会計予算の議決対象項目の
説明といたします。

○議長(西村昭教君) 次に、介護保険特別会計予
算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(鈴木真弓君) 続きまして、議案
第4号平成31年度上富良野町介護保険特別会計予
算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げ
ます。

予算書の12ページをお開きください。

議案第4号平成31年度上富良野町介護保険特別
会計予算。

平成31年度上富良野町の介護保険特別会計の予
算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ
ぞれ10億428万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご
との金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書き
の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用
することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不
足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費
の各項間の流用。

13ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額
のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款介護保険料、1億9,196万6,000円。

2款分担金及び負担金、22万3,000円。

3款国庫支出金、2億3,131万7,000円。

4款道支出金、1億4,234万6,000円。

5款支払基金交付金、2億5,073万4,000
円。

6款財産収入、1,000円。

7款繰入金、1億8,338万円。

8款繰越金、1,000円。

9款諸収入、432万円。

歳入合計は、10億428万8,000円でご
います。

14ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、4,356万6,000円。

2 款保険給付費、9 億 7 4 1 万 8, 0 0 0 円。
3 款地域支援事業費、5, 2 1 4 万 1, 0 0 0 円。
4 款特別給付費、6 万円。
5 款基金積立金、1, 0 0 0 円。
6 款諸支出金、1 0 万 2, 0 0 0 円。
7 款予備費、1 0 0 万円。

歳出合計は、1 0 億 4 2 8 万 8, 0 0 0 円であり
ます。

以上で、平成 3 1 年度上富良野町介護保険特別会
計予算の議決対象項目の説明とさせていただきます
ます。

○議長（西村昭教君） 次に、ラベンダーハイツ事
業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（北川和宏君） 続きまし
て、議案第 5 号平成 3 1 年度上富良野町ラベンダー
ハイツ事業特別会計予算につきまして、朗読をもち
まして御説明申し上げます。

予算書の 1 5 ページをお開きください。

議案第 5 号平成 3 1 年度上富良野町ラベンダーハ
イツ事業特別会計予算。

平成 3 1 年度上富良野町のラベンダーハイツ事業
特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ
れ 3 億 2, 2 7 0 万 9, 0 0 0 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご
との金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定
による一時借入金の借入れの最高額は 3, 0 0 0
万円と定める。

1 6 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と予算金額
のみを申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款サービス収入、2 億 4, 8 0 8 万 1, 0 0 0
円。

2 款使用料及び手数料、2 万 7, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金、2, 2 0 0 万円。

4 款財産収入、1, 0 0 0 円。

5 款寄附金、1, 0 0 0 円。

6 款繰入金、5, 2 3 9 万 8, 0 0 0 円。

7 款繰越金、1, 0 0 0 円。

8 款諸収入、2 0 万円。

歳入合計、3 億 2, 2 7 0 万 9, 0 0 0 円。

1 7 ページをごらんください。

2、歳出。

1 款総務費、1 億 8, 2 9 8 万 4, 0 0 0 円。

2 款サービス事業費、1 億 8 6 8 万 4, 0 0 0
円。

3 款施設整備費、2, 4 0 0 万円

4 款基金積立金、1, 0 0 0 円。

5 款公債費、5 1 9 万 8, 0 0 0 円。

6 款予備費、1 8 4 万 2, 0 0 0 円。

歳出合計、3 億 2, 2 7 0 万 9, 0 0 0 円。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、簡易水道事業特別会
計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに水道
事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいまより、一
括上程いただきました簡易水道事業特別会計、公共
下水道事業特別会計及び水道事業会計の平成 3 1 年
度予算について、議決対象項目について、議案の朗
読をもって説明申し上げます。

1 8 ページをお開きください。

議案第 6 号平成 3 1 年度上富良野町簡易水道事業
特別会計予算。

平成 3 1 年度上富良野町の簡易水道事業特別会計
の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ
れ 8, 2 4 8 万 2, 0 0 0 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご
との金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）。

第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定によ
り起こすことができる地方債の起債の目的、限度
額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表
地方債」による。

（一時借入金）。

第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定
による一時借入金の借入れの最高額は、2, 3 9
0 万円と定める。

1 9 ページをごらんください。

第 1 表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみを申し上げます。

1、歳入。

1 款使用料及び手数料、1, 3 5 2 万 4, 0 0 0
円。

2 款繰入金、4, 4 3 9 万円。

3 款繰越金、1, 0 0 0 円。

4 款諸収入、6 6 万 7, 0 0 0 円。

5 款町債、2, 3 9 0 万円。

歳入合計、8, 2 4 8 万 2, 0 0 0 円となります。

2、歳出。

1 款衛生費、3,760万9,000円。

2 款公債費、4,487万2,000円。

3 款繰出金、1,000円。

歳出合計、8,248万2,000円となります。

次のページをお開きください。

第2表、地方債。

簡易水道事業に係る起債の限度額を2,390万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表内表記の定めるものであります。

次に、21ページの公共下水道事業に参ります。

議案第7号平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成31年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,279万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,800万円とする。

22ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみを申し上げます。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金、30万1,000円。

2 款使用料及び手数料、1億2,732万9,000円。

3 款国庫支出金、750万円。

4 款繰入金、1億4,955万9,000円。

5 款繰越金、1,000円。

6 款諸収入、4,000円。

7 款町債、7,810万円。

歳入合計、3億6,279万4,000円となります。

2、歳出。

1 款下水道事業費、1億1,652万7,000円。

2 款公債費、2億4,576万6,000円。

3 款繰出金、1,000円。

4 款予備費、50万円。

歳出合計、3億6,279万4,000円となりま

す。

23ページに参ります。

第2表、地方債。

起債の目的、公共下水道事業(一般分)、限度額を1,050万円と、公共下水道事業(資本費平準化分)6,760万円を限度額とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表内表記のとおりと定めるものであります。

次に、24ページの水道事業に参ります。

議案第8号平成31年度上富良野町水道事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成31年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数、4,056戸。

2、年間総給水量、74万8,544立方メートル。

3、1日平均給水量、2,051立方メートル。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億6,868万2,000円。

第1項営業収益、1億5,042万1,000円。

第2項営業外収益、1,826万1,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1億6,868万2,000円。

第1項営業費用、1億2,810万8,000円。

第2項営業外費用、1,299万9,000円。

第3項特別損失、2,000円。

第4項予備費、2,757万3,000円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,734万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,633万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1,100万8,000円と補填するものとする。)

収入。

第1款資本的収入、5,865万円。

第1項企業債、5,840万円。

第2項負担金、25万円。

支出。

第1款資本的支出、1億1,599万7,000円。

第1項建設改良費、7,453万2,000円。

第2項企業債償還金、4,146万5,000円。
(企業債)。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(起債の目的)。

配水管布設替事業限度額5,840万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表内表記に定めるものとします。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第6条、次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、2,965万4,000円。

(他会計からの補助金)。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、439万7,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、529万2,000円と定める。

以上、平成31年度簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の議決対象項目について御説明を申し上げます。

○議長(西村昭教君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(北川徳幸君) 続きまして、議案第9号平成31年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、議決対象項目について御説明申し上げます。

予算書の26ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第9号平成31年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成31年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、業務量。

イ、病床数、一般病床44床。

ロ、定員数、老人保健施設入所28人。

ハ、患者数、年間3万5,800人、1日平均136人。

入院患者、一般病床、年間9,800人、1日平

均27人。

外来患者、年間2万6,000人、1日平均109人。

ニ、入所者数、老人保健施設、年間9,800人、1日平均27人。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、9億4,847万4,000円。

第1項医業収益、6億5,196万7,000円。

第2項医業外収益、1億6,150万7,000円。

第3項老人保健施設事業収益、1億3,500万円。

支出。

第1款病院事業費用、9億4,847万4,000円。

第1項医業費用、8億1,130万5,000円。

第2項医業外費用、215万8,000円。

第3項老人保健施設事業費用、1億3,500万円。

第4項特別損失、1,000円。

第5項予備費、1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、2,199万3,000円。

第1項出資金、919万3,000円。

第2項補助金、900万円。

第3項企業債、380万円。

支出。

第1款資本的支出、2,199万3,000円。

第1項企業債償還金、329万3,000円。

第2項建設改良費、1,630万円。

第3項奨学資金貸付金、240万円。

次のページをごらんいただきたいと思います。

(企業債)。

第5条、起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

医事コンピューター(データ提出)購入事業につきましては、限度額380万円とするほか、起債の方法、利率、償還方法については、表に定めるものであります。

(一時借入金)。

第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)、医業費用と医業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、6億2,740万4,000円。

(2)、交際費、30万円。

(他会計からの補助金)。

第9条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,104万1,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第10条、棚卸資産の購入限度額は、1億2,442万8,000円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)。

第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産。

種類、什器備品。名称、医事コンピューター(データ提出)数量一式。

以上、平成31年度上富良町病院事業会計予算の議決対象項目につきまして御説明申し上げます。

○議長(西村昭教君) 以上で、議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

これからの質疑については、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものとしたしたいと思います。

なお、質疑の回数は議会運営等に関する先例により、概括的範囲として、1人1回限りいたします。

これより、質疑をお受けいたします。

13番村上和子君。

○13番(村上和子君) 町長と教育長に、何点か質問をさせていただきます。

まず、町長の執行方針の9ページですが、包括的な総合相談支援体制の整備に取り組むと、こう申されていますが、これはやはり高齢者やその家族に関する、介護に関する相談ですとか、住まいですとか心配事ですとか、いろいろな生活、大変幅広く、これはやはり安心して暮らせることができるということになりまして、町長が目指しておられる町民のみんなが安心して住み続けられるまちづくりに

結びつくことになるのかなと思っておりますが、やはりなかなか幅広く、これに対応するには、社会保険、社会福祉士、それから保健師、ケアマネとか、保健福祉課でも今度は業務が大変ふえるということになりますし、この対応する人材、このままで間に合うのか。やはり張りつけしませんと社会福祉士とか保健師とか、そうしませんとかえって機能がうまく果たせませんと、町民の苦情になることになりますので。それと今度、子育てもここにもってきますから、大変、子どもからお年寄りまでということで連携をうまくしめんと、連携業務の強化、こちらについて町長はどのように、補充なんかは考えにならないのか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、13ページ、雇用対策のところでございますが、今までよく求人側と求人がミスマッチだと、この言葉で申されておりましたが、今度、マッチングサイト、言葉は非常にいいのですけれども、ここと連携を強化して雇用促進を進めるとありますが、やはり既設の団体の訪問ですとか、役場にも企業側に一度集まっていたら、マッチングサイトに登録していただくとか、やはりきめ細やかに情報交換するとかしめんと、言葉はマッチングサイトといいのですけれども、なかなか雇用につながらないと思いますが、そこら辺、どのようにお考えでしょうか。

それから、16ページの、地域や団体の役員などの登用、女性が活躍できる環境づくりに努めると、こうありますが、なかなか男女共同参画法ができてもう20年もたつのですけれども、仕組みづくりが男女共同参画と言いつつも、審議会とか住民会とか、そういったところになかなか当て職が多く、まだまだ女性が進出できる状態でないということで、何かクォーター制とか、何人かはということで、今進めているのは農協の役員ですとか、女性農業委員ですとか、そういったところは非常に取り組んでいただいております、今までと違うあれだと思っておりますけれども。環境づくりとなりますと、やはり女性は仕事と家庭の両立ということも大変でして、若い世代は子どもさんが病気になったりしましたら、ちょっと子どもさんの居場所がなくて、そういった子どもさんの病後の居場所づくりですとか、女性が集まりやすい、集合するような場所といいたほうがいいか、富良野には女性センターというのがございますが、そういった学習したり、そういう場を考えていただくのが、女性の環境づくりではないのかと思いますけれども、町長は女性の活躍について、どのようにお考えになっていらっしゃるのか。

それから、同じく16ページですけれども、町内会加入の窓口で一生懸命、町内会に促進のチラシも配布していただいているのですけれども、今、地域コミュニティーはなかなか大変でして、住民会に何人くらい入っているのかということ、町ではちょっと押さえられないということを知っておりますので、そこら辺何か、今82%でしょうか、住民会の加入率が。なかなか数字が上がっていきませんが、民間のアパートもたくさん建っておりますし、なかなかコミュニティーをつながるということですが、行政側と町民がつながるには、やはり住民会でも町内会でも、何人くらい町内会に加入しているかとか、そういうわかるような仕組みをつくられたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

町長には、その3点をお聞きしたいと思います。

次に教育長ですが、教育長、4ページの不登校、ここ、学校や各機関で対応していただいているのですが、なかなか今、この不登校生が増加の傾向にあるということで大変悩ましいことだと思って、難しいところなのですけれども、やはり今、子どもが何を考えているかわからない。親もどうしていいかわからないとか、そういったことで、今度臨床心理士を職員として配置するということなのですけれども、どうもなかなか、教師も一生懸命取り組んでいただいているのですけれども、もうマニュアルどおりというのでしょうか、病院に行っていただけませんかとか、病院で診察してくださいとか、そういうふうなマニュアルに基づいて指導していただいているのでしょうか、この不登校生に対して、やはり研修を積んでいただいて不登校生が少しでもなくなるようにと思うのですが、ここの取り組み、臨床心理士ですか、この職員を配置されるということですので、幾らか明るい兆しが見えるかと思うのですが、そこら辺、ちょっと教育長にお尋ねしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

お答えの細部につきましては、また後ほどの機会でお答えすることになるかと思いますが、概括的にお答えさせていただきますが、まず、1点目の地域福祉を支える相談体制等の整備についてでございますが、議員御発言にありますように、とりわけ地域福祉に対します相談案件は、もう確実にふえている実態でございます。私といたしましては、お尋ねの中にもあります、子どもに関する相談支援業務も含めまして、かみんのほうにそういった相談事業を

集約化いたしまして、一体的にワンストップ体制の中で相談に応じれるようにしたいというふうに考えております。

とりわけ高齢者福祉等の相談につきましては、御案内のように包括支援センターのほうに、今まで不足しておりました保健師が配置できておりませんが、新年度から保健師の配置もできることになりまして、さらに体制の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、二つ目のお尋ねでございます。雇用対策につきまますマッチングにつきましてですが、これはこれまでもミスマッチの解消ということを申し上げてきておりますが、いまだに、やはり一方においては、企業におきましては、なかなか人材が確保できないと。また、仕事を求めておられる方々については、自分の希望に沿った働き方がなかなか見つからないということで、ミスマッチは相変わらず続いている実態でございます。

これらについては、企業側、あるいは働くことを希望される方々を、コミュニケーションをしっかりと、さらに町ができる部分は支援して、マッチングにつながるようにしたいというふうに考えております。これは引き続き、やはり根気よく取り組むこと以外しかないのかなと考えております。

一方、執行方針の中で述べてさせていただいております、道が行うマッチング事業につきましては、御案内のように、これは国の施策として大都市、大きい、するところによりますと、東京23区内で住んでおられる方が、北海道を含めて地方に職を求めて来られる方について、北海道を目指される方については、北海道がマッチングのコーディネートをすることということで、それに町もこうしてほしいということでございます。そういうアプローチがあったときには、町も積極的に受け入れられるような体制は必要だろうと考えているところでございます。

次に、女性が活躍できる環境づくりでございますが、私といたしましては、さまざまな女性の組織・団体の方々とお話しする機会もある中で、非常に意識が高まっているなということは実感しております。

議員は多分、いろいろな団体や組織の中で女性が活躍できるような比率、場をもうちょっと高めてほしいというような御希望かと思いますが、そういう機運は町内の中で芽生えているというふうに考えております。

ただ、そういう中で少し触れてもおられましたけれども、子どもを育てながらそういう参加をするということに対して、なかなかハードルもあるということも述べておられますが、そういう実態もあろう

かだと思います。そういう意欲を持っておられる方々に悩み、あるいはその課題に町としてどういった形で答えていけるかについては、これからも引き続き、現場の声を聞きながら、女性の声を聞きながら、あるいは組織の皆さん方とお話をする中で、女性の参画する機会を意識的に、ぜひふえるように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、地域コミュニティについての御質問でございますが、町内会の加入率等については、今、数字的には承知していませんが、しかし、加入率が向上しないということは、もうずっと課題となっております。特に、この町内会活動に対する住民の皆さん方の価値観が、かつてのようなお互いが支え合うというような部分も非常に希薄になってきているのかなど。特に、お互いのプライバシーを大事にしようということが、私的に理解すれば、非常にクローズアップされて、お互いを干渉し合わないというようなことも少し地域活動を活性化を妨げることもなっているのかなどいう中でありますけれども、既に、例えばで申し上げますと、大町等においても盆踊りが復活するなど、そういう地域活動を活発にしようという機運、特に推進する事業の経過を見ましても、利用していただける組織や団体がふえてきておりますので、そういう地域コミュニティを活発化しようという機運は徐々に生まれてきておりますので、町といたしましてもそういった活動を引き続き支援してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員からの不登校に関する御質問にお答えをしたいと思います。

不登校の対応として、今までさまざまな対応を続けてきたところであります。

その中で、ここ四、五年の中で不登校の子どもたちがふえている現状を踏まえる中で、不登校対応の問題解決するための対応の難しさを痛感しているところであります。

しかしながら、今回、新たなものとして、今までスクールカウンセラーという職の方を新たに採用するという中で、問題を解決をしていきたいというふうに考えているところです。ただ、スクールカウンセラーを雇用したからすぐ解消するという、決してそういうものではないと思っております。

ともかく、お子さんが学校に行きたくなるような仕掛けというのは、そうそう簡単につくれるわけはありません。ただ、何もしないしていると、もっとふえてくるということも考えられます。それで、今回特に重要だなと思っているのは、未就学児から連

続した部分のカウンセリングだとか保護者への相談業務だとかを充実させていくこと、予防が重要だというふうに考えております。

したがって、関係する機関、教育委員会だけではなく、保健福祉だとか教育関係団体とか、連携を強く持って情報交流をして、可能性を潰していく、予防に努めていくということで、これらの対応を図っていききたいというふうに思っております。

マニュアルというような話も出ていましたけれども、最低限のマニュアルというのは必要でございます。マニュアルに沿って、子どもたちの心を傷つけないようにしていかないと、一人一人の先生方の感覚で対応するということは、これは逆な効果になりますので、ただ、そのマニュアルプラス心という部分が教員には持っていただかなければならないので、そういうものを持ちながらプラス心を持って児童生徒と対応していくということで、ふだんから校長を通して指導をさせていただいているところであります。

ともかく、いろいろなことをやる中で、問題解決に向かって進みたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 私も執行方針の中で、町長と教育長に何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず、5ページ目です。

十勝岳の関係で、シェルター、避難施設の関係ですけれども、こちらにつきましては、御存じのように上富良野町の十勝岳は活火山でありますし、いつ爆発するかわからない状況の中で、町長もこれまで関係機関にシェルター避難施設について要請をしているということでもありますけれども、現実問題として、本当に安心して登山をできる、もし万が一そういったときにはそういったものがなければ被害が出るということが想定されますので、関係機関にどのような形で要請をされるとか、現状的にはどのような状況になっているのかということ、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

10ページです。

10ページにつきましては、農業関係のことですけれども、最近、町長も御存じのように、農家戸数は非常に減ってきている中で、農業人口、農家戸数が減ってきていると同時に高齢化になっております。高齢化になったことによって、労働力が非常に不足をしている中で、今現在、非常に労力不足を解消するためのスマート農業等々が普及をしかけてお

ります。そんな中で、東中地域でも、その現地検証というか、そういった形で、今、事業は展開されておりますけれども、できるだけ早くそういった情報、検証を進められて、そしてできるだけスピード感を持ってこの農業者のためのスマート農業を推進していただきたいと思っておりますので、その辺のところも含めて町長の考えを伺いたいと思います。

それから13ページです。

ジオパークの関係についてですけれども、このジオパークにつきましては、今いろいろと取り組んでいるわけですが、今年度におきましては、機運醸成のための看板を設置するという事になっております。看板等につきましては、何カ所ぐらい看板を設置する予定をしておられるのか、そしてその場所等についても検討をされているのかということをお聞きしたいと思います。

次は教育長に、4ページです。

児童生徒のいじめ等の関係ですけれども、先ほど同僚議員が質問していたこととはまた別角度ですけれども。今、教育長が先ほど答えられていたのは、一応、子どもがいじめをするということの答えだと思っておりますけれども、今、親がいわゆるいじめ、暴力をするというようなときに、学校と教育委員会の関係で、そういった事案が出たときに、どのような体制をとれるのか、どのような方法でそういった事案に対して対応を考えておられるのかということが、もしわかれば教えていただきたい。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の、私からは3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初にお尋ねいただきました登山道のシェルターについての御質問でございますが、シェルターの設置につきましての要望は、もう六、七年も前から行っております。要望先といたしましては、国土交通省、それから環境省、それから総務省、消防庁、そういったところ、関係すると思われるところ数カ所も要望に回ってきたり、北海道には毎年お願いをしております。特に、今、中瀬議員からお話ありましたように、やはり登山者の皆さん方が登山中に噴火等が発生しますと、逃れるところがないという実態を常に訴えております。

どこの役所に行きましても、いや、うちがやるべきことかどうかと、どうも、今のところ積極的なお答えはいただけていない状況でございます。しかしながら、本来、私申し上げているのは、国立公園である十勝岳に何でこんなに町が訴えなければいけない、その仕組み自体が私はおかしいのではないかとということも合わせて申し上げているところでござい

ますが、現実的にシェルター4カ所要求をさせていただいております。

これには、既製品がございまして、国内に2機だけあるヘリコプターをもって釣り上げていって、設置するという方法があるそうですが、事業費は莫大でございまして、なかなか。それと特にこの冬山があります。十勝岳について、冬、埋もれてしまいますので、どういうふう維持管理をするか。特に北海道に毎年要望しておりますけれども、正直言って色い返事はいただけておりません。

しかしながら、やはり登山者に愛して、非常に魅力ある山として位置づけられておりますので、めげずにこれからも要望活動を行ってまいりたいと考えております。

それから、次に農業の状況でございますが、農家戸数、あるいは農業就業者人口が、残念ですが激減しているという実態は否めません。それらに応えるために、効率的な農業経営ができるような方策も、町としてできるだけことは対応させていただこうと思っております。

さまざまなソフト事業に含めて、スマート農業も大事な要素でございます。既に御案内のように、東中地域では先進的な取り組みもされておりますが、そういったスマート農業につながっております田植え機等のGPSを活用した機械の導入は、本年度12セット、既に予定をしております。相当程度、田植え等についてのスマート農業化というのは、既にことしから始まるかと思っております。そういったことを積極的に支援してまいりたいと考えているところでございます。

それから、3点目のジオパークに関します解説板の設置でございますが、大変申しわけございませんが、今、どこに何枚という、今ちょっと情報、持ち合わせておりませんが、わかりますか。日の出公園にまず2枚設置するというところでございますが、そういうような予定をしている状況でございまして、さらにジオパーク構想の事業が進むように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員からのいじめに関係する、虐待の話ではないかと思うのですが、学校における、保護者からの虐待あった場合にどうするかというような御質問なのかと思っておりますけれども、学校においては、常日ごろから児童生徒の状況を担任が観察をしております。その中で、体に傷があるだとか、顔を殴られた跡があるだとか、そういう状況が見えたときには、速やかに教育委員会、そして教育委員会から保健、かみんのほ

うに連絡をするというような体制ができております。その後、協議して児童相談所のほうに通告するというような流れの中で対応をしているところがございます。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございますか。

1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 町長に財政の見通しについて、お伺いをいたしたいと思います。

平成31年度は、第6次総合計画10カ年のスタートの年ということで、31年度予算の編成に当たりましては、歳入では税収や地方交付税の大きな伸びが見込めない中、また一方、歳出面においては、数多くの懸案事業に対応するための財政運営が強いられると思います。

そのような中で、財政調整基金7,000万円を取り崩したり、また新たにラベンダーハイツ運営の赤字補填、一般会計から特別会計に繰り出す。本当に心血を注いだ、苦心の予算編成であったと推察をするところであります。

町長は、執行方針の中で、財政の安定化は行政執行の基本ということを述べられています。平成31年度予算編成の経験から、今後、第6次総合計画の10カ年の財政見通し等について、どのような認識をお持ちか、お伺いをいたしたいと思います。

私なりに、この10年の主なハード面の行政課題を思い浮かべたり拾い出してみると、町立病院の平成37年6月末日までとお尻が切られているスプリンクラー問題、また、昭和42年建設の役場庁舎、消防庁舎の耐震不足対策、給食センター、子どもセンター、図書館、ラベンダーハイツなどの公共施設も、建設から50年以上経過している施設もあり、老朽化等により大修繕、また耐震対策、機能の拡充、もしくは建てかえなどを実施しなければならない状況にあると考えます。さらには、水道とか、下水道、橋梁、道路の長寿命化や何か整備を計画的に進めなければならないのではないかなど考えております。

さらに、今は人口減少社会であります。全てが縮小傾向の社会構造に陥っていくと思われまふ。このことは、町の財政運営にも大きな影響があるものと思ひます。健全財政を維持した中で、次の世代に笑顔あふれる上富良野町を引き継いでいかなければなりません。町長は31年度の予算編成に携わって、上富良野町の中長期的な財政の見通しを、どのように感じとられているのか、また、今後も健全財政を維持していくことができるとお考えか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の御質問にお

答えさせていただきます。

将来の財政見通し申しませうか、財政運営についての御質問にお答えさせていただきますが、非常に町の財政状況は、年を追うごとに、特に扶助費、福祉関係予算の公助策が、比率が高まってきていることなどを要因に、非常に経常経費率が、どこの町村もそうでしょう、非常に高くなってきております。裏を返せば、財政の自由度が非常に狭まってきているという状況でございます。

しかし、そういう中であって、しっかりと攻めの財政運営を、あるいは攻めの行政を行わなければならないものについては攻めていかなければならない。しかし、先ほど申し上げましたように、一方では守っていかなければならないものも多々あるという状況で、現在そういう実態でございます。

とりわけ、公共インフラにつきましては、老朽化が進んでいるものも、相当数あります。これらについては、計画的に長寿命化を図ったり、延命を図ったり、あるいは維持、修繕の適正化を図ったりして、長く使えるように日々取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、やはり自主財源を安定的に確保するという中から、将来の町の姿を描いていかなければなりません。そういうことを考えますと、やはり守るべきところは守っていくということは大切でございますし、一方では攻めていかなければならないということを考えますと、やはり町民の皆さん方に活力を与える、そういう施策も一方では大変重要だというようなことを考えております。そういった中で、財政運営の安定化とバランスを図っていかなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、ますます硬直化することが予想されますので、そういったことを極力避けるように、スクラップ・アンド・ビルドをさらに職員の皆さんと一緒にやって、財政の安定化に向けて取り組んでまいりますので、引き続き皆様方から、ぜひ御意見を賜ればというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませぬか。

1 1 番米沢義英君。

○1 1 番（米沢義英君） まず、財政の問題についてお伺いいたします。

執行方針の中でも、財政の硬直化等がうたわれております。当然、自主財源よりも依存財源という形の中で、確保せざるを得ないという状況になっております。

今後、スクラップ・アンド・ビルドという形の中で、人事評価も含めた財政等の見直しが当然出てく

るものだというふうに思います。同時に、必要なものではあっても、それは財政の健全化、あるいは将来の町を維持するためには、一定程度、やはり見直さなければならない、中止せざるを得なければならないという公共事業も出てくるかというふうに思います。

そこでお伺いいたしますが、今後、町として、町長のお考えとして、財政的に硬直化するという事になれば、どういった部分で切り込みを入れようとしているのか、この点、いわゆる削減されるのか、お伺いしたいと思います。

給与関係、扶助費関係というのは、この間伸びてきております。しかし、こういった部分については、当然これからの町を維持するために、なくてはならないもの、人材は確保しなければならないものという形になっておりますが、こういった部分についても切り込みを入れられるのかどうか。この点、お伺いしておきたいというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、8ページの高齢者支援という形の、7期の高齢者の保健福祉計画、介護事業に基づいてという形になっておりますが、今年度から10月に消費税増税が予定されております。そうしますと、高所得者よりも、さらに所得の少ない人ほど負担が重くなるということが明らかになってきております。今後、そういった意味では、比較的弱い方、高齢者の方というのはもろに直撃を受けるものかなというふうに考えております。

そこでお伺いしたいのですが、これから介護あるいは施設介護等々、いろいろな介護にかかわるもの、その他にかかわる利用料等が発生しておりますが、こういった部分に対する町がもっと負担軽減のための、いわゆる介護で言えば上乘せ部分だとか横出し部分だとか、軽減を図る必要があるのだというふうに思っています。

町の高齢者の話を聞いていますと、みずから年金生活で、介護施設を入所しようとしても負担が重いと。利用料を払おうと思っても、負担が大変だという声が、事実として今ふえてきております。そういった具体的な支援策というのが、これから消費税10%とあわせて、高齢者支援や弱い人たちに対する支援というのが必要になってきているというふうに思います。今年度予算の中には、そういったものに対する、手厚く財政支援をするというのがありませんが、こういった部分について、どのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

次にお伺いしたいのは、国民健康保険税の引き下げの問題です。この間、国との広域化という形の中で、この国民健康保険事業というのが道に移管され

るという形になりました。同時に、財政の保険税率の決め方等については自治体の判断で決められるという形になっておりますが、国民健康保険税は、他の共済、健保から比べても、非常に高いという実態が、この間の質問でも町長うなずいたところでありましたが、この部分に対する軽減策をどのようにお考えなのか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に観光と農業、ちょっと欲張りではありますが、移住定策もあわせてお伺いいたしますが、やはり観光モニターツアー体験だとかという形の中で、観光と上富良野、農業もあります。そういった中で、やはりもっと多くの方に上富良野町の魅力を知ってもらうという形の体験モニターツアー、そういったものも必要ですし、後継者不足ということであれば、農業体験してもらって、観光体験もしてもらうという形の、具体的な支援策もとらなければならないし、そういったものをやはり実利という形の中で実感してもらって、上富良野町のよさを知ってもらおうということが非常に大事だというふうに思っております。この点、どのようにお考えなのか。

もう1点、最後になります。もう1点ありますが、定住移住政策の中で、この間、未来を語る会にも出させていただきましたが、やはり実利が欲しいと。やはりこの町に残って、さらに定住したいという方に対して、家を建てるなどの具体的な支援策をもっと支援すべきではないかというふうに思いますが、こういった具体策が今回の中ではなかなか見えてきませんが、この点、どのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

教育長にお伺いいたします。英語教育のいわゆる力をつけてもらうということで、全国的にもこういった問題に取り組んでいるという形だと思います。しかし、同時に、ここにも書いてありますが、教員の指導上の力をどういうふうに促していくかという形の、推進会においても今後模索する段階にあるのかなというふうに書かれておりますが、そこでお伺いしたいのは、この間、国ではBに相当の実力を持った、能力を持った教員を確保するということが、新規採用の段階で、そういうことがうたわれております。

今後、こういった部分に対して新規採用等、道などにおいては、わかるかわからないかちょっとよくわかりませんが、どういうような方向に進むのか、町としてもこういった指導力の持った教員等の新たな加配配置について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの質問に対しましては、暫時休憩をして、昼から答弁をいただくこと

としたいと思います。

昼食休憩といたします。

再開は1時といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の米沢議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） それでは、午前中、御質問いただきましたことについてお答えさせていただきます。

11番米沢議員からお尋ねありました、まず1点目の財政基盤の確立についてでございますが、財政基盤をしっかりと、安定的に行政運営をしていくということは、全ての根幹でございます。前段、中澤議員のほうにもお答えさせていただきましたように、聖域を設けず、あらゆる面で、しっかりと安定運営ができるように努めてまいりたいと思います。

その中で、人件費についての考えについては、お尋ねいただきましたけれども、人件費につきましてもしっかりと相対的な財政運営の中で位置づけをさせていただきたいというふうに思っております。

それから次の2項目でございますが、今回の消費税のアップに伴います、とりわけ高齢者の介護事業等の負担増に関する御質問でございますが、これらにつきましては、国におきまして既に御案内のように激変緩和になるような諸対策、とりわけ介護利用料等についても、低所得者に対します低減化等が既にメニューとして発表されておりますので、そういったことで、これは国の責任において、さまざまな負担軽減策というのは講じられていくものというふうに考えているところでございます。

それから、国保税についての負担感の御質問がございましたが、これにつきましても、国保税そのものの制度設計につきましては、これは私どもが何か手を加えられるものではございませんので、議員から御質問ありますような国保加入者の国保税の負担感については理解できる場所もございますが、制度そのものについては、私どもで手を加えるというようなことはできませんが、私どもといたしましては、保険者といたしましては、健康増進を図る中で負担感を少しでも軽減するような、そういう取り組みに努めてまいりたいと思うところでございます。

次に、4項目の御質問でございます。観光や農業振興につながる施策についての御質問でございま

すが、観光に目を向けたモニターツアー、そういったものは既にジオ事業の中で、かなり具体的に組み立てがなされてきております。そういったものをさらに広く、多くの皆さん方に浸透するように町も応援しておりますので、ガイド育成も含めまして、上富良野の魅力発信につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、農業体験等につきましても、ぜひ私もこういったことは、もっともっと、上富良野のPRにつながりますし、産業振興にもつながりますことから、大いに進んでくれればよいというふうに思っています。こういったことにつきましては、観光協会等に通じまして、あるいは産業振興のほうも通じまして、可能であればさらに応援できるようなふうに意識してまいりたいと考えているところでございます。

それから、5点目にお尋ねいただきました移住促進策についてでございますが、まず、基本的な考えを述べさせていただきますが、移住定住につながる、まず第一の、私としてずっとこれからも堅持していきたいと思うものは、やはり上富良野で安定した職に就けて、そして一方では、福祉がしっかりと整っている、そういう環境づくりがまず根っこに大きくあるべきだという考えでございまして、議員から御提言ございましたような、特別な何か魅力を持った、特化した施策を持って移住者の促進につながるような方策については、まだその先にやらなければならないことがあるというふうに考えているところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員からの外国語教育についての御質問にお答えをしたいと思います。

議員お話があったように、国においては、英語専科ということで、専門性の高い教員を採用し、それらを小中学校に配置するというようなこともやっているところであります。

今回、執行方針のほうでも述べさせていただいているのですけれども、まず、ALTを28年から2名体制をとらせていただきまして、今、先行実施している英語の授業全てにALTが、担任の先生、そして指導助手が必ず英語の授業にはついている状況をとっております。それによって、子どもたちが英語に対する興味、関心、そしてまたコミュニケーション能力も高まっている状況にあるところであります。

また、執行方針の中で、小学校外国語巡回指導教

員の配置ということで述べさせておきますけれども、これ、北海道における教員加配ということで、31年度においては新たに加配がついております。これら加配、中心校である上富良野小学校から配置しまして、その先生が巡回して、各授業の指導をするというふうなことになっているところであります。

そういう意味で、ことし分については加配がついてよかったというふうに思っております。これらのことを続けることで、英語能力の向上も図れると思っておりますので、御理解をいただけたらと思います。

終わります。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号平成31年度上富良野町一般会計予算から議案第9号平成31年度上富良野町病院事業会計予算までの9件につきましては、十分な審査を要するものと推察されますので、この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号平成31年度上富良野町一般会計予算から議案第9号平成31年度上富良野町病院事業会計予算までの9件につきましては、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合等により、3月7日から11日までの5日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月7日から11日までの5日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

午後 1時08分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成31年3月6日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 中 澤 良 隆

署名議員 岡 本 康 裕

平成31年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成31年3月12日（火曜日）

○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	石田昭彦君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
農業委員会会長	青地修君	会計管理者	林敬永君
総務課長	宮下正美君	企画商工観光課長	辻剛君
町民生活課長	北越克彦君	保健福祉課長	鈴木真弓君
農業振興課長	狩野寿志君	建設水道課長	佐藤清君
農業委員会事務局長	大谷隆樹君	教育振興課長	及川光一君
ラベンダー・ハイツ所長	北川和宏君	町立病院事務長	北川徳幸君

○議会事務局出席職員

局長	深山悟君	次長	岩崎昌治君
主事	大井千晶君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成31年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員ほか6名から一般質問の通告があり、質問の順序は先例により通告を受理した順となっております、質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 佐川典子君

4番 長谷川徳行君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(西村昭教君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、13番村上和子君。

○13番(村上和子君) おはようございます。

東日本大震災から昨日で8年経過いたしました。今なお被災されている方1万4,000人、亡くなられました方に改めて心からお悔やみを申し上げます。

私はさきに通告してあります2項目、5点について町長、教育長に質問いたします。

まず1項目は人口減少に歯どめをかける人口減少

対策課の設置、ターゲットを絞った政策で効果を。

上富良野町人口ビジョン、「上富良野町まち・人・しごと創生総合戦略」、ことし第6次総合計画が作成されましたが、いずれも2040年には人口8,086人と予測値が示されている。町の将来人口展望は、2040年には1万人程度の確保を考えており、必要な行政サービスの供給の持続には1万人規模の人口が必要であり、人口減少、少子化問題は喫緊の課題であり、庁内に横断した人口減少対策課を設置し、ターゲットを絞った政策で人口減少化に歯どめをかけるべきではないでしょうか。

1点目は住環境の整備。高齢者の単身世帯、子育てひとり親の方がふえているが、総人口が減少する中では公営住宅大幅増は見込めない。民家の空き家・空き室は増加傾向にあり、これらを活用した公住にかわる低価格のセーフティネット住宅の政策で、高齢者、子育て世代、障害者、低所得者、移住者が入居できるように環境づくりをしてはどうか。

2点目は雇用環境の整備を。若者の町外転出は雇用の場がないことであり、数年前には高校生の就職活動支援員を配置し、地元での就職につなげた経緯があるが、現在は支援員を配置しておらず、それにかわるものとして、高校生、大学生にターゲットを絞ったライフデザインの支援策を考えてはどうか。

また、新事業、産業創出に向けた地域のグランドデザインを打ち出した上で、企業誘致の推進、補助金の拡充を考えてはどうか。

3点目は高齢者の健康づくり。特定健診の充実と保健師の指導により、症状が早期発見され、重症化を防いでいる。さらに検査項目をふやし、元気な高齢者づくりを。

4点目は子育て世代施策を。特殊出生率が横ばいし、1.6を目標としているが、未婚率や高出初産の割合がふえ、子ども世帯がほとんど核家族化で働きながら子どもを育てている。相談すべき身近な人がおらず、養育の身体的・精神的負担がふえている。児童相談所がないので、気楽に相談できる窓口の設置を。子育てに関する経済的負担が高いため、産前産後で子育ての切れ目のない支援に取り組んではいるが、ごみ袋ですとか、1歳誕生日に本を贈呈いたしておりますけれども、新しい子育て支援として、ベビー服やおむつや布団等が入った育児パッケージを贈ってはどうか。また、母親手当等を考えてはどうか。

新たな少子化対策の推進には財源が必要であるので、少子化対策基金を創出してはどうか。町長にお伺いいたします。

次は教育長に質問いたします。

上富良野町教育委員会での小中学生、児童生徒の

スマホの運用方針について。

文部科学省が、小中学校への携帯電話やスマートフォンの持ち込みを原則禁止した通知を10年ぶりに見直す方針を示した。児童生徒の安否確認や災害時の緊急連絡手段の確保を目的に、緩和する方向で検討するということであるが、情報機械を適切に使いこなす方法を身につけることが大切だと思うが。上富良野小学校ではスマホを所有する生徒は何%、また中学校では何%おられるのか。

道教委は通知の順守を求めながらも、運用を各教育委員会や学校の判断にゆだねているが、上富良野町としてはどのような判断をされるのかお尋ねいたします。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

答弁に先立ちまして、昨日発生から8年が経過いたしました東日本大震災につきまして、2万人にも及ぶ直接、間接の犠牲者の御冥福をお祈り申し上げますとともに、1日も早い完全復興を願うものであります。

活火山十勝岳と共生する町として、また自然災害が多発する状況にありまして、防災対策の重要性を改めて認識したところであります。

それではお答えさせていただきます。

まず、13番村上議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの人口減少対策に関する4点の御質問にお答えいたします。

少子高齢化や人口減少につきましては、今や日本全国が抱える問題となっており、本町におきましても、平成31年度を開始年度とする第6次総合計画において、各施策、事業に共通する最重要課題として人口減少対策を位置づけたところであります。

まず、1点目の住環境の整備についてであります。人口減少や少子高齢化に伴い、住生活をめぐる環境は年々変化してきているところであり、全国的に民間の空き家・空き室が増加傾向にある一方で、高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方、いわゆる住宅確保要配慮者は増加すると見込まれていることから、国におきましては、平成29年10月から新たに住宅セーフティネット制度が開始されたところであります。

この制度は、まず一つとして住宅確保要配慮者向けに賃貸できる住宅の登録を行う、二つ目には登録した住宅の改修や入居者への経済的支援を行う、三つ目に住宅確保要配慮者に対して居住支援を行うなど三つから成り立っており、これらは家主に対し住

宅確保要配慮等の入居を拒まず、入居を促す制度であります。

町においては現在、公営住宅等について、一定の管理戸数を有していることから、さらに改築整備も進めておりますことから、御質問にありますような住宅の確保に困難を来す状況は生じていないと捉えております。

今後も公営住宅等の整備を進める中で、住宅の確保に困難を来すような状況を生じさせないよう実態把握に努めてまいりますので、セーフティネット住宅についての考えを持ち合わせておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

次に2点目の雇用環境の整備についてであります。大都市と地方の景気格差が大きいことから、多様な仕事を求め、地方から都市部へと人の流出がとまらない実態にあります。特に高校や大学などの卒業後における若年の流出は顕著であり、町内においても求人はあるものの、就職には結びついていない実態にあります。

御質問のライフデザインの支援策についてですが、ライフデザインは元来、一人一人が個々に描くものであり、行政の関与はなじまないものと認識しております。

しかし、リクルート活動に対し、情報提供等の支援は検討すべき課題であると考えておりますことから、起業相談や就職情報の提供などについては、積極的に対応するべきものと考えております。

また、新事業、産業の創出に向けたグランドデザインによる企業誘致についてであります。現在当町においては、工業専用団地の造成などによる規模の大きな企業誘致の計画は持っておらず、グランドデザインを示すような想定はしておりませんが、引き続き、企業に対する優遇措置を講じるとともに、必要に応じて制度見直しを行いながら現実に即した企業誘致を進めてまいります。

次に、3点目の高齢者の健康づくりについてあります。上富良野町の健康づくりは、平成26年2月8日に「健康づくり推進のまち」を宣言し、健診事業等を充実し、町民の健康増進を図ることを目指しているところであります。

御質問の高齢者の健康づくりに係る75歳以上の高齢者の健診につきましては、高齢者の健康寿命の延伸を図るため、国民健康保険加入者への特定健診項目と同様に、平成28年度から町独自に尿検査と血液検査の項目を追加した32項目を実施しております。その中で検査項目から除外している眼底検査及び腹囲測定につきましては、医師の診断に基づき選択的に実施する項目とし、検査項目からは除外させていただいているところであり、現在、さらに検

査項目を追加しなければならない状況にはないものと判断しているところであります。

また、高齢者の身体状況につきましては、筋肉量の減少に伴う身体機能の低下、いわゆるサルコペニアによる転倒を初め、骨折による入院から、介護に至る等の実態があることから、身体機能の低下防止を図るため、平成31年度から新たに北海道後期高齢者医療広域連合受託事業を活用し、高齢者の重症化予防等推進事業として、筋力トレーニングと食生活の改善指導を実施してまいります。

今後におきましても、高齢者の皆様が健康で元気な生活を送れるよう、健康づくりに取り組んでまいります。

4点目の子育て世代施策についてであります。町の子育て支援策につきましては、妊娠、出産、乳幼児から高校生までの各ステージにおいて、保健・医療・福祉及び教育、生活などに対して、切れ目ない子育て支援策を講じているところであります。

その中で、子育てにかかる相談窓口についてであります。子どもの発達や養育環境について、核家族化、身近に相談する方がいないなど、子育てに悩みを抱えている家庭に対して、この4月から子育て支援ワンストップ化を推進するため、保健福祉課子育て支援班の「子ども・子育て包括支援センター」と、現在、子どもセンター内に設置している「児童相談支援センター」、さらに、新たに設ける「子ども家庭総合支援拠点」を統合した体制に改編し、相談体制を強化してまいります。

また、それぞれの自治体において独自の育児支援策に取り組んでおりますが、当町の取り組みとしましては、安心して産み育てることができる子育て環境づくりが重要と捉え、妊娠期から就学期にわたる全ての成育ステージにおいて、切れ目ない子育て支援策の充実に取り組んでおり、一定の評価をいただいているものと思われることから、議員の御提案にありますような支援策は持ち合わせていないことを御理解賜りたいと存じます。

なお、少子化対策にかかる財源確保につきましては、現在、地域福祉基金及び児童生徒教育振興基金を活用し対応させていただいておりますので、新たな基金の創設は想定していないところであります。

なお、冒頭にありました人口減少対策を専門とする課の設置につきましては、人口減少対策は最重要課題であり、現体制においても全課横断的に人口減少対策への対応が共有されており、今後におきましても、現体制の中で効果が得られるよう全庁的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員の2項目めの小中学校における児童生徒のスマートフォンの運用方針についての御質問にお答えいたします。

スマートフォンなどの急速な普及に伴い、高い利便性が得られる一方で、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用による青少年の犯罪被害や、プライバシー上の問題につながるケースも見られております。一方で、ICT教育の推進やプログラミング教育が求められ、スマホを含むIT機器の活用スキルは、これからの社会生活において必要不可欠なものとなっております。

今後は、これらの機器を持つか持たないか、使うか使わないかという問題ではなく、利用せざるを得ない社会になります。今、教育において、正しい理解と適切な使用となるよう指導を行うことが求められております。

上富良野町の児童生徒のスマホを所有する割合は、小学校で28.8%、中学校では60.9%の状況となっております。原則学校への持ち込みは禁止しているところであります。

今般、大阪府において、学校への携帯電話の持ち込みは、これまで原則禁止とすべき内容を、保護者の判断としながらも、災害時の連絡や携帯の位置情報が犯罪の抑止力になるとして、認める方針を打ち出しました。また、文部科学大臣の記者会見において、学校を取り巻く社会状況や児童生徒の状況を踏まえ、平成21年に発出した原則禁止の通知について、見直しに係る検討を進める報道がされたところです。

教育委員会では、引き続き携帯電話の取り扱いに関する正しい理解と適切な使用について、児童生徒及び各家庭に対して情報モラル教育の充実にも努めるとともに、学校への持ち込みの対応につきましては、今後、新たに文部科学省の方針が示された段階で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 1項目めの人口減少対策のところでございますが、持続不可能な町になってしまうのは困るので、持続可能で未来を見据えていくには人口1万程度が必要で、6次総合計画でも目標人口は1万660人のまちづくりをどうしていくのかということを決めたわけですが、なかなか具体策が見えてこないの、私はやっぱり何と言いましても住環境、雇用、特に若い世代、それから元気な高齢者、それから子育て世帯、この四つですね。こういったところをターゲットを絞った具体的な政策を提言しているの、でございます。

まず、そのすぐ1点目の住環境のところでございますけれども、今、町長の答弁は町営住宅も戸数もあるし、改築整備も進めているから、住宅の確保に困難を来す人は生じていないと、こういうことの御答弁があり、そういうセーフティネット住宅などにはちょっと持ち合わせていないと、こういうような御答弁をいただきましたけれども、今の町営住宅の状況は、泉町13戸、新築11戸。それから東町が1戸。扇町が1戸。これは入居募集をいたしております。2月15日まででしたが、その後東町が1戸、扇町1戸入居募集をいたしております。

それでまた、昨年11月の住民会長会議でも、西町公住が大変空き家が目立ってきていると。それで、安否確認も大変ですし、防犯の面でも好ましくないと。それで、一つの棟に移動して居住してはどうでしょうかと、こういうような質問があったと思うのですが、もしかしたら家賃が払えないで出られたのか、いろいろな状況があると思いますけれども、それらの状況の把握はまだしていないということで、やっぱりいろいろな状況があるかと思えます。

今、町営住宅の需要も変化してきているのですよね。それで、泉町の3LDKが少しあいているというようなことも聞いております。これからまた住計画も、公住の見直しもするという事は聞いておりますけれども、やっぱり今、ひとり親の収入が非常に低下しているのですよね。それと、若年層も収入がピークから1割減の年取くらいになっているところなのです。町営住宅に入居するには制限内容も収入も限度がありますし、敷金も3カ月必要で、東町ですと1万7,900円。駐車場を使いますと2,000円プラスで約2万円、その3カ月となりますと6万円。こういったお金も必要になります。

それで、町営住宅の見直し、これから住計画を作成するという事ですが、やっぱり住宅を確保するのが困難な人への支援制度ですね。こういった住宅セーフティネット、民間住宅の空き家や空き室を有効活用したこの制度、ことし、今はそうでないかもしれませんよ。私は向こう10年間、10年間などあつという間にまいります。それで、町営住宅にも入れない、民間アパートにも入れない、そういったすき間、あらゆる方法で人口を囲んでいく、そういう住宅政策が必要だと思うのですが、人口を減らさないためにも町長のちょっとお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の住宅に關します御質問にお答えさせていただきますが、冒頭お答えさせていただいておりますように、公営住宅

等の供給戸数、あるいは町民の生活実態等から住宅の確保が、住まれる場所の確保が困難を来しているというような潜在的な状況は発生していないというふうに捉えております。と申しますのは、民生委員のいろいろなお住いの実態調査だとか、そういったことを通じて、町としての実態把握も行っておりまして、そういう中からそういう状況は感じとれないというふうに判断しているところでございますが、仮にそういうような状況が人知れずどこかにあるとすれば、それは手を差し伸べていかなければならないというふうに考えております。

また、公営住宅等の空き家が目立つというような部分もお話しされておりましたが、現在公営住宅の建てかえ等を想定した政策空き家等も、政策もとっていることから空き家が目立っているというようなところは否めないものかなというふうに思います。

それと、お尋ねの住宅のセーフティネットの住宅確保要配慮者に対する制度でございますが、もともとは国においては空き室を解消するための施策として生まれた制度というふうに私は理解しておりまして、上富良野町になじむ制度かというのと、ちょっと制度設計からいって、少し違和感を持っているというのが実態でございますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） なじまないというふうなお話でございますけれども、占冠村では子ども応援民間賃貸共同住宅、45歳未満で子どもの数に応じて、単身でも入れると。その子どもの数に応じて、その家賃を割引していくと。これは定住人口の増加を図りたいためだということで出ておりました。なじまないとおっしゃるのですが、今いまの話ではございませんので、向こうを見通して、これから向こう10年間、本当に人口を減らさないように考えていかなければと、このように思っておりますので、いろいろと考えていただきたいと思えます。

それでは、2点目の雇用のところに行かせていただきますが、高校生、大学生のライフデザインは行政の関与はなじまないということをおっしゃっておりますけれども、私は今、高校生、学生は何を求めているのか、何を考えているのか。それから、やっぱり将来どのような生活をしていきたいと思っているのか。やっぱり就職に関する学生の意識というのはどうであるのかというのは、やっぱり行政としても知っておく必要、調査する必要もありまして、やっぱりなかなか今、就職の環境は厳しい、ハローワークでいろいろ求人も、いつも役場の玄関のかがの中に求人募集が置いてありますけれども、よく町長は「ミスマッチ」とおっしゃるのですが、なか

かそういったような状況では、なかなか就職に結びついていかないということで、どうでしょうかね。やっぱり情報提供の支援、これは検討すべきだということをおっしゃっていただいていますけれども、リクルート活動に対しては地方暮らしとか、そういったいろいろ情報をとということですが、やっぱり意外と若い人も、町外の人でも、田舎暮らしをしたいとか、低所得でもここで住んで、職業について、この低所得も覚悟で過ごしてみたいなというような方もいらっしゃるし、そういう情報をいろいろ提供するのはいくらでも、そういった調査が必要だと思いますけれどもいかがでしょうか。お願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員のライフデザインに关します御質問にお答えさせていただきますが、それぞれ個人の人生設計のような基本的な事項は、これはお答えさせていただいておりますように個々がやはり組み立てていただくものかなというふうに思っております。

一方、高校生。大学生くらいになりますと、もう相当知識も広がっておりますのであれですが、町においては側面的に、特に地元の高校生等については、上富良野高校を中心に進路指導というのは、非常に熱心に取り組まれていると思います。とりわけ高校生等については、町内企業の体験等も行っておりまして、そういった具体的に自分の進路を決めるという部分についてのお手伝いはさせていただいているのかなというふうに思います。

しかしながら、現実として町内の企業に就職をされる方が極めて少ないというのは実態でございます。そのためにも、ぜひ、あるいはそれ以外、議員からお話がありましたように、他から上富良野に住んでみたいと思っただけのような定住対策だとか移住対策、これらもあわせて行っていかなければなりません、いずれにいたしましても行政としてやれる部分と、それぞれ個人が取り組む部分、あるいは学校等の教育機関が取り組む部分、そういったものがしっかりと連携が取れているということは大切でありますので、そういう点につきましては引き続きしっかりと取り組む必要があるというふうに思うところでございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） それでは、3点目の元氣な高齢者づくりのところで再質問させていただきたいと思っいたします。

これも前に提案しまして、項目を心電図、ふやしていただきました。おかげさまで、重症化、少しし

ておりまして、保健師の指導もありまして、本当に効果を出していただいております。

それで、腎臓の検査もふやしていただきましたら、ゼロなのですね。本当にこのすばらしい効果が出ておりまして、私はやっぱり項目、追加する項目がないくらい、32項目やっているのだと、こういうことをおっしゃっておられますけれども、ことしは筋肉トレーニング。確かに転んだり、なかなか高齢になれますと、ちょっと足が不自由になられた方もたくさんお見受けしますけれども、その筋力トレーニングと食生活、これの指導を追加したいということでございますけれども、特定健診の場で1時間半から2時間くらいかかるのですね。大変大勢の方が特定健診にお見えになっておられます。本当に特定健診の場で、その運動指導員が出張して、そして指導するという、出前型のような方法。もうお元氣かいとかいろいろなグループがありまして、いろいろ健康づくりに取り組んでおられるのですけれども、どうしても限られた人、こんなことになりましてなかなか出向いていかれないとかということですね。そういった方こそ、やっぱり筋肉も鍛えていただきたいですし、もう特定健診に行きますと、もう120人か、私も2時間くらい待ちますけれども、そういった時間に運動指導員の方に来ていただいて、そして筋肉トレーニングをしましょうということで、その場でじいっと座って待っているわけですので、そういったやっぱり出前を限られた人ばかりではなくて、そういった機会を利用して、出前講座的に指導をやっていただいたら、このようなことを考えるのですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の高齢者の健康づくりについての御質問にお答えさせていただきますが、議員お話しされました特定健診の時間等の状況、私もわかりますが、議員おっしゃるとおりで、私も全く同じ。健診等に積極的に受診される方々、こういった方々は非常に健康意識も高いものですから健康体でおられる。むしろ、そういった健診、あるいはいろいろな健康づくり活動に参加されない人こそ目を向けていかなければならないというのはずっと私も思っでございます。そういった方々にどうやってその健康に対する認識を高めてもらうかということ、むしろ知恵を貸していただきたいくらいで、そこに問題があるということは私も全く共有しておりますので、ぜひまた御理解、お力添えをよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思っいたします。

それでは次に、子育て世代の政策のところでございます。

なかなか出生率の向上ですね。やっぱりこれさえあればという、町長もよくいろいろおっしゃいますけれども、今ちょっと横ばい、1.6くらいでしょうか。70人くらいお生まれになっているのでしょうか。なかなか決定ではありませんけれども、子どもに対する悩みとか相談については、子ども子育て包括支援センターを保健福祉課の中に移して、ワンストップ化を図るということで、これは本当にやっていただけるということで、ありがとうございます。本当に子育て世代にとっては、本当に一歩前進だと、このように思っております。

ですけれども、新しい子育て施策は持ち合わせていられないというのですけれども、持ち合わせてほしいのですよね。いろいろとやってはいただいておりますけれども、ごみ袋も私提案させていただいて、それから本の、ブックも提案させていただいて、今やっていただいているところでございますけれども、何か考えていただければあるのではないかなと思うのですけれども、切れ目なくやっているぞと、このようにおっしゃっていますけれども、私はこの相談に来ました人で緊急を要するような問題ができたときには、どうでしょうか。子ども包括支援センターを今後、保健福祉課に移してワンストップ化すると。これは大変、本当に相談を受けている案件で、どうしても緊急を要するということが出たときの対応ですね。何か町長、病気になって出産、一時的に家庭での養育が困難になったなどといったとき、どうなのでしょうかね。そういったときには対応というのはいかがでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の子育てに関します御質問にお答えさせていただきますが、母子の健康上、貧窮的な状況が生まれたときには、これはもうこの地域医療の中でしっかりとサポートできるような体制が現在、構築されておりますことと、平時の相談体制につきましても、私といたしましてはいつでも相談できる体制になっているというふうに理解しておりますが、もしそういったところに不足があれば、それは補ってまいりたいと思っておりますが、緊急時への対応等については医療、あるいは相談も含めて対応できるような体制をとらせていただいているというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 最後に、人口減少対策課の設置ですが、現体制においてもできるということ

でございますが、全課横断的に共有しているということですが、計画を、6次総合計画を作成するに当たっては、確かに町長以下所属長が結集されてやられたと思うのですけれども、その後については何回か、あるかないかと思われまして、6次総合計画のほかにもいっぱい計画が、地域福祉計画、これは保健福祉課。それから、定住・移住促進計画、これは企画商工観光課。それから、第2次商工振興計画、これは企画商工観光課。観光振興計画。第8次農業振興計画、これは農業振興課ということになりますし、本当にどの課にしても町の賑わいとか振興を深めて、定住に結びつけると、このように計画は書いてはあるのですけれども、今どこの町でも人口減少の対策にいろいろな政策を挙げておりますし、今上富良野町も1万人の、維持できるかどうか、町外から来られた方とか町内の方、いろいろ毎日役場に訪れられるのですよね、何人かが。そうすると、窓口対応が遅いのですとか、それから何か要望しても「できません」ということが多くて、この町は何もやってくれない町なのだと思ってしまうと、印象を悪くしてしまうと、こういうような町民ポストの声がありました。

やっぱり住民とのかかわりを深めるためにも、今はやっぱり町内で、今それこそ縦横斜めの自治体連携が必要だと言われるときでございます、課長、所属長ばかりではなくて、やっぱり町の体制を11課ありますけれども、役場に入って間もない職員の方ですとか、病院の事務の方ですとか、いろいろなメンバーで考えてみる必要があるのではないのでしょうか。町長のお考えを一つよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の人口減少に対する町の対応についての御質問にお答えさせていただきますが、冒頭お答えさせていただいておりますように現在、全ての課において人口減少対策ということを常に念頭に置きながら、施策の組み立て、推進をさせていただいているところでございます。町の役所全体が人口対策にかかわっているということでございますが、ただこの社会の変化の移り変わり、あるいはその課題が時代とともに変わっていく中で、いつまでも同じ組織体制でいいということは、これは私も考えておりません。その時々テーマにしっかりとスピード感をもって対応できるような、役場としての組織構造は、これは必要であろうというふうに考えております。

若干、今町の組織も非常にその大きな、肥大化した部署や、あるいは少し時代の動きをもう少し早く読み取らなければならないような部署だとか、

ちょっとこういびつ感は少し生まれてきているのかなという考えもありますので、時期はいつとはなかなか想定できませんが、いずれにしる組織の見直しというのは、これはふだんに行っていくべきものと考えておりますので、そういった中でも議員から御提言がありましたような思いを、もう少し町民の皆様方に感じ取っていただけるような、そういう工夫は必要かと思っておりますので御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） よろしくお伺いいたします。

それでは、教育長に再質問させていただきます。

現在、スマホを所有する小中学生について御回答いただいて、ありがとうございます。これはどのような方法でお調べになったのでしょうか。今、小学生が28.8%、それから中学生が60.9%ということで、全国の内閣の調査ですと、小学校は55%、それから中学は66%ということでございます。

まず、先にどのようなお調べいただいて御答弁をいただいたのかなと思っております。ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員からの携帯の所有率の調査方法についての御質問かと思えますけれども、基本的に学校に緊急に調査を依頼して、使用、持っている、持っていないことを調査した結果です。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） よく調べていただきまして、本当にどうもありがとうございます。

私、何年前前に学校に行きまして聞きましたら、全然わからないというような話を聞いていたものですから、よく調べていただいたなと思っております。

この安全のために持たせたはずが、登下校の歩きスマホですとか、それからゲームの依存ですとか、それから会員交流サイト、SNSでのいじめの懸念も今あるかと思えますけれども、文科省の方針が示された段階で検討いただくということでございますので、検討すべき課題も多いとは思いますが、慎重にいろいろと教育長も考えていらっしゃると思いますが、もう一度聞かせていただきたいと思っております。検討していただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 答弁必要ありませんね、今の質問は。ほかにありますか。

なければ、以上をもちまして13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に9番荒生博一君の発言を許します。

○9番（荒生博一君） 私はさきに通告してあります3項目、15点について町長にお伺いいたします。

まず1項目め、パブリックコメント制度の現状と改善策について。

町では、行政運営の透明性の向上を図り、町民参加型の公平・公正で開かれた町政を実現していく一つの手法として、パブリックコメント制度を創設し、平成17年4月1日から運用している。運用開始から14年が経過し、平成26年度以降は過去5年間で19事業の計画案や条例案に対し、寄せられた意見件数はわずか1件となっており、この制度が機能しているとは言いがたい現状かと思っております。

そこで、これまでの成果と意見聴取方法の考え、今後の展開について町長にお伺いいたします。

1点目、パブリックコメント制度導入後、これまでの間、寄せられた意見等を考慮しながら意思決定を行ってきたと思いますが、町政運営にどのような効果があったのかお伺いします。

2点目、現在、町のホームページ、広報などが発信媒体の中心となっておりますが、ホームページでは資料全てが閲覧可能ですが、広報は掲載スペースの関係上概要のみで、十分な情報を伝えられていないと考えますが、周知についてのお考えをお伺いします。

3点目、町民ポストが設置されている9カ所で、パブリックコメント対象事業の原案を閲覧することができますが、イベントのパンフレットと同じような扱いで、コメントの提出を促す形にはなっていないと思っております。この現状をどのように分析しているのかお伺いします。

4点目、この5年間の結果を踏まえ、今後一人でも多くの町民からの意見をお寄せいただくため、制度そのものの認知度、町民の計画に対する関心度、既存媒体の情報発信力などの調査・研究を早急に行い、周知を含め改善が必要と考えますが、見解をお伺いします。

5点目、改善策として、今後はホームページ上にアップし、ただ意見を待つだけではなく、計画ごとにターゲットを決め、行政から赴き、多様な町民との対話を通じて意見を収集し、町政運営に反映させるための「対話型パブリックコメント」を提案いたしますがいかがでしょうか、お伺いします。

次に2項目め、上富良野町農業・農村の現状と課題について。

昨年の北海道の気象は、低温、長雨、日照不足、集中豪雨と、かつて経験したことのない異常気象により、当町の基幹産業である農業、関連産業に甚大

な影響を及ぼしました。本年は農業、関連産業にとってよき年となるようお祈りいたします。

町では現在、「強い農業」と「美しく活力のある農村」の創出を目指して、平成31年度から5年間を計画期間とする第8次上富良野町農業振興計画の策定を行っており、情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう、力強く、持続性の高い農業の確立を目指しています。

これからの上富良野町の農業発展のため、現状と課題についてお伺いいたします。

1点目、農家戸数、農家人口の著しい減少傾向に歯どめをかけるべく施策を、町独自でどのように展開をしていくのかお伺いします。

2点目、農業経営規模拡大に伴う労働力不足に対する町の具体的支援策は。

3点目、小規模農家に対する、町独自の支援施策が必要と考えるが、町長はどうお考えかお伺いします。

4点目、農業従事者の高齢化の進行や後継者不足による経営規模縮小や離農などによる農地の遊休化が懸念されていますが、地域営農の支援システムづくりを具体的にどう進めていくのかお伺いします。

5点目、食糧、農業にかかわる世界情勢が不安定な今こそ、つくり手と食べ手が一緒になって地域の農業を支えていく取り組みの必要が重要と考えますが、より多くの町民が上富良野町産農畜産物への愛着をもっていただくための、地元農畜産物の需要拡大促進策をどうお考えかお伺いします。

6点目、これからの上富良野町の農業発展のために、地元農畜産物のブランド化を行い、世界に上富良野産の農畜産物を発信することが求められているが、町長の見解をお伺いいたします。

最後に3項目め、十勝岳ジオパーク構想の今後について。

十勝岳ジオパーク構想は、JGNの認定申請を平成29年に行い、残念ながら見送られました。その後、平成30年6月の第2回定例会において、私の一般質問の答弁では、再申請について指摘事項についてのハードルは高くないとし、平成31年度の再申請を目指して取り組んでいくとのことでした。

以下、ジオパークの進捗状況について4点お伺いいたします。

1点目、平成31年の申請を見送り、平成32年を目指すと聞いておりますが、その経緯と理由についてお伺いいたします。

2点目、前回、見送られた指摘事項の一つに、事務局体制を一つにするように求められていたましたが、その後の動向と考え方についてお伺いいたしま

す。

3点目、今後認定を受けた後、火山学や地質学に精通した専門員の常駐が必要と考えるが、今後の設置計画についてお伺いいたします。

4点目、当然ジオパークの目的からして、他町村からの来訪者に対し、きめ細かなサービスを提供していくためには、拠点施設の整備が重要と考えますが、拠点施設の整備の計画は。

以上、質問でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目のパブリックコメント制度に関する5点の御質問にお答えさせていただきます。

パブリックコメント制度は、町民生活に大きな影響を及ぼすと認められる政策の策定や改正、条例の制定時などにおいて、その案を事前に明らかにし、行政運営の透明性を図るとともに、町民の皆さんから広く意見をいただき、行政参画の機会を提供することによる公平公正で開かれた町政を実現するため、実施しているところであります。

また、自治基本条例におきましても、第29条で政策決定過程への住民参画を定めているところであり、パブリックコメント制度自体に意義があり、意見の多寡にかかわらず有効であると考えております。

1点目のパブリックコメントの町政運営への効果につきましては、パブリックコメント制度により、自治基本条例の基本原則でもある「まちづくりに関する情報を町民が知る権利」と、「まちづくりに町民が参加する権利」が保障されていることから、透明性のある町政運営に活かされているものと考えております。

次に、2点目のパブリックコメントの広報紙における周知と、3点目のパブリックコメントの閲覧等についてであります。関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

まず、広報紙での周知につきましては、広報紙は広く住民に行政情報の提供を行うことが主目的であり、限られた紙面に多くの情報を掲載することから、概要のみの掲載となっております。また、多くの自治体においても広報紙については、同様の紙面構成かと理解しているところであります。そのため、パブリックコメントに供する資料全ての閲覧につきましては、町のホームページと町民ポストの設置箇所での閲覧をお願いしているところであります。

なお、町民ポストにつきましては、現在9カ所において全文を掲載した冊子を複数冊配置し、お持ち

帰りも可能となっております。

さらに、その冊子の表面に御意見をいただくための詳細について、わかりやすく記載しておりますが、改善が必要な点につきましては、随時見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、4点目のパブリックコメントの改善の必要性についてであります。制度につきましては、開始以来14年が経過しており、広く町民の皆さんに御理解いただいているものと思われませんが、パブリックコメントについてさらに理解を深めていただくために、実施に当たって方法等に工夫を加えたり、さまざまな機会を通じ、制度に関する情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、制度開始から一定期間が経過しておりますことから、今後、各計画時に審議会等からも御意見を伺うとともに、パブリックコメント制度に対する意識調査の必要性についても検討してまいりたいと考えております。

次に5点目の対話型パブリックコメントの御提案についてであります。それぞれ個々の計画策定におきましては、内容に応じて専門的な知見を有する各種委員会や関係機関等から、御意見をいただきながら進めておりますことから、対話型の要素も十分取り入れられていると思われ、新たな仕組みを持つことは想定していないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めの上富良野町の農業と農村の現状と課題に関する6点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の農家戸数、農家人口の減少に歯止めをかけるべく、町の施策についてであります。町の農家戸数、農業人口につきましては、平成27年農業センサス調査において、農家戸数257戸、農業者数は641人であり、前回調査のあった平成22年当時から戸数で56戸、農業者数で210人の減となっており、議員御指摘のとおり著しい減少傾向にあり、強い危機感を持っているところであります。

このことから、町ではまず、後継者が魅力を感じて職業として農業を選択できるように、担い手への支援策として「担い手サポート奨励金事業」による助成や、次世代を担う新規就農者の円滑な就農及び後継者の育成を図るため、研修学費、家賃などの住居費、研修先受け入れの支援を行う「新たな農業担い手育成等支援事業」を実施しているところであります。

また、今後におきましても、農家戸数の減少に歯止めをかけるべく、高収益作物である園芸作物に転換を希望する農業者に対して、平成28年度より実

施している収益向上作物導入支援事業を継続し、さまざまな営農類型が選択できるような方策や就農につながる支援策を講じて、持続的な上富良野の農業発展に努めてまいります。

次に、2点目の労働力不足に対する支援施策についてであります。経営規模拡大の一方で、労働力不足に関する課題は年々深刻化してきております。その中で、農業生産の基本となる生産基盤を強化するため、農地の大区画化や排水改善の整備等を行い、農地の近代化・効率化を図り、スマート農業の導入も含め、省力化や効率化を高め、労働力の不足を補えるよう支援してまいりたいと考えております。

また、労働集約型経営をされております経営者が、多様な働き手を求めていることから、就労希望者への情報提供等の支援も必要と考えているところであります。さらに、平成31年度より公共申内牧場の草地整備と哺育・育成センターの整備事業が開始となり、畜産農家の労働力軽減に向けた取り組みも進むものと思われま。

今後におきましても、各関係機関と連携し、労働力確保対策に努めてまいります。

次に3点目の小規模農家に対する町独自の支援施策についてであります。小規模の捉え方につきましては、その中で規模拡大を目指しておられる方や後継者、年齢等によりあえて規模拡大を望まない方もいることから、拡大を目指す農業者につきましては、農業委員会や農地中間管理機構、農業再生協議会を通じ支援させていただき、また、小規模であっても営農継続を希望する方に対しましては、収益向上作物導入支援補助事業や農業機械の共同利用、労働集約型作物の導入等、各種制度を活用し支援を行ってまいります。

次に、4点目の地域営農の支援システムづくりについてであります。農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

町といたしましては、既に取り入れております人・農地プラン事業や中山間事業において、地域の中核的な担い手への農地集積や集約化を進めており、効率的かつ安定的な農地保全や有効利用に繋がっていることから、不耕作地や遊休地の発生もない状況であります。

また、地域の環境保全につきましても、多面的機能直接支払事業等を活用し、非農家の方々も参加いただき、道路や用排水路等の維持管理が図られていることから、今後も地域営農システムが有効に機能できるよう支援を行ってまいります。

次に、5点目と6点目の地元農畜産物の需要拡大促進策と上富良野産農畜産物のブランド化やその発信についてであります。関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

地元農畜産物の需要拡大につきましては、地元で生産された農畜産物が、地元で利用される地産地消は、最も基本的な農業振興につながるものであります。また、学校給食などを通じて、地元農畜産物に対する理解を深めることも重要なことと理解しております。

町内の生産者と消費者の結びつきの強化につきましては、地元農畜産物への理解や関心を持っていただけるよう「まるごとかみふらのピアガーデン」や、秋の「収穫祭」などを今後も継続して実施するとともに、既に農業者がみずから取り組んでおられます直売所の開催や大型店舗への出店など、生産者と消費者が直接触れる交流促進や関係づくりを支援してまいります。

また、農畜産物の付加価値を高め、ブランド化を図っていくことは、今後、地域振興においても大変重要なことであると捉えており、既存の加工品や6次産業化による加工品を初め、新たな地元農畜産物を活用した特産品、加工品づくりにつながるよう、積極的な支援が必要と認識しているところであります。

そのため、現在計画しております複合拠点施設を活用した消費者への情報提供の拠点づくりや、農商工連携や観光などの関連産業との連携を一層強め、上富良野町の産業全体にわたる活性化が図られるよう、地域が一体となる推進体制の強化を図ってまいります。

また、昨年末TPP11や本年2月に日欧EPAが発効されたことから、ますます農産物の国際競争が進むと思われ、当町においても、農畜産物の品質向上や差別化など、国際競争に対応できる農業経営の強化が求められてくるものと認識しているところであります。

次に、3項目目の十勝岳ジオパーク構想の今後についての4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のジオパーク構想認定に係る再申請の時期についてであります。できるだけ早い時期の申請を目指し、平成31年度の再申請が可能となるよう、積極的に取り組みを進めてまいりましたが、初回審査で指摘いただいた課題解決への取り組みに多少時間を要したこと、さらに、その後審査が厳格化された等の状況変化から、再申請に向けては、指摘事項をクリアするのみだけにとどめず、専門部会の活動実績のさらなる積み上げ、新たなジオツアーの開発、ガイド養成、教育分野へのジオパー

ク学習の導入など、これまで以上の取り組みに加え、全ての項目で認定条件を満たせるように底上げを図って、確実な認定を目指すとの判断から、平成31年度の申請は見送るとしたところであります。

今後においては、できるだけ早い時期の申請を目指すことには変わりはありませんが、万全を期した上で申請に臨みたいと考えておりますことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の事務局体制についてであります。一昨年の認定見送り以降、美瑛町とともに協議を重ね、本年4月からは、十勝岳ジオパーク構想の拠点施設となっております美瑛町郷土学館「美宙」内に事務所を整備し、両町の職員が統一事務局として新体制のもと活動することとなり、一体化した体制の構築が図られるところであります。

次に、3点目の専門員の配置についてであります。十勝岳ジオパーク構想の取り組みにおいて、専門員の存在は大変重要であると認識しており、認定後においても2名以上の配置は必要と考えております。

現在、地域おこし協力隊員2名を専門員として委嘱しておりますが、今年度末をもって任期が満了することから、現在、必要な知識等を有した新たな専門員の確保を目指しているところであります。早期に体制が整うよう努めてまいります。

最後に4点目の拠点施設の整備計画についてであります。現在、ジオパーク構想の拠点施設整備計画に位置づけられております郷土館や開拓記念館など、町内4施設においてジオパークコーナーの設置などの整備を進めているところであります。

今後、町内外からの来訪者の方々に、この地域をより深く理解していただくなど、取り組みの一層の充実のためにも、拠点機能を備えた施設の必要性を感じており、第6次総合計画に位置づけられております複合型拠点施設の中に、その機能を持たせることが有効と考えております。十勝岳ジオパーク構想推進協議会としての事業計画への位置づけも必要となることから、協議会での協議において位置づけられるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番 荒生博一君。

○9番（荒生博一君） まず1項目目、パブリックコメント制度の再質問をさせていただきます。

1点目の町政運営への効果につきましては、透明性のある町政運営にこの制度が生かされているとの御答弁をいただきましたので、理解させていただきます。

2点目、3点目についての再質問ですが、御答弁

では、町の一定程度設置箇所等々において、各計画案に対し、冊子を複数冊配置し、持ち帰りも可能になっているという御答弁でしたが、これまでの間、その設置した複数冊のその冊子が、例えばなくなるくらい町民の関心を集めたり、またなくなったことに伴い、増刷したりということは過去にあったのかどうか、確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北越克彦君） 9番、荒生議員のパブリックコメントにおける計画等の計画書の関係で説明させていただきます。

これはちょっと表紙をコピーしたものでありますけれども、9カ所の町民ポストのところに箱を置きまして、このような計画書を置いております。複数冊、大体3冊くらい置いておまして、なくなった場合、御自由にお持ち帰りくださいというふうに書いておりますので、持ち帰っていただいて結構というふうに考えておまして、時々といいますか、職員が回りまして、なくなっているときにつきましては新たに入れてくるといったようなことで対応をしているところでございます。

実態は、その計画に応じていろいろな状況がありますけれども、なくなっているときもあるというふうには聞いているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） この5年間で19計画案に対して、わずか1件です。本当にその3冊程度、9カ所に用意している冊子、なくなっているのですか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北越克彦君） 9番の荒生議員の御質問であります、お持ち帰りいただいているという状況もあります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、質問を変えさせていただきます。

この制度自体、広く町民の方に町の町政にかかわる重要な計画案を表すということで、いろいろな媒体を使い現在、町民に周知をしているところでありますが、現在、パソコンのそのPC版のホームページにおいては、ちょうどセンターにパブリックコメント募集ということで、本当にホームページを開いた瞬間にこちら、パブリックコメントを募集しているというのがわかりますが、実際スマホ版は町長、ごらんいただいたのかどうかわかりませんが、残念ながらまずスマホ版ホームページを開くと、トップページには残念ながらこのパブリックコ

メント制度に関する情報というのは一切、掲示がございません。

今、自宅のパソコンよりも、どちらかというと携帯電話の普及に伴い、スマホを利用する方が幅広い年齢層でふえています。本来、町民に広く公平に周知するのであれば、スマホ版のトップにも位置づけて当然かと思いますが、見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 9番荒生議員からありましたパブコメの周知のスマートフォン版のほうのページの構成の関係でございますが、御意見いただきまして修正するように直したいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、すぐに直していただけるということで、この件はよろしく願いいたします。

続きまして、4点目の改善性の必要性については、御答弁では実施に当たって方法などに工夫を加えて、さまざまな機会を通じ、制度に関する情報提供を行ってまいりたいと考えている。また、制度開始から一定期間が経過していることから、今後に対する意識調査の必要についても検討してまいりたいとの御答弁でした。

この各計画というのは、この第6次総合計画、今に例えますと最上位計画の元の枝葉にある、非常に重要な計画になるわけで、町の、要はこれからをつくり出す、本当に言わば重要な実施計画になるわけです。だからこそ、町民の皆様からの御意見は大切だと考えた上で、現在は全くとって町民の皆様からの意見がないということは、しっかりとフィードバックされていない、制度の、この改善のためには、放置しておいては流入してこない、反応情報を収集する努力が行政には必要だと考えます。その必要性に対してはいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の各種計画策定時におきます、町民からの御意見の聴取についての御意見についてお答えさせていただきますが、さまざまな、後のこの答弁でもお答えさせていただいておりますが、現在、さまざまな計画を策定、あるいは条例等の改正等、あらゆるパブリックコメント制度を活用しておる中で、既に特に今、お話のありました総合計画等の策定時におきましては、策定の審議委員がほぼ町の全ての分野を網羅するような形で審議委員の御就任をいただいております。言葉を変えますと、本当に町民の多くの皆さん方の意見を収集できるような体制のもとで計画審議がなされているというふうに私どもは理解をしております、

またそれぞれの委員が自分の守備範囲であります構成員の方々、あるいは仲間の方々で意見交換を通じて、それを集約していただいているというふうを考えておりますので、広く町民の皆様方の御意見が反映されてつくられていくものというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、その諸計画に対しては、ただいまの町長の答弁どおり審議委員会の構成メンバーが町長の代表ということで、広く意見を募った上で諸計画がなされているということで、もちろんその審議委員からの意見も大切です。しかしながら、審議委員は例えば、これは子育て支援計画ですと、例えば15人の審議委員の方がメンバーに入り、子育ての専門分野の方々がスタッフとして中に多くを占めた上で、現在子育てをされている方が親御さんとして意見を募るために5人くらいの構成メンバーとなったかと思われましても、これだけ多くの町民がいらっしゃいます。子育て世帯の親御さん、5人の意見が全てだとは、私は思いません。

ですから、こういったパブリックコメント制度を行うことで、より多くの町民の皆様からの意見を募り、計画の反映していただきたいと思っております。

これは強くお願いを申し上げて、最後の5点目の対話型パブリックコメント制度についての再質問ですけれども、現在それぞれの個々の計画策定において、内容に応じて専門的な知見を有する各種委員会や関係機関等から御意見をいただきながら進められるということ、対話型の要素も十分取り入れられていると思われ、新たな仕組みを持つことは想定していないとの御答弁でした。

現在、各計画案の全文を冊子にしてごらんいただき、お持ち帰りいただくシステムをとっていますけれども、原案の添付資料は原案そのものを説明する資料、つまり原案の概要や背景等の説明資料が活用されている反面で、原案をわかりやすく解説した資料等は用いられておりません。多分、私が考えるに、これが提出意見数の少ない原因ではないかと考えております。

だからこそ、対話型、つまり言葉を添えることによりスパイスを加え、温かく言葉での解説を行うことで初めて町民の方に理解可能な形での提供になると私は思いますけれども、その件について見解をお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の対話型パブリックコメントの必要性についての御質問にお答えさせていただきますが、現在の仕組みは御理解いた

だいていると思っておりますが、専門的な知見を有する方が委員として、そういった方で構成されておりました、その内容についての熟度等については、直接そういったことにたけておられる皆様方と対話をして計画を策定しておりますので、そういう意味での計画への反映は、中身を充実させる意味での対応は行われているというふうに理解をしているところでございますが、一方、議員からの御質問にありますように、それだけでいいのかというような点につきましては、お答えさせていただいておりますように、さらにその中身を少しかみ砕いて理解をしていただくようなことも必要かというようなことに関しましては、今後委員会等の中でそういう工夫を、知見を持っておられる方々は項目を見ればある程度理解をできるということで、その温度差がございまして、そういったところをどのように工夫していくかということについては課題だというふうに私も思いますので、次回からのそういった計画策定時において、都度それぞれ委員等から御意見をいただきながら工夫、改善するべきものは時間をかけずに改善してまいりますので、ぜひ御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、ぜひ次回計画以降は、審議委員の皆様と創意工夫を十分検討した上で、一人でも多くの町民の方からの意見をいただけるようなパブリックコメント制度というのを改めて考えていただきたいと思っております。

最後に、このパブコメについての一つ提案なのですが、過日2月28日に「10年後の上富良野をどう考えるか」というまちづくりフォーラムががみんで、100名近い町民の参加のもと、有効な2時間半という限られた時間ではございましたけれども、それぞれの中にいろいろな年齢層の町民の方の参加や異業種間交流があったり、私も参加させていただきましたけれども、非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。

そこで、こういった町の重要な計画案について、こういったまちづくりフォーラム等々を活用して、町長みずから計画に町民の方に興味を持っていただくというのも一つの手法として考えられますけれども、最後にこの見解をお伺いします。

○議長（西村昭教君） ちょっと質問の趣旨を外れましたので答弁は必要ありませんので、次の質問に移ってください。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 失礼いたしました。

では、続きまして2項目目の上富良野町の農業についての再質問をさせていただきます。

1点目の農家戸数、農家人口に関してですが、私が議員になりました4年前、総務産建常任委員会に所属したときに、農業の今の現状ということで、当時約300戸近い農家戸数があり、しかしながら10年後には150になるかもしれないという恐ろしい数字を聞かされたことを記憶しております。

現在、町長の御答弁で示されましたこの農家戸数、農家人口の歯どめをかけるべく施策というのが、まず担い手サポート奨励金事業、それから新たな農業担い手育成等支援事業、そして収益向上作物導入支援事業の三つの施策展開で、今後の減少に歯どめをかけたいということでしたが、この三つの施策で本当に歯どめをかけられるのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

農家戸数の減少、あるいは農業就業者数の減少等は将来の町の存亡をも左右するぐらいの、私は大問題だというふうに理解をしております。今、町では議員からお話いただきましたような主要な三つの施策をもって、町としての減少を食い止めるべく施策を打っております。それぞれ特徴がある事業でございますが、私的に申し上げますと国自体の農政が非常に国際化だとか、あるいは競争力とかいうことに、私としては、私も農業者の一人として非常に偏ったような、特に農協の経営を少し弱体化になってしまうのではないかなというようにも含めて、国ももう少し、私も地域としては減少策に精一杯取り組んでおりますが、非常に私、心の中で葛藤しておりますのは、大規模化だとか、あるいは効率化だとかという事業を余りにも強力に進める中で、そういったことから農業を断念する方々、そういった方々を一方で拾っていく、拾っていくという言い方は適切ではないかもしれませんが、そういった方々も農業として成り立っていくような制度をあわせ持つて進めてきていただきたかったなど、そんなふうに考えているところでございまして、今後は御質問にありましたけれども、規模は小さくてもしっかりと農業として成り立つような仕組みを町でも組み立てられればということ考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、今後も減少対策にしましては全力をもって、町長の支援を期待しております。

続きまして、2点目の労働不足解消、こちらに関してですけれども、昨年12月7日に北海道新聞にある記事を見かけました。ふらの農協が沖縄県の農協、それから愛媛県の西宇和農協と3農協間の協議

を行い、それぞれ西宇和のほうではミカンであるとか、沖縄はサトウキビ、北海道は農業そのもの自体が4月から10月までという期間が要するというで、それぞれの地域で労働力というのをうまくエクステンションと申しますか、交換をしてそういった現在のその労働力不足に、これは期待ができるのではないかという記事を見て、これはすばらしいと私もその記事をすぐ写真で撮り、今も大切に保管していますが、その後、多分2月にことし、いろいろな協議が行われているのではないかということはその記事では書かれたのですが、現在の進捗状況というのは、今農協とワンストップになっている行政でするので、わかるところで結構です。確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） ちょっと今、実態としてはまだ十分把握されておりませんので、他の質問に移っていただけますか。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、3点目の小規模農家に対する町独自の支援策についてですが、現在先ほどの町長の心配ごとの御答弁もありましたとおり、やはりこの今後の農家人口の減少に伴い、集積がどんどんどんどんしていくのは、やはり農家人口が減少しても農地は減らないというのはもちろん当たり前のことであり、集積はいたし方なく、大規模化が進むのは当然のことだと思いますけれども、やはり道とか町のプログラムを見ましても、その大規模農業従事者についての補助支援施策というプログラムは、結構多く私も受けとめておりますけれども、実際のところ小規模の農家に対しての補助というのがまだ十分ではないということを感じておりまして、今回この質問をさせていただいております。

小規模農家というのは、やはり大規模と違うところは消費者のニーズに合わせて少量を確実に消費者に届けるということで、確実に収益を上げられる重要な農業だと私は考えます。いま一度、町長が考える小規模農業者に対しての支援策というのを聞かせてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の農業形態における御質問にお答えさせていただきますが、大規模農家については議員御案内のとおりでございますのでお答えいたしません、特に小規模農家の育成ですね。特にその営農を継続していくということに対する手当、あるいは支援策について、これは私はもう少し不足していたということは、これは否めないことだと思っております。

ただ、そういう中で町独自にじゃあ何ができるのかということになりますと、先ほど申し上げました

ように労働集約型の作物奨励をしたり、園芸作物等にシフトしたりすることは可能だと思います。

そしてまた、6次化を図ることによって、規模は小さくても高付加価値化によって所得を維持するというようなことも可能であります。私の思いの中で、頭の中で描いておりますのは、今の府県で行われている農業の形が将来の上富良野の、要するに規模の小さな経営者の方々が行う営農体系なのかなというふうに、過去を振り返りますと本州の、北海道の形が何十年後かに本州が追随してきてというようなこと、実態もございますので、やはり小回りのきく農業経営、そういったことに支援をしていくことによって、農業経営の持続化が図られるものというふうに理解しておりますので、そういったところに目を向けるべきだというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、農業関係に関しましては最後の質問とさせていただきます。

御答弁では、今後ますます農産物の国際競争が進むと思われ、当町においても農畜産物の品質向上や差別化等、国際競争に対応できる農業経営の強化が求められてくるものと認識しているということでした。

現在、北海道では北海道食の輸出拡大戦略、食の輸出1,000億円を目指してということで、平成28年度からこういったプログラムを、道がプロジェクトを立ち上げて、現在その農畜産物の輸出を意欲的に取り組もうとする産地を支援をしているということでお伺いしております。

町長は、農業従事者であり、農業のプロです。町長みずからが旗上げをして、生産者の方々の御協力を得て、上富良野農畜産物のブランド化を行うことで、将来的にこのようなプロジェクトに町が参画ができるような形を取っていただけないかという最後の意見なのですけれども、やはり農業のプロとして最終的に生き残るための一番の武器というのは、地域力であり、ブランド化だと思います。最後、この件に関して、町長の見解を伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

地元で生産される農畜産物のブランド化というのは、これは非常に将来をかけた、将来を託せる大きなはずみになっていくものというふうに思っております。私の経験を申し上げますと、過去にも上富良野産の、上富良野の農業者みずからが手がけて生産した上富良野のお米を地域ブランドとして販売して、非常に大きな成果を得ることができた経験も持っていることから、引き続き上富良野では非常

に、本当に全国に誇れる、あるいは国際化にも対応できるような素材がございますので、そういったものにさらにブラッシュアップをして、上富良野だけが生き残ればいいというものではございませんが、地域の活性化につながるような仕組みやしかけは必要だと考えておりますので、皆様方から御意見を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、今後もトップセールスとして、ぜひ上富良野町産農畜産物のPR、普及に努めていただければと思います。

それでは、最後のジオパーク関連に関する質問をさせていただきます。

一昨年9月27日にJGNのほうから加盟認定の可否の内示をいただいた後、一昨年12月の定例会では3名の議員が今後のジオパーク活動の動向について、やはり気になる事項ということで町長に確認をさせていただいております。

また、昨年6月の2定においては、私も昨年の3月ごろに早ければ申請が行われるかもしれないということ期待しつつ、残念ながら昨年の申請には至らなかったということで、昨年の6月にもやはり町長には、両町それぞれ大切な一般の財源を用いて協議会を立ち上げ、その中でジオパークの認定加盟に向け、全力を尽くしているということはわかりますけれども、昨年の御答弁では31年の申請に向けて最大限努力をし、申請ができるよう頑張りたいということでしたが、今回1年半という期間、私は十分その本年の再申請に向けて準備する期間では足りるのではないかとってはいたのですけれども、なぜ認定に至らなかったのか、なぜスピード感を持って着手できなかったのか、もう一度確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の十勝岳ジオパーク構想についての御質問にお答えさせていただきます。

昨年、一昨年認定が見送られた後、私といたしましてはさらに中身をきちんと、反省すべき点を反省して、改善に向けて取り組むことによって、次年度の申請に向けて計画を持つことは、可能性はないわけではないというふうな理解のもとに、担当の者にもハッパをかけたりにして取り組んでまいりました。

その後、2町で事業が進んでいるということ、一つ一つのその事業の取り組みにおいては、協調しながら進めていかなければならないという、どうしてもこう避けがたい時間がかかるということも一方でありました。

また、そのJGNのほうの審査基準が全国にも四十数カ所認定されておりますが、非常に一時、この認定数を短期間にふやしたというような、どうも反省がみずからの中にあつたというようなことを仄聞しております、そういう中で少し、特にユネスコの事業になつたということで厳格化をして、世界に恥じない認定にするべきだというような、どうも作用が働いているようでして、厳格化されたということも含めて、それであれば中途半端な準備、私として万全であっても、審査する側からいって不十分だというふうに理解されたのであれば、非常に不幸な結果になりますので、しっかりとそこは私どもも自信をもって申請できるような体制に再構築すべきかというような諸般のことから、31年の申請は見送らざるを得なかつたというのが私の理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、ただいまの答弁に関連する件ですけれども、この3年間一生懸命ジオパークの普及、推進に頑張っていた地域おこし協力隊、ジオパーク推進員の2名がこの3月をもって期間満了という形でおやめになられます。現在、町のホームページでも、たしか期日は3月15日だつたと思つておりますけれども、現在、その地域おこし協力隊、ジオパークの火山等の知識を有する専門員の募集を行っているということは存じています。

そして同時に、美瑛町で一人、それから上富良野町で一人という、そのジオパーク推進員の雇用形態というのもお聞きしております中で現在、残念ながらまだ募集には至っていないというのが、これがまた非常に問題であり、このまま夏になつても、また秋になつても、残念ながら専門員が見つかりませんでしたとなると、やはり現場においていろいろなPRや普及活動を行っていただくためには、専門員の力なくしてはできません。

31年度は認定を見送るということは納得しました。しかしながら、このままでしたら32年大丈夫なのですか。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻 剛君） 9番荒生議員のジオパークの今後に関する御質問にお答えをさせていただきます。

議員、今、御発言のあつたとおり、非常にジオパークの専門員については両町とも苦慮しているところでございますが、こればかりは両町ともそれぞれにしっかりと努力して、専門員の確保というものをできるだけ早期に確保をしていかなければならないというふうに強く認識をしているところでございます。

やはり、そういう専門員によって活動の充実も図られますことから、また次期の再申請に向けて非常に重要な役割を果たしていただけるものというふうに考えてございますので、私どものほうといたしましてもしっかりと確保するための努力を精力的に行いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは最後、町長に1点だけお伺いいたします。

このジオパーク事業にかける思い、今辻課長からも答弁がありましたけれども、もちろん専門員なくしてはできないというのはわかります。しかしながら、これは遊びではないですよ。しっかりとお金を使って、目標に向けて着実に歩まなければいけないのですよ。もう一度、町民の方にはわかるように、この事業の今後についての町長の考えをお聞かせいただきまして、質問を終わります。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員のジオパーク構想についての御質問にお答えさせていただきます。

当初、この事業に参画した段階から、私はこの十勝岳を中心とするこの美瑛、上富良野地方を活性化する非常に有効な事業だというふうに理解のもとに取り組んでまいりました。

そして、これまで専門員の活動だとか、あるいはツアーガイドの養成、あるいは教育分野への導入等、本当に多くの町民の皆様方がジオパークに対する理解を深めていただくとともに、多くの方が参画していただいております。そういったことは、将来の地域振興や、あるいはさまざまな分野に好影響を及ぼすと、今でも強く認識しております、これは私が目指す地域振興の中でも特に地元の自然をありのままに生かして、そして育てていくという、本当に私の思いに沿つた事業でもありますので、認定がいただければそれでよかつたよかつたというものではなくて、こういった活動が根底にあるということが大切だと理解しておりますので、もちろん認定も目指してまいりますけれども、しっかりとさらに住民の皆様方にこの事業を理解していただくことに力を注ぐとともに、そこから生まれる成果も上がるように、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開を11時といたします。

午前10時44分 休憩
午前11時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

10番高松克年君の発言を許します。

○10番（高松克年君） さきに通告しています1項目6点についてお伺いいたします。

地域農業の将来像について。

地域農業を取り巻く状況は、気象による災害の増加、国際化による農産物の自由化、ITなどの農業利用による技術革新、社会情勢の変化による農家戸数の減少といった歴史的にも我々の経験のない域に入っていると思われまます。

第1、農業者の減少は続いているが、基幹産業としての農業の将来に大きな危惧を抱いている。新規の農業者の呼び込み、定着に第三者農業継承を考える必要があるのではと思うが、どのように考えるかお伺いいたします。

2、農業戸数の減少とともに規模拡大が進んでいるが、この状況下で5,700ヘクタールの農地を保全しながら生産性を上げ、拡大が可能なのか。現在90億円の生産を確保しようとしているが、伸び悩みも伺える。町としては、自然体でなりゆきに任せるのか。それとも生産額を守るためにも、1年でも長く営農を続けていかれるような政策的誘導が必要ではないかと思うがお伺いいたします。

3、第8次農業振興計画においても、家畜ふん尿の有機肥料としての利活用は資源としても大切だということは認められています。今後においてはバイオガス化による発電など、エネルギー化も視野に入れた考え方もエネルギーの地産地消につながると思うが考えをお伺いいたします。

4、酪農においても労働力不足は問題になっています。労働力を補う方法として、酪農ヘルパーは雇用が難しくなっています。農作業コントラクター、TMRセンターの設置は、労働力の軽減と生産性の向上に寄与することは先進地においては実証されていますけれども、導入に向けての自由化の動向に不安があり、導入に踏み切ることができない現状があります。町においても政策的誘導は必要だと思いますけれどもどのように考えているかお伺いします。

5、町独自の収益向上作物振興補助事業については導入されてからまだ日が浅く、成果を問うところではないのかもしれませんが、新規就農にとってもこれからの農業の新しい経営形態における導入作物としての重要性はふえると思われまます。今

後の取り組みをどのように考えているかお伺いします。

6、これは教育長にお伺いしたいと思います。

農村地域のコミュニティの大切な場である地域の公民館について、一世代前の昭和50年代の建物が5地域にありますけれども、利便性を欠く前に地域の意見を聞き、管理整備が必要になっていると思うが考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の地域農業の将来像についての6点の御質問にお答えさせていただきます。

なお、6点目の御質問につきましては教育長からお答えさせていただきます。

まず、1点目の新規就農者の確保と定着を目指す第三者農業経営継承についてであります。町におきましては、新規就農者の確保につきましては、さきの荒生議員にもお答えさせていただいておりますが、町や国の制度を活用し新規就農支援を実施しており、引き続きそれらを通じ就農支援を行ってまいります。

御質問の第三者農業経営継承につきましては、北海道農業公社が仲介役となって農地、施設、機械などの有形資産や技術、ノウハウなどの無形資産を、継承希望者が一定期間実績を積んだ後に、受け渡すことで経営を継承し、地域農業を守る制度となっておりますが、移譲希望者と継承希望者との資産の引き継ぎや人間関係の構築、さらに継承を希望する経営者が少ないことなど、多くの課題もあることから、北海道内におきましては、実績も少なく、町といたしましては、今後、継承を希望する経営者からの相談等があった場合は、北海道農業公社を通じて、側面的支援を講じてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の長期に営農が継続されるための方策につきましては、これまで数次にわたる農業振興計画に基づき、本町の持続的営農を目指して取り組んできたところであります。

営農が継続されるために最も重要なことは、新たな後継者や担い手の確保であり、これらの課題解決を柱とし、この度、今後5年間の農業発展と持続的営農を着実に推進するために、新たに第8次農業振興計画を作成したところであり、多様性のある「強い農業」と「活力ある農村づくり」を目指し、計画の実現に向け、農業者と一体となり取り組んでまいります。

次に、3点目のバイオガス化による発電等、エネルギー化についての考え方についてであります。

畜産農家においては、家畜排せつ物の処理は、家畜防疫、衛生対策を講じ、適正に処理され、環境保全とあわせて堆肥化による農地還元が行われており、特に畜産農家と、耕種農家が連携を図り、土づくりを通じて双方の安定経営に寄与しているところがあります。

バイオガスプラントの導入、活用につきましては、これまでに、畜産農家の方々と意見交換をさせていただいた経過もありますが、特にバイオガスとしての活用についての希望もないことから、町においては、現在のところバイオガスプラント導入の計画は持ち合わせていないところがあります。

次に、4点目の酪農における労働力不足の問題についてであります。JAふらのの中期経営計画策定に伴う組合員意向調査アンケートの上富良野支所関係の中で、農業経営の維持拡大を図るに当たり、抱えている課題で大きなものとして、「高齢化や健康問題」「労働力不足」等が上げられており、町としましても、これらの課題解決が大変重要なことと認識しております。

とりわけ、酪農経営における労働力不足対策としてコントラクターやTMRの整備、酪農ヘルパーの人材確保等は有効なものとして捉えており、JAふらのの中期計画の中でもTMRセンターの設置が課題と位置づけられていることから、酪農家との協議を進める中で、これらの方向性が示されてくるものと思われま。

また、酪農ヘルパーの人材確保につきましても、重要な課題として認識しており、町といたしましては、今後、JAふらのを中心に関係者と連携する中で、必要な支援を行ってまいります。

次に、5点目の収益向上作物導入支援事業の今後の取り組みについてであります。平成28年度から実施しております本事業については、3年間の成果といたしまして、延べ33件の活用、事業費で8,100万円、助成額で3,480万円が活用されております。

新規就農者の営農開始の支援策として、利用希望も多く、効果も表れており、円滑な就農につながっていることから、今後におきましても、産地形成や高収益作物の導入による収益向上により、安定した経営と地域農業の振興につながるよう、引き続き事業の活用を推進してまいります。

○議長（西村昭教君） 次に教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の6点目の地域の公民館の管理、整備に関する御質問にお答えします。

現在、町には11の公民館分館があり、このうち昭和50年代に建設された分館は日新、江幌、日の

出、旭野、東中の5施設があるところがあります。

分館の維持管理につきましては、分館の活動と合わせ光熱水費などの維持経費について、各分館に補助を行い、毎年分館長、分館主事会議を開催し、あらかじめ各分館から維持保全に必要な要望をお聞きした中で、適切な維持管理に努めているところがあります。

施設の老朽化が進んでいるところではありますが、今後におきましても、屋根や外壁の塗装、暖房機器の更新などの維持修繕に努めるとともに、建てかえなどの時期につきましては、地域と利用の状況などの協議を行い、適切に判断をしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問お受けします。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 第1項目に聞いた第三者農業継承についてお伺いしたいと思います。

ここで挙げられている問題点として言われていることは、確かに実際の状況の中では起きていることは理解しています。ですけれども、この第三者継承の最大の利点と言われるのは、まず有形の資産についてはそのまま機械から農作業の施設についても継承されますから、非常にその点でも有利性はあります。また、その無形資産の見えない数字に示すことのできないものとして、技術の移転、土壌環境の問題点を十分に知れること。また、それらにより技術移転をする間の、並行して作業をしていくという点がありますけれども、その中で譲ろうとしている方の持っている管理技術や、その地域で住むという継続した地域との生活環境の構築と、そういうものがこの第三者移譲においては最大の利点ということが、残念ながらこの文章の中からは示されてはいませんが、そのことについてはどのように考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の第三者農業経営継承についての御質問にお答えさせていただきますが、本制度については議員も既に御案内のことと思います。その中で、有形資産の継承はともかく、無形資産でございます技術の伝承、あるいは習得、さらにはそれのみならず、その地域に溶け込むというような、非常にそういう面は将来継承したとすれば、非常に大きな要素になりますので、そういうことも受け継いでいかれるということについての利点は、これはもう申すまでもなく大変有効なものだというふうに理解をするところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、そのようなこと

で、これは非常に我々も近くになってというか、同じ管内の中で、美深町の恩根内というところで、16年前に地域の人たちが自分たちの年齢と、その地域に残る後継者の数というのから危惧をいたしまして、RR恩根内、リレーリアリゼーション恩根内というそのグループをつくるのですね。7人の人たちが立ち上げたというのですけれども、そこでは29戸の酪農のうち、21戸が50歳以上だった、そのときにですね。その早い時期に、やはり自分たちの地域がどのような経営形態というか、を守るためにどのような方法をとれるかということを実際に危惧して、そしてそのときに動き出した。それで現在に至るまでに4人の新しい、そのただ単なる新規就農ではなくて、継承による就農を果たしている。地域で非常に今、喜ばれているというか、みんなが期待していることは、その就農者に子どもたちが一緒に、非常にその地域に活性が出たということも大きな力になったというようなことがあります。また、根室管内でも複数の町村が連絡協議会をつくって、同じような組織を立ち上げている。

そういうようなことから言っ、この事業が今行われている新規就農の大きな違いというのは、やはり先ほど言ったように無形の資産というか、その受け継ぎがあるということが立証されているのですけれども、それについてはどう考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えいたしますが、前段お答えいたしましたことと重複するかと思いますが、そういったさまざまなノウハウだとか技術だとか、あるいは地域へ溶け込むなどといった、そういうソフト的な効果については、先ほど申し上げましたとおり非常に有効なものだと考えておりますし、またそういったこと、継承を通じて地域を守れるということについての効能も非常にあるというふうに理解しているところでございますが、北海道において一部の地域でそういった動きはあろうかと思いますが、北海道全体としての継承希望というものが非常に少ないというのが実態でございまして、そもそも本事業が制定された根本は、本州に、特に府県において御案内のように酪農経営と、あるいは農業経営を継承する人がいないことによって、その資産が散財すると。要するに引き継ぐ人がいないことによって、子どもたちだとか何かに資産を処分して分散してしまうというようなことを、制度化をもって守ろうということがこの制度の発端というふうに私は聞いておりまして、北海道ではそういう現象が本州ほど顕著ではないということもあるのですが、そういう制度を否定する何

ものでは全くございませんが、今のところ北海道内においてはその農地の継承だとか、有効活用というものがスムーズに行われている実態かなというふうに理解しておりまして、今後もこの制度についての認識はしっかりともっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） これにやはり重要なのは、町とかその農協、農業委員会、普及所などがやはり十分なバックアップをして、農業者が立ち上げた組織を応援するということはもちろん重要なことなのですけれども、それに加えて、やはり大きな応援をする母体としては、町自体がやはりそれに向かって、次の農業の後継者不足、継承をする農家が今、町長が言われるように資産の散逸というのを防ぐということからしても有効な手だてだとは思いますが、その美深の場合でも畑作農家がそれと同じようなことを今やろうとしているということが聞かれています。

そのようなことからしても、決してその町長が言われるようにマイナスの点だけではなくて、新規就農に加えて一つそういうような方法も取り入れていくことがこの地域においても、新規の就農の手助けになるのではないかとこのように思うのですけれどもどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、呼び方はこういう呼び方ではございませんが、現在も当町においては新規就農者の方を離農を希望される方のところに、そのままそっくり居抜きで新規就農をしていただくというようなことは、既に取り組みとして行っておりますので、そういった事業を通じて新規就農者の方、その地域の活性化につながるよう、あるいはその新規就農を目指されている方に対する応援をさせていただいておりますので、それらはしっかり維持してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） その場合に、やはり継承して、新規で就農して、自分たちが生活するまでの間、第三者継承と違って技術を習得するための時間というのがかかって、そこでブランクというか、間があくというようなことがあって、例えばそれで十分な土地管理ができないがゆえにのマイナス面とか、そういうものが見られるということは、これはもう見たとおりのことだというふうに思うので、その辺を考えると、この方法も決してマイナスではないということを考えて、ぜひ研究、検討の項目に入

れてほしいというふうに思います。

次に、2番目の農家戸数の減少と、この上富良野における5,700ヘクタールの農地をどういうふうに守っていくかということなのですが、この過去に起きたような農地への災害などを見ていて、これ以上農家戸数を減少していくということを、手をこまねいて見ているということは、上富良野の全体の農業に及ぼす影響というものは非常に大きいのではないかと思います。その統計的な数字などから見てどう考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の上富良野農業の振興、特に荒生議員からも御質問がありましたような農家の勢いが失せていくというようなことに対する危惧に対しての御質問だというふうに理解しておりますが、農家戸数、あるいは就業人口が減っていくということは、もう本当に非常にいたたまれませんし、私といたしましても何としてもこれは防いで、さらにはむしろふえていくような状況をつくることは、本当に力を入れていかなければならないと考えているところでございます。

そういう中で、具体的にどういう方向を目指していくかということにつきまして、極論を申し上げますと「儲かる農業にする」ということに尽きると思います。そのために、いろいろ施策を、8次計画の中でも示させていただいておりますが、まず若い人が魅力を持ていただけるような職業となること。そして、あわせて儲かる農業になること。これらを目指していくことによって、おのずと就業者数も減らず、戸数も減らず、永続的な上富良野の農業経営が、そして5,700ヘクタール余に及ぶ農地も維持できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、その現状を見るに、これ以上やっぱり減らしたら大変なことになるのではないかなと思うのは、上富良野の地勢状というか、田並みというか、地並みというのですか。それが重要なポイントだというふうに思うのですね。中山間における補助対象の地域として、上富良野の全耕地のおよそ29.4%、これは3割近くの土地が、中山間の今の対象になっていることから考えて、これをやはり保全していくということが、いかに大切なことか、また重要なことなのかということを見ると、このままやはり町長が言われるように農家の減少をほっておくということではできないと思います。

また、今、町長は「儲かる農業」ができれば大丈夫

だという言い方をしましたけれども、この減ってきている農家が、皆さんが耕している部分というのは、全く以前と変わらないだけのものを耕してはきている。しかし、収入の面で見ると、数字にも第8次のそれなどにも書いてありますけれども伸び悩んでいる、その事実がはっきりしていて、その指摘の中にも、やはり集積してきた土地から、どれだけの収益を上げていくかということが重要なポイントだと。作物によっても変わってきているということなどが実際に指摘として書かれているわけですが、それらについてどういうような方法で、この土地の保全と収益の向上というのを結びつけ、また農家の確保ということも結びつけていくかということをどういうふうに考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

さまざまな課題を解決しながら、農業の、上富良野、本町の農業の維持、発展は目指していかなければならないと考えております。

現在、中山間事業を取り入れておりますが、議員から御案内のように、3割近い耕地が中山間に該当する地域だということは、これは必ずしも喜ばしいことではなくて、むしろこういった比率を低下させていくことに力を注ぐべきだというふうに考えております。

現在、やはりそういったことで基本となるのは土地の基盤でございます。東中地区で現在、道営基盤整備事業が行われておりますが、私は早くからこういった事業を畑作地帯においても、ぜひ取り入れたということで、上川南部耕地出張所を通じて、ぜひ道営事業等を活用して、条件不利地の畑作地帯を、かつて白金地区で整備したように、耕作のしやすい形状に改める、そういうことから一部、残念ながらその地形が、条件が不利なことによって四角い圃場も丸くつくっているような実態も見受けられます。そういったことを解消して、さらに土地条件を改良するなどして、やはり収益性を高めると、5,700町、約6,000町歩ございますので、ざっと反収で5,000円上がれば、もう3億円、全町で収益が向上するわけですから、やはりそういった地道な、基本的な事業に取り組むこと。そして、それらによって後継者が根づいてくれることと、私はこれから女性の後継者の方々も気負いがなく、経営に参加していただけるような、そういう素地ができれば、これもまた新しい展開が描けるのではないかというふうに、そういったことも意識した中で上富良野農業を強くしていきたいというふうに

取り組んでいるところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、町長はどういうふうに考えているかお伺いしたいのですけれども、今その離農と就農のバランス、将来このままでいけばどういう方向に向いていって、その先ほど同僚議員も聞きましたけれども、150戸になるかもしれないというときに、どのような新規の就農者に対してバランスをもって誘致というか、入れていくとか、就農してもらうかということについて、どう考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、もうこれまでも何度もお答えさせていただいていると思いますが、やはり農業が職業として魅力がある産業に、まず脱皮することだというふうに思っております。北海道で示しました将来構想で150戸にまで減ってしまうというような試算が示されたりしておりますが、私としては何としてもそれは避けなければならない、そのためにあらゆる施策を講じるということは覚悟はしておりますが、少しこぼし話っぽく聞こえるかもしれませんが、まず農業者みずからが、現在の経営者みずからが自分の子弟を農業後継者として、積極的に位置づけていっておられない実態がございます。職業選択の自由はもちろんあることではございますが、まず自分の今、取り組んでいる仕事を後継者に誇りをもってつないでいけるような、そういう仕事としての魅力づくりが図れるような取り組みを、さまざまな形でしていくことが、私はまず大事なかなというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今の町長の魅力ある農業づくりというか、後継者に対する魅力をとという話がありましたけれども、自分が少し残念だなと思ったのは、昨年の農業の被害というか、これはいたし方がなかったとしても、その前2年の農業者の頑張りと、それによって税収が伸びたということがありましたけれども、そのときに我々議員だけではなくて、本当にその町民、農業者の特に若い人たちに、あなた方がやったおかげで、私たちはこれだけのものが、ふえた部分ですからそれは税収の中で1%とか、その程度だといえれば程度なのですけれども、それがその伸びたことによって自由に、言ったらあれですけれども町のために使える金になるということ、あなた方が頑張ってくれたおかげで少しよくなったよというのをぜひ、あのときに町長にも言ってもらえたらよかったなというか、今言われたよう

なその魅力、ある意味ではやはりそれぞれ一人一人ですけれども、誇りをもってこの町で暮らせる、この町で働いていると、そして生産も上げ、町のために寄与しているということの伝達というか、必要なことなのではないかというふうに思うのですね。

ですから、ことしがいい年であることを願って、ことし、去年よりももしも税収が伸びたときには、ぜひ町長にそのことを忘れずに農業者の若い人たちの集まりでもあるときにでも話をしてもらえればというふうに思います。

この強い農業、これも今の時代に厳しいことなのかなと思うことがあります。というのは、TPP、EPAのそれが始まったばかりなのですけれども、この間のショックだったのが、2月21日くらいの新聞紙上だったかと思うのですけれども、チーズの輸入の今年度の枠、2カ月しかないのですけれども、その間に非常に多くの申し込みが農林省に届いてびっくりしていると、農林省もびっくり、農業関係者、ミルクを扱っている業界関係もびっくりするくらいのことが起きている。このことは、もしかしたら国際化というのは、国内からひらいていくことなのかなということを感じて、ちょっと末恐ろしい気がしたのですけれども、このことと牛肉もそうだったので、もう既に新年度の枠の個人枠、企業が入れるなどではなくて、個人枠を買いつけるというようなことが起きていると。これに、その異業種、公認会計士、税理士、印刷会社、建設会社、ゴルフ会員権を持つ事業者……。

○議長（西村昭教君） 高松議員、意見はいいのですけれども、質問の時間ですので、元に戻ってきちんと質問されるようにお願いします。

○10番（高松克年君） そんなことで、そういうようなことを内側からひらいていくのも貿易の自由化なのだということを感じさせられたのですけれども、こういうことからいうと強い農業というのはどういうふうにつくっていけばいいというふうに考えますか。お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、強い農業というものはどうあるべきかということに対しましては、答えは持ち合わせておりませんが、私といたしましては、国が目指しているのは国際化は国際化で進めると。しかし、農業を職業として守ることは守るというような国の方針が随所に示されておりまして、そういうことで果たして、私は所得が保障されれば誇りをもって選択できる職業になるのかなと、非常に疑問を持っているところでございますが、いずれにいたしましてもそういった大きな視点の捉え方も必

要でございますが、先ほどから申し上げておりますように、上富良野町の農業者が規模の大小にかかわらず、しっかりと経営が成り立って、若い人たちがやってみたいと感じるような職業に形を変えていくことが、私に課せられている課題というふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 次に、バイオガスのプラントについての話に入りたいと思うのですが、町は利用についての希望もないことからというように言い回しで書いているのですが、原材料としては1万何千頭の牛と、4万頭の豚と、それに一般のところから入るとすれば生ごみ、終末処理場の汚泥、ふん尿などを入れると十分な資源としては上富良野にもあるのですね。これがそのままに置いておいて、今ここに書かれているように管理ができていて、農地に還元するといっても、先ほどから言っているとおり傾斜のある斜面に大きな機械を持って行ってふんをまくということなども十分にできることではないと思うのですね。

それで、このバイオガスプラントの先に出てくるものとしては液肥化された肥料として使える有機質肥料、これがその熱をかけて殺菌したりするものですから、非常にピュアなものとか、きれいなもので出てくるということなども非常に有利なことなのです。

それと、先ほど言ったように生ごみとか終末処理場の汚泥なども、非常に出てくるカロリーとしては1立方当たりの量なども多いわけです。ですから、これらを使って民間の企業、いわゆる大きな肥育屋とか養豚農家と養豚業の人たちとジョイントすると、この量、今の牛と豚の頭数だけでも大体100頭当たりで20戸くらいの電力が賄えるそうです。そうすると、上富良野では4,800戸の電力が賄えるくらいのは発電できるということからすると、決して資源の有効化と、それと効率的な利用ということからすれば、十分な資源としてなり得ることなのだと思いますが、それについてはどう考えますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問、バイオガスプラント化の御質問にお答えさせていただきますが、私もこの上富良野畜産経営をされておられる方の家畜排せつ物の処理、これらに費やす労力、時間、そういったものを考えると、非常に負荷がかかっているのかなということを思いまして、町内の酪農家の方々だとか、養豚農家の方々に意向を伺ったことがございます。そして、町と申しましょうか、そういった排せつ物を一カ所に集約して、そ

して集中的に処理できるようなコントラクター事業のようなものを想定して御相談申し上げましたところ、それぞれ個々の経営者の中には、そういう必要は感じていないと。そして、処理についても何とか耕種農業の方と結びついて解消できているということで、非常に、ほとんどそういう方向を目指したいという希望はありませんでした。

そういうことで、町としてのそういった方向づけは想定することには至らなかったという状況でございます。

今後におきまして、バイオガス化によります有効性は、電力供給という観点からは非常に有効だということもう立証されておりますので理解しております。また、スラリーの利用についても非常に有効だということは理解しておりますけれども、まず経営者みずからがそういう意識を持っておられない現状でございますので、そこは御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） では、次に移りたいと思います。

この酪農についての話をお伺いしたいというふうに思いますけれども、土地利用の形態をとる酪農にとって、今後やはりその地域の土地利用などについても重要な職種なのだろうというふうに考えているのですけれども、現在その草地改良の方向性が串内の草地云々、施設云々のことと絡んで、道営事業になってしまったがゆえに、その牛舎などの施設整備ができない状況にあるのですね。それから、このそれらを超えるとか、それらを認めながらもそういうところ、施設整備をできるようなことが、取り入れることができないのかどうかということが、我々もちょっと勉強不足でわからないのですけれども、これをぜひ将来的な展望からしても、TPP絡みなども含めて、ぜひ取り入れる方法がないものが研究してもらいたいと思うのですけれどもどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

草地改良も含めまして、特に酪農家の施設整備というのは膨大な事業となることから、これはさまざまな制度を活用して取り組まなければ実現性は難しいというふうに私も理解しておりますので、どんな手法があるのか十分検討、あるいは勉強させていただいて、十分な情報提供をできるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） よろしく研究のほどお願いしたいというふうにお願ひしておきます。

次に、収益向上作物の導入、これによってちょっと勉強不足だったのですけれども、もう既に効果が見えている作物があるということを知り及んで、実益が上がる、比較的資本の投入と効果というものが早く表れるということが実証されているということから、この手法に及んで他の地域で、将来を見据えて少し技術を学ぶ余裕のある年代に、要するに重労働の作業から軽労働の作業に移るような、技術移転というか、そういう作物の移転というか、そういうものを促している地域もあるというふうには聞いていますね。実際に、その機械を新しくするとか、次の投資をするよりは、そのような方向づけをつけてあげて、そして残った農地というか、自分が使わない農地は近くの人たちに使ってもらおうというようなことをして、将来にわたって生涯現役で農業を続けたいという思いのある人には、そういうような方向転換というか、そういうものを促すということによって農業者を減らさないというようなことを行っているようなところもあるように聞くので、この収益向上作物をそのような形での新規就農、それと若い人たちにというのではなくて、ある種の働ける年代の人たちに転換を向けていくというか、その一つのツールとして使えればというふうには思うのですけれども、考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、収益向上作物導入事業についての御質問にお答えさせていただきますが、まずそういった作型への類型を変えることによって、労働力が軽減されるという効果ははっきり申し上げて期待は非常にできないと。どちらも精一杯働くということでは共通していると思います。

ただ、農地を広く使って経営するという農業類型から、労働集約型の高収益作物化による経営への類型に転換するということは、これは可能でございます。それは新規就農者のツールとしてだけではなくて、営農類型を、特に広く農地を活用する営農類型につきましては、大規模な農業機械の投資だとかが伴いますので、そういったことを軽減する作用はありますので、多様な活用が図れるような工夫は必要だと思いますので、この制度をさらに見直しが必要というような部分がありましたら見直しを加えながら、いい仕組みになるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 聞き漏らしてしまったのですけれども、町長にお伺ひしますけれども、上富

良野では町長のイメージとしてでいいのですけれども、何戸の農家が営農し、創生戦略で何億円がその農業の基幹産業として立ち得る、なり得る数字だというふうには思っているかお伺ひしたいと思うのですけれども。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の将来の上富良野の農業の目指す姿についての御質問でございますが、戸数については限りなくふえていただくこと、就業者についても限りなくふえていくこと、これを追い求めていくことが大切だと思います。数字をもって目標を示すというようなことはなかなか難しいものだという事は御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 次に、公民館の管理、整備についてお伺ひしたいと思います。

農村部においてこの公民館というのは、非常にコミュニティセンターとしての働きというか、重要なことはもう地域の人たちも認めているところなのですけれども、この昭和50年代に建設された五つの施設、これはそのまま適切な管理を行うといっているけれども、老朽化のほうは激しくて、これに追いついていくのかどうかというのをお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の分館についての御質問にお答えしたいと思います。

確かに、耐用年数については木造建設ですので過ぎていくところではあります。ただ、建物というのは耐用年数だけでなく、その寿命、また修繕などをして適切に対応していくことでその寿命は延びていくという部分がございますので、地域からの要望等をしっかり聞きながら、使用に問題がないような形で維持管理を進めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、どんな方法をもって、その地域の要望に応じていくのか。また、その抱えている問題点、トイレとか除雪の問題とか、改善策を地域の代表である住民会長なり、地域の公民館長に知らせているのか。聞いたものをどういうふうにはフィードバックさせているかというのをお聞きしたいのですけれども。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の住民会との情報交流等の仕方についての御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁の中でもお話をさせていただきます

たけれども、毎年分館長、分館主事会議を開催していると。その前段で、それぞれの維持管理に関する希望調書のほうを提出してもらいまして、どこを直すかとか、そういう部分の対応をしている。また、適時いろいろな問題が出てくることがありますので、そういうものについては適時対応をさせていただいている状況にあります。

例を挙げますと、東中会館のほうから出てきました暖房の問題についても個別暖房に移行する、住民会のほうと十分お話をする中で対応もさせていただいていますので、建物に修理が必要な場合については速やかに現地のほうを確認させていただいて、都度問題の解決に努めているところでございますので御理解をいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） この公民館の分館に対しては、この5施設以外に比較的新しい建物でも、積雪により戸の開閉がスムーズにいかないとか、小さなことなのかもしれませんが、それが会館においてはやはり気になるようなことも聞いたりしたのですけれども、それらあたりは改善されているのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の維持修繕の中身についてのお話かと思いますが、基本的に役所と住民会、それぞれ役割分担を決めてございます。細かい修理については住民会のほうで維持修理をしていただくということが、今までうちの町で続けてきたルールであります。本当に簡易のものであればカンナをかけて削っていただくとか、そういうことをしていただくことが必要なところであります。

ただ、そういうことができない世帯というか住民会であれば、相談にも当然のっていますし、そういう情報交流、交換をする中で相談しながら適切な維持管理に努めさせていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、その施設整備と直接的に結びつかないのかもしれないのですけれども、老人会の人たちが使いづらいとか、集まる機会がこのごろ減っているというのがあるというのを聞いたのですけれども、これは施設であれば当然、教育委員会なり何なりも対応しなければならないと思うのですけれども、これらについての使い勝手が悪いのか、その辺のことについて、先ほど言ったような除雪の問題とか……。

○議長（西村昭教君） 高松議員、答弁をいただいているのですけれども、そのたびに違う例を出して

質問されたら同じことの繰り返しですから。もうこの質問については收拾を打ってください。

○10番（高松克年君） わかりました。

そういうことで、皆さんのところでもそういうことが起きているというようなことをお聞きするのでお伺いしたいと思ったのですけれども、趣旨が違うということで撤回して終わりにさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番高松克年君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の一般質問を続けます。

12番中瀬実君の発言を許します。

○12番（中瀬実君） 私は、さきに通告しております2項目について、町長と教育長に所信を伺います。

1項目目、予約型タクシーの現状と課題について。

予約型乗合タクシー事業が運行開始されて7年が経過しているが、上富良野町も高齢者の割合が年々増加傾向にあり、買い物、通院の足としての役割はますます重要視されると思われる。近年、タクシー業界も人手不足で運転手の確保が難しいと聞いている。このような状況の中、利用者の要望に沿って運行されているかを伺います。

1、現在の予約型乗合タクシーの市街地区と郡部地区での登録者の人数について伺います。

2番目、予約型乗合タクシーの利用者へのアンケートを実施していると思うが、そのアンケートの結果をどのように反映しているか。

3番目、区域内利用者が区域外利用者のおおむね倍の利用状況である。区域外の利用者は割高に感じているのではないか。町内一律料金にすることにより、現在の利用割合で、町の委託料はどのくらいふえるのかを伺う。

2項目目、上富良野高校の現状維持に向けての課題と新たな支援策について伺います。

今年度の公立高校の出願状況を見ると、上川南学区40名定員の中で、上富良野高校は16名、鷹栖高校24名、南富良野高校は17名であり上富良野高校は非常に低い出願状況である。今まで上富良野高校存続に向け就学支援金、入学準備金、通学費の

支援、また各種資格検定料の補助といったさまざまな対策を講じ、一定の効果を上げていることは評価するところだが、本年度の出願者16名は今後の存続に向けて厳しい状況にあると思われま

す。教育長はこの状況を見て、今後上富良野高校を維持するために、どのような対策を講じる考えがあるかを伺います。

一つ目、上富良野高校の出願者が伸び悩んでいる原因はどのように分析しているか。

2番目、地元の中学からの出願者が特に少ないと思われるが、地元中学校への出願の働きかけはどのように行っているのか。

3番目、道立高校であることから、北海道教育委員会の上富良野高校に対する考え方と当面の見通しについて伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の予約型乗合タクシーの現状と課題に関する御質問にお答えいたします。

1点目の登録者数につきましては、平成30年12月末現在で、市街地区583名、郡部地区309名、合計892名となっております。

次に、2点目のアンケート結果に基づく見直しに関しましては、最近の利用者アンケート調査は、本施行から5年目を迎えた平成29年度に実施し、その結果については、既に議員の皆様や町ホームページを通じ情報提供させていただいておりますが、事業全体について、ほぼ満足いただいているものの、運行回数、時間帯等に関して御意見をいただいているところであります。

また、予約型乗合タクシー運行事業を初め、スクールバスなどの運行に関しましては、町内タクシー事業者2社による委託事業として実施しており、これまでもアンケート結果を踏まえた見直しについて協議を行ってきております。

しかし、議員の御発言にもありますように、運転手の確保が厳しい状況の中で、事業者からはこれ以上の運行内容の見直しや拡大については非常に難しいとの考えが示されており、見直しには至っていないところであります。

次に、3点目の利用料金に関しましては、現行の利用料金は、乗車1回当たり区域内200円、区域外400円を利用者の皆様に御負担いただいているところであります。

利用料金につきましては、平成29年度に実施した利用者アンケート結果において、約95%の方が「安いと思う」「ちょうど良い」、約5%の方が「高いと思う」との回答を得ているところでありま

す。このことから、一定の移動距離に応じて差を持たせている現行の料金設定につきましては、利用距離による負担の公平性の観点から、おおむね御理解いただいているものと考えているところであります。

なお、利用料金を200円と仮定し、400円区間利用者の平均の差額分を町の委託費とした場合の単純試算につきましては91万円程度であります。

予約型乗り合いタクシー事業につきましては、町営路線バスの廃止に伴う高齢者や障害者の方々など、交通弱者の生活支援や閉じこもりを予防することを目的に、町内における移動手段の確保として事業化し、これまで8年間運行してまいりましたが、事業の趣旨につきましては、通常のタクシー利用のようなフルサービスを前提とした制度となっていないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員の2項目目の上富良野高校の現状維持に向けての課題と、新たな支援策についての御質問にお答えいたします。

1点目の出願者が伸び悩んでいる要因につきましては、平成30年度の富良野管内の中学校卒業生が、前年度より80名ほど減少していることと、上富良野中学校卒業生の旭川市内の高校への出願数が例年より多いことが要因ではないかと考えているところであります。

上富良野高校の過去5年間の入学者の状況につきましては、これまで30名前後を推移しており、地元上富良野中学校出身の生徒が7割を占めておりましたが、平成31年度の出願者は地元上富良野中学校の出願者が13名、他市町村からの出願者の3名を合わせて、16名の出願となったところであります。

2点目の地元中学校への出願の働きかけにつきましては、例年と同様に上富良野高校が、上富良野中学校での学校説明会や体験入学を実施し、教育活動の特色や進路実現に向けたキャリア教育など、さまざまな取り組みの紹介、PRをしたところであります。また、町からの入学準備金や就学支援金などの経済的支援について説明を行うとともに、管内市町村の中学校に対しましても、学校案内パンフレットや学校だよりの配付を行い、上富良野高校への出願の働きかけを行っているところであります。

3点目の北海道教育委員会の上富良野高校に対する考え方と当面の見通しについてであります。北海道教育委員会において平成30年3月に策定された「これからの高校づくりに関する指針」では、第1学年の在籍者数が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合には、再編整備を進めるとされております。

教育行政執行方針の中でも述べさせていただいたとおり、上富良野高校は、きめ細やかな学習指導や上富良野町の歴史、風土を学ぶ「十勝岳ジオパーク学習」などの特色ある教育、町内外への教育活動の情報発信や事業参加を積極的に進めていただいているところです。教育委員会といたしましても、引き続き、通学費や就学支援金、入学準備金の助成のほか、介護職員初任者研修を初めとする各種資格取得や地域に根ざした活動を支援してまいります。

今後におきましても、これまでと同様に地元関係各位の御協力をいただき、地元高校存続に向けて全力を尽くして取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 今、答弁をいただきましたけれども、登録者の数が市街地に比べて郡部は約半分という数字であります。この利用者は、郡部の利用者におきましては、この半分かくらいという数字がその人口の割合として多いのか少ないのかは別といたしまして、結局はそのタクシー会社に予約を入れるときに「時間がかかりますよ」とか、例えばこのタクシーの配車の関係で受け付けるのが非常に難しくなったりとか、そういったことが利用者の中で登録者が少なくなっているような状況というのは考えられないのかどうかということをまず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 12番中瀬議員からありました、予約型乗合タクシーの受け付け方法の変更と利用率の低下という部分の質問かというふうに思いますが、受け付け時間につきましては当初6時からということで、済みません。予約時間につきましては朝6時からということで27年から運行をしてきたところでございますが、事業者の営業時間等々の関係から30年度の4月1日からは、予約時間を7時から変更したという形になってございますが、この部分に関しまして利用率が下がったという部分との影響の部分については、今現在、失礼しました。30年度利用率自体が、29年度と比較をして落ちているというのが今現在の現実でございますので、この内容につきましては今言った部分に関連あるかどうかにつきましては今、年度末の実績を見て、ちょっと事業者のほうと確認をこれからするというように準備をしております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 今、総務課長のほうから答

弁ありましたけれども、29年度から比べて、区域内が29年度は8,215だったのが、30年は5,529人になっています。そして、区域外につきましては29年が4,437利用したものが、30年は3,038ということで、利用者の数が減っております。

そういったことも数字を見て、これが運転手不足の関係なのか、それから利用度合、結局郡部の場合は町から見れば迎えに行く時間帯が非常にかかるからということでの、業者からの受け付けがうまく行かなくてこうなっているのか、その辺のところがちよっと知りたかったのですが、その辺は置いておきます。

とりあえず、この予約型乗合タクシーにつきましては、今後上富良野町もますます高齢化が進みまして、30年度の数字でいきますと人口が1万862名の中で、高齢者の、65歳以上の高齢者というのは3,353人、高齢化率30.87%ということで、これは非常に数字的に高くなってきております。世帯数も5,351世帯の中で、独居の高齢者の数が531世帯もあるという状況になっています。これはいわゆる世帯数の1割ですよね。この独居世帯が多くなるということは、今、町が運行しているこの予約型乗合タクシーというのが、今後ますます必要な部分になってくるのではないかというふうに考えております。

そのような中で、先ほど答弁がありましたけれども、アンケートの調査の中で思うような、これ以上の内容の変更とか拡大は難しいというふうな答弁をいただきました。こういう状況は理解はできますけれども、そうなったときに利用者は多いのに運行ができないということになると非常に困るわけですが、その辺のところの町長の考えをお伺いしたい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の予約型乗合タクシー事業についての御質問にお答えさせていただきますが、町内において高齢者比率、あるいは高齢者のみの世帯の増加等の傾向は、私も理解しているところでございます。

今後こういった、要するに一般的に交通弱者といわれる方々の利便性を維持する、そういった観点から利用度合がもし将来高まる、また利用に応えられない状況というものには生ずるわけにはまいりませんので、現在のところそういった状況に至っているという理解はしておりませんが、将来そういう時代を迎えるに当たっての移動手段の確保というものは、これは欠かせないサービスでございますので、これらについては状況を見ながらどういう方法が町としてとり得るのかということは研究課題だというふう

理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 人手不足というのはタクシー業界に限らずいろいろなところで出てきているわけですが、今町長から答弁いただきましたけれども、本当に必要な部分が、これから特に必要な部分でのこの予約型タクシーだと思えますけれども、町でもタクシー業者が、この予約型乗合タクシーから撤退しなければならないという状況になったときに、これを継続していくということで、何らかの方法で町は継続していくという考えで受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、現在、具体的に将来像を描いているものではございませんが、いずれにいたしましてもこのサービスを縮小していくことはまず想定していないところでございます。ただ、その事業継続をどういう形でしていくかということにつきましては、現在100%民間が担っていただいておりますので、現在は町内事業者に限ってということで委託をしております。これが、少しエリアを拡大して事業者を募る等の方法を講じなければならないという、そういう場合が生じたときには、さらに検討いたしまして判断をしてみたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） できるだけ今の業者の方々が引き続き、この予約型乗り合いタクシーを営業していただくことが一番の理想なわけですが、それがかなわなくなったときには、それらのことも考えながらやっていただきたいというふうに思っておりますけれども、そんな中でこの予約型乗り合いタクシーのいわゆる郡部というか、区間内と区間外の料金設定になっております。この区間内、区間外の利用設定の中が、区間内は200円、区間外は400円という設定になっております。

今後、当然先ほどから申し上げておりますけれども高齢化が進みまして、今現在免許を持っている方が免許の返上をするような状況になる。これはもう必ずそういう事態が起きてくるようなことが想定されます。そうすることによって、そうなることによって買い物、それから病院通いの足がなくなったら本当に困るわけです。そういったときに、この料金設定が、年金生活をされている方も結構いらっしゃいますので、たかが200円の差、でもされど200円の差になると思うのですよ。

ですから、その町のこういった事業を展開する中で、確かに距離の差がありますから差をつけるのは

仕方ないことなのかもしれませんが、でも利用する側から見れば、やはり本来、何とか同一料金にさせていただきたいという声も、多分そういうことがあるから先ほどのアンケートの結果でも「ちょっと高い」という人が5%という数字でしたけれども、そのアンケートの中にそういった数字が出ているのは多分その辺だと私は思っているのです。

ですから、そこら辺のところを町でこういう事業を展開する中ですから、何とか一律料金にするような考え、先ほど一律料金にすると今現在の数字の中では90万円ちょっとくらいのその負担が委託料の負担になるということだったのですが、そこら辺のところの検討する余地はないのでしょうか。お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の料金設定についての御質問にお答えさせていただきますが、いろいろ御利用いただいている皆さん方の意向を伺う中におきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、料金設定につきましてはおおむね適正であるというような理解をいただいていると判断しているところでございますが、一部において少し格差がある部分について、「一律にしてほしい」というような声もあることも一方では事実でございます。

こういった公共サービスを提供していく中で、私も行政を預かるものとしていたしまして、やはり受益と負担の公平性というのは、いかなるときもこのバランスというものは常に意識をした中で料金設定というものをしていく必要があると考えておまして、とりわけこういった足の確保等につきましては負担と受益というものがまさしく一番比べやすいと申しましょか、評価しやすいような事業かなということもございまして、現在こういう格差をつけさせていただいております。

また、議員からお話がありました、仮に同一料金とした場合の金額の多寡については、これは特にそれを意識して差をつけているという考えは毛頭ございません。公平負担の原則に基づいて、この制度設計に当たりまして十分協議した中で設定させていただいた。そして、さらに利用者の意向調査等も参酌いたしまして、現在の料金設定に特に違和感はないというような現在、私どもとして理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） いろいろなことを想定しながらこの料金を設定しているということでありますけれども、こういった予約型乗合タクシー事業を

やっているとほかにありますけれども、一番近くの隣の町は同一料金、郡部も町も同一料金というような話を聞いております。そういった例もあるわけですが、結局はある程度の年齢になったら、一番おっかないのは引きこもりなわけですよ。その引きこもりを防ぐために、安い料金だったら利用して、町の買い物にも行こうか。それから病院にも行ってみようかというような発想になる。そのことが結局はそういった人たちが家に閉じこもりにならないようなことにもつながるのではないかと。そういう気がするわけですよ。そのときに、先ほども申し上げましたけれどもたかが200円なのですが、やっぱりたくさん所得のある方は別でしょうけれども、やはり年金生活者は本当に大変だと思うのですよ。たかが200円でも、それでも大変な人は大変。だから、これは町の乗合タクシー事業をやっているということであれば、これは均一に料金は、一本化するのが行政サービスの中でこれから大事な部分でないかというふうに思うわけですよ。

ですから、多分ですけども、そんなに害な数にはならないと思います。これから急激な利用登録者数にはならないと思います。ある程度の負担はしながら、この乗合タクシー事業を推進していくのが、これは町の責務だというふうには私は考えております。そういった意味でもう一度、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

交通弱者、要するに移動手段の非常に困っておられる方々に対する行政サービスとして、こういった乗合タクシー事業の価値というのは共有できているというふうに思いますが、そういった行政サービスの提供と、一方で公平な負担感を求める手法と、これはまたちょっと異質なものと、ほかにも影響する要素が含まれておりますので、予約型乗合タクシー事業を通じての交通弱者に対するサービス提供は、これは向上させても低下させることはできないということは申し上げておりますが、その料金設定のあり方等については、どういう形が本当の理想の形なのかということ、我々といたしましてもまだまだ検討もしてまいりますが、いろいろ御意見を伺う中で今の制度を堅持していくことがいいのか、あるいは少し工夫をすることも必要なのかということ、少し推移を見ながら検討させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） いわゆる、これを利用する方は、やはりいろいろな考えがあるのだと思いま

す。前回、29年度にアンケート調査をやっておりますけれども、そのときにアンケートの調査の内容ですね。これは利用者全員を対象としたアンケートだったのか。それとも、いわゆる抽出のアンケートだったのか。

それから、そのアンケートの項目は、どういったことをアンケートの項目として上げていたのか、もしわかれば教えていただきたい。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 12番中瀬議員からありました、29年度に行いましたアンケートの関係につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、アンケート対象者につきましては当時、29年6月末の登録者全員にアンケート調査は御案内をしたところでございます。当時の数字としまして、対象者につきましては878名というところでございます。そのうち、回答をいただいた方が、400名の方から回答をいただきまして、回収率につきましては45.1%というふうになっている形になってございますので、内容としましては利用されている方と、あと登録だけして利用はしていないよという人からもいただいたということでございます。

あと、設問の関係でございますが、こちらにつきましては過去にも一度お示しをしたところでございますけれども、一応お住いですとか年齢、性別、属性の関係、それと乗合タクシーの利用をしたことがあるかどうか、あとふだんの交通手段はどういうことか。あと、それ以外にふだんの乗車時間についてどうですかとか、目的についてはどういう目的で乗っていますか、先ほどありました料金設定等についてどう思うかという部分について御回答いただいたところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） アンケート調査というのは、やっぱり今回は全員だったということによかったと思いますけれども、抽出検査だったらちょっと問題があるなと思ったのですが、全員ということでもありますのでよかったかなと思っておりますけれども、このアンケート調査につきまして、ただ回収率が半分行かなかったということで、その回収の方法がどういうことだったかわかりませんが、せっかくのアンケート調査でありますから、回収率を高めていただくことが利用者の声がある程度集約できるのかなというふうに思っております。

今後、そういったアンケート調査をするときは、極力回答が高いような状態での回収をしていただき

ながら、この乗合タクシーについての今後の改善策等について、きちんと反映をさせていただきたいなというふうに思っております。

いろいろこれからも、町としてはこの事業を推進していただきたいわけですから、町長から先ほど回答をいただきましたけれども、とにかくなくさないで続けていただくということが一番大事な部分だと思いますので、今後ともこの乗合タクシーにつきましてはどんな形であれ、残すような形でやっていただきたいと思っております。

次に、上富良野高校の存続の関係ですが、先ほどお話をしたとおり、上富良野中学校からの上富良野高校への出願者が非常に少なかったと。この原因について、どのように把握をされているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 先ほど答弁でも申し上げているのですけれども。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 先ほどの答弁の中では聞けなかった部分なのですが、上富良野高校になぜ出願者がこれだけ少なくなったか。その少なくなった原因が、先ほどの答弁の中では具体的には出てこないのですよ。ですから、教育長がどういうふうに考えがあればと思ってもう1回聞いたのですが、実際問題、高校の、確かに生徒が減っているから上富良野高校ばかりたくさん出願者がふえるということは非常にこれは無理だと、現状としては無理かなというのは理解はできます。ところが、これは以前からたまたま聞く話なのですが、高校進学を決めるときに親御さんが決める決定要素、何かということが一番に問題になると思うのですよ。地元だから通うのには便利だし、それから町でも支援資金とかいろいろものをしてくれるから非常にいいのですが、実際問題、結果的にこれだけ町で支援している割には出願者がこれだけ減っている。ただ、生徒が少ないからで済ませる問題ではないと思う。

だから、そこら辺のところは何回も学校のほうにはいろいろと、出願するための学校の体験入学とかそういうことはやっているということだったのですが、それではちょっと、今の時点ではそれではちょっと足りない部分があったからこういうふうになったのではないかという気がするの、そこら辺のところの考えを、もうちょっと教育長の考えを伺いたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員からの上高対策についての御質問にお答えをしたいと思います。

危機意識が私が欠如していたのかもしれませんが

れども、数々の施策を上富良野高校の魅力づくりということで、平成22年からいろいろなものを進めてまいりました。先ほどもお話しいたしましたけれども、ここ30名程度の入学者を迎えていたところであります。要するに、高校の魅力づくりというのが一番大きなものかなというふうに思っています。特色ある高校であること。それが子どもたちに響いていくのだというものだと思います。

ことしこんなに急に16名しか入学をすることは、こんなに数が減ることは予測しておりませんでした。私の不徳といたすところかもしれませんが、最大限、道立高校ではありますが校長先生初め、教職員の皆さんが積極的に子どもたちと触れ合って寄り添った中で、細やかな教育を進めるだとか、町も当然ながらそれに対してバックアップを進めていました。本当に結果については、私も本当に残念ですし、何よりも先頭に立っていた上高の校長先生は本当に残念だということで、やり方が悪かったのかなという部分も含めて、おおむね決まったときに私のところに来ていただきまして「どうしよう」ということもお話をさせていただきました。

魅力づくり、町が道立高校の中で魅力づくりをすることについては限界もあります。高校の校長先生も異動があつて変わります。その中でどういうふうにしていくかというのは、たくさん課題があるわけですが、積極的に進めていかなければならないなというふうな今のところ思っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 今、なぜそういうことを聞いたかということは、これは上富良野高校の学校だよりなのか、これは一般的に学校案内をするためのパンフレットとか用紙なのですが、この中に生徒にいろいろどうだったということを聞いていることなのですが、「本校に入学して、それから入学させてよかったと思いませんか」という設問に対して、生徒は76%、保護者は84%が「とてもそう思う」とか「そう思う」というふうに回答しているのです。学校に入れてよかったと、上高に入れてよかった。親も子どももある程度評価しているわけですよ。ということは、学校に入って初めて評価しているわけですから、学校に入る前の親御さんには説明がきちんと、せつかくこの上高に入って、入った子どもたち、それから親御さんもよかったということの評価してくれているわけですから、その学校に入る以前の段階で、もう少し積極的に勧誘というか、ここの上高にぜひ入っていただけませんかというような、そういうことが足りなかったのではないかという、そういう感じがしたものですから、先ほ

どそういう質問をさせていただきました。

そして、結局はこの上高は確かに小さな学校ですけれども、結局子どもたちにしてみれば、学習の内容そのものも、やはり生徒数が少ないからこそできる、学習の仕方が普通の学校とちょっと違っていて、必ず繰り返し、学び直し、わかる授業、そういったことを主眼にして教育をしているのだと。それが結局、子どもたちにとっては学校に入ってから、教科のいろいろ勉強がよくわかるようになったとか、そしてこの学校でいろいろなことを学んでよかったというふうなこの評価が出ているわけですよ。

ですから、ほかの学校ではできないことができるわけですね。だから、そういったことをもっと強力に、沿線の学校にしても、それから上富良野中学校はもちろんですけれども、そういったところにアピールすることがもっと必要だったのではないかなという気がしたのですけれども、その回数などの関係はどうだったのでしょうかね。教育長、もう一度よろしくをお願いします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員からの御質問にお答えいたします。

回数については、要するに学校、中学校の関係がありますから、必要以上に回数ができるわけではありません。1回のみです。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 学校の勧誘とか、そういったものは1回だということで理解はさせていただきました。

学校に行かなくても方法論はありますよね。方法論はないわけではないと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 中瀬議員の御質問にお答えします。

学校に行かなくてもということ、私たちが、教育委員会がその場を設けるといことなのかもかもしれませんけれども、基本的には情報の提供、ペーパーなどの情報の提供は町においても当然ですけれども、同じものを二度、三度配るようなことは考えておりません。まず高校を選択すること、子どもたちが高校を選択すること、子どもたちがそれぞれの夢や希望をかなえるためには、高校の選択というのは非常に重要であります。そのときに、回数を多くして目立ったことをするというのではなく、フラットの状態で子どもたちが選択を進めていくと、この上で上富良野高校を選んでもくれるという

ことが、私としては理想だと思っています。

したがって、特色ある上富良野高校をつくらせたい、校長先生ともそういうお話を「つくろう」ということで、いろいろなことを進めてきました。まだまだ足りないのかなというふうに思っています。そういう意味で、そういう取り組みをして対応していきたいというふうに考えているところです。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 方法論とか何か言ったら、いろいろまた規制とか何かあるのでしょうかから、それは置いておきまして、高校は結局、先ほど教育長からの答弁がありましたように、この20名を切るということが今後続けば、当然生徒の募集停止とか、学校存続が難しいということですよ。だから当然、来年も2桁、20名を切るような状態になったときは、当然即生徒募集が停止になるのかどうか、それをまず教えてください。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員からの、この状態が続くとどうなるのだというお話についてお答えいたします。

基本的には、ペーパーに書いている部分では、この状態が2年続けば自動的に廃止の方向に向かわざるを得ないということだというふうに理解をしているところであります。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 学校が、上富良野高校がなくなるということは、いろいろな面での上富良野にとってはマイナス要因が発生するわけですけれども、何とかこの状態を、ぎりぎりの線でも何とか継続して存続できるような形をとらないといけないわけですけれども、今教育長のほうからいろいろなことで答弁をいただきました。

議長、今回これ教育長に答弁を求めているのですが、これは町の教育関係の上高存続については、町の町長も当然いろいろなことで置いてくれるわけですから、町長に答弁してもらうことはどうなのでしょう。それは今回はだめなのですか。

○議長（西村昭教君） 今は教育委員会所管ですから。

○12番（中瀬実君） わかりました。

そしたら、基本的に高校が存続できるように、我々も望んでいますし、できる限りの努力をさせていただいて、そして来年度は何とか20名を切らないような形をとっていただくようにしていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番

中瀬実君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の町の一般行政についての質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時47分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成31年3月12日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 佐 川 典 子

署名議員 長 谷 川 徳 行

平成31年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成31年3月13日（水曜日）

○議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	石田昭彦君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
農業委員会会長	青地修君	選挙管理委員会委員長	北川正君
会計管理者	林敬永君	総務課長	宮下正美君
企画商工観光課長	辻剛君	町民生活課長	北越克彦君
保健福祉課長	鈴木真弓君	農業振興課長	狩野寿志君
建設水道課長	佐藤清君	農業委員会事務局長	大谷隆樹君
教育振興課長	及川光一君	ラベンダーハイツ所長	北川和宏君
町立病院事務長	北川徳幸君		

○議会議務局出席職員

局長	深山悟君	次長	岩崎昌治君
主事	大井千晶君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成31年第1回上富良野町町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 今村辰義君

6番 金子益三君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第2 町の一般行政について、きのうに引き続き質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました4点について質問いたします。

1点目は、自衛官の募集事務についてであります。

各新聞報道によれば、自民党が党所属国会議員に自衛官募集事務で自治体の協力を点検するように求める文書が出されたという報道がありました。現在、自衛官の募集実務は全国50の自治体地方協力本部が担っているとされています。対象者には、訪問あるいはダイレクトメールなどによる勧誘がされているという状況にあります。

しかし、近年では、自衛官の採用数は2014年度から4年連続で計画を割り込み、さらに防衛大学校卒業時の任官辞退者もふえてきているという実情が見られます。その背景として、国会での安全法制法の成立、閣議決定された集団的自衛権の行使容認などが影響しているとされています。

今回、安倍政権のもとで憲法9条の改悪をしようという動きがあります。日本の憲法9条というのは、戦前多くの罪もない人々も死に追いやった、その反省のもとに2度と日本は戦争を行わないという

不戦の決意を打ち立てたのが憲法9条の中身であります。今、自衛隊員や若い人たちを危険な紛争地に動員されようという動きが出てきていると考えます。平和を求める多くの国民の願いに反するものだと私は考えております。また、日本の自衛隊というのは、あくまでも専守防衛の範囲で日本を守る、あるいは災害時に復興支援に当たるといった形で職務を全うしているという状況にあります。

しかし、それを覆して新たに制度の改正を行い、危険な紛争地に自衛隊員を送るといったことは、決してあってはならないというふうを考えております。国民の願いに反するものであり、絶対許してはならないと考えます。また、その点から、個人情報保護の点からも名簿の提出はやめるべきだと考えます。

そこで、上富良野町の自衛官募集事務について伺います。

1点目として、自民党所属国会議員等が自衛官募集状況調査の依頼等が町にあったのかどうか。この点について伺います。

二つ目には、情報提供は、紙あるいは電子媒体など氏名、年齢、18歳から22歳までなのか状況について伺います。

三つ目には、名簿提供に関して、2003年の我が党の国会議員の質問に対して、防衛大臣は各自治体に提出義務はないと言っていましたから、この点についてどのようにお考えなのか伺います。

4点目には、個人情報の保護から見ても、名簿の提出というのは問題があると考えますが、即刻やるべきではないでしょうか。

次に、病院、拠点施設の建設について伺います。

町では、町立病院及び拠点施設建設が検討されています。町立病院は、町民の健康を守るために欠かすことのできない医療施設であります。拠点施設道の駅は、観光客を呼び込み、町の情報発信拠点としても必要な施設とは考えます。いずれにしても、財政基盤がしっかりしていなければ、その計画も成り立ちません。各年度の決算を見ても、財政基盤の強化が指摘されています。

また、平成31年度予算編成においても、各事業においては優先度の高いものを柱として、それを実現するために基金の取り崩しなどをし、財政計画を立てているというのが実情であります。しかし、現在検討されている各施設の建設においては、施設規模・機能、財政計画等が必ずしも明確にされていない状況にあります。

そういった点で、直ちに明確にすべきだというふうに思いますが、次の点について伺います。

一つ目には、複合拠点構想の施設道の駅の予算が

計上されているが、用地・施設・機能などの詳細について、また同時に総費用を含めた財政計画について伺いいたします。

二つ目には、町立病院における用地・施設・機能について及び財政計画についても答弁をお願いいたします。

三つ目には、町には施設の維持管理に今後、相当な経費が必要になってくると考えます。今の計画だと二つの施設を同時建設を進めなければならない形になると考えますが、しかし、現在の町の財政事情からしても無理があるのではないかと考えます。優先すべき施設として町立病院は町民の暮らしと健康を守る重要な施設と考えなければならない最優先の施設ではないでしょうか。複合拠点施設道の駅は、将来の観光を呼び込む施設としては必要と考えますが、早急に建設しなくてもよい施設と考えますが、そういった点で当面凍結すべきではないかと考えますが、町長の見解について伺いいたします。

次に、3点目には、町立病院・老人保健施設の人員確保について伺いいたします。

町立病院は、町民の暮らしと健康を守るための重要な拠点施設・医療施設であります。多くの町民が利用しています。町立病院は、一般病床44床と介護療養型老人保健施設28床が併設されており、老人保健施設は、介護施設として位置づけられています。町の介護保健施設として重要な役割を担っているのが老人保健施設であります。

しかし、老人保健施設で働いている介護職員は、いまだに介護士を除けば正職員はいないというのが実情であります。介護の現場で意欲を持って仕事をしてもらうためにも、また施設利用者に質のよい介護を提供する立場からも正職員としての採用が早急に求められていると考えますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、教育長に答弁を求めます。

子ども読書推進計画と図書館新設について伺いいたします。

子ども読書推進計画が策定されました。将来、子どもたちがこの町で大人になり、他の町に住んだとしても上富良野町で過ごしたこの時期を思い出させるような町であってほしいと私は考えております。そのためには、上富良野町の読書推進計画は、欠かせないものだと考えております。学校や地域での今読み聞かせなどの方向性がこの中で盛り込まれています。それは、心を育むのであり、非常に大切なものだと考えます。

また、図書館では職員やボランティアの人による図書館祭りや読み聞かせなど工夫が盛りだくさんされているという状況になっております。また、同時

に現在の図書館が狭いのが難点であり、住民からも施設の改善を求める声があります。現在、図書館利用者数・登録者数は約1万9,000人と6,100人となっており、多くの町民に利用されています。人の感情や心の豊かさを育てる、育む、そのためにも重要な施設であるということを言わざるを得ません。現在、わからないことを調べようとすれば、パソコン・スマホなどを利用すれば済む時代になってきております。しかし、そのような時代であっても図書館が多くの人々に利用されているということを考えれば、当然、多くの町民が利用する図書館を建設、新設してほしいということも出てくるのも当然ではないでしょうか。そういう意味では、図書館の建設を望む声に対して、将来の計画に位置づける必要があると考えますが、これらに対応について、教育長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

11番米沢議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目の自衛官募集事務に関する4点の御質問にお答えいたします。

1点目の自衛官募集状況調査についてであります。自民党所属国会議員等からの調査依頼はございません。

次に、2点目の情報提供につきましては、毎年3月に自衛隊旭川地方協力本部長から町に文書をもって依頼があり、昨年は、年齢が17歳から26歳までの氏名・生年月日・性別・住所の基本4情報を紙媒体で提供したところであります。

次に、3点目と4点目につきましては、関連がありますので一括してお答えさせていただきます。名簿提供に関しての町としての考えは、自衛官募集事務に関し、防衛大臣は自衛官の募集に関し必要があると認めるときは都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる。これにつきましては、自衛隊施行令第120条とされており、一方、本町の個人情報保護条例では、個人情報を外部提供の制限除外規定といたしまして、法令等の規定に基づくとき、これにつきましては、上富良野町個人情報保護条例第8条第1項第2号の中で規定されていることから適正な事務と介しており、問題が生じるものとは受けとめていないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目の病院複合拠点施設の建設に関する3点の御質問にお答えいたします。

御質問の町立病院・複合型拠点施設の整備につきましては、平成31年度を開始年度といたします第6次総合計画に位置づけさせていただいた事業であ

り、事業の実施に当たりましては、さらなる事業更改や財政計画などあらゆる面から十分な検討と協議を重ねながら慎重な判断のもとに進めるべきものと認識をしているところであります。

まず、1点目の複合型拠点施設の機能等の詳細や財源計画についてであります。本年度実施いたしました基礎調査の結果を踏まえ、庁内会議において施設の基本的なコンセプトをまとめているところであり、今後は、この基本コンセプトをもとに基本計画を策定する中で、備える機能や規模、立地場所、運営方法などを定めてまいりたいと考えております。なお、これに伴う財源計画につきましては、基本計画と合わせてお示しできるものと考えておりますが、有利な財源活用や整備後の運営形態も含め精度の高い計画となるよう策定作業を行ってまいります。

次に、2点目の町立病院の施設機能の詳細、財源財政計画についてであります。平成30年第2回定例会において議員からの町立病院に関する御質問へのお答えの中でも述べさせていただきましたが、町立病院を含めた医療・保健福祉施設等の整備のあり方について関係部署で構成する検討会議を設置し、方向性を取りまとめ、現在、その方向性に沿って基本構想の策定作業を進めているところであります。町立病院につきましても、拠点施設と同様に今後、基本構想に基づいて基本計画の中で機能・規模・目安となる事業費等お示しできるものと考えており、富良野区域地域医療構想や北海道介護保険事業支援計画、町の介護保険事業計画等との整合性を考慮しながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の町立病院の整備を優先し、複合型拠点施設は凍結すべきではとの御質問であります。両施設それぞれ求める機能や果たす役割が異なり、町民の安心安全な生活や持続的な町の発展や活性化には、ともに重要かつ必要な施設と考えております。財政面について、議員の御懸念は理解できますことから、基本計画の成果に基づいて財政計画を示し、必要な説明とともに十分な協議をいただいた上、総合的に判断すべきものと考えております。現時点におきましては、両計画の策定に当たって、凍結を想定した考えは持っていないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、3項目目の町立病院老人保健施設の人員確保についての御質問にお答えいたします。

町立病院の介護療養型老人保健施設につきましては、国の医療制度改革などにより平成20年12月に既存の療養病床36床を医療機関併設型小規模老健の介護療養型老人保健施設28床に転換して、現

在まで運営しているところであります。現在の施設の人員配置につきましては、正職員である看護師8名、臨時の介護職員11名の合計19名で日勤・夜勤の勤務態勢を組み運営しており、限られた人員ではありますが勤務時間帯の調整を行うなどにより施設の運営を行っている状況にあります。介護職員の処遇や働き方につきましては、これまでも町立病院において介護従事者の意見を聞きながら雇用環境の改善に努めてきたところであり、相互理解のもとで従事していただいていると認識していることから、今後におきましても介護従事者の意見を聞きながら処遇の改善、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。雇用形態につきましては社会全体の動きや状況、国の介護職に対する処遇等の動きを見極めながら対応に努めるとともに、基本的には病院事業の中で組み立ててまいりたいと考えておりますので御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の4項目めの図書館の新設についての御質問のお答えいたします。

子どもの読書活動を推進する法律において、読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものとされております。第3次上富良野町子ども読書推進計画においても、家庭・地域・学校などが連携し、読書に親しむことができる機会の提供に努め、読書活動の推進を図ることを目的としているところであります。

また、図書館では子どもの成長に合わせた図書の実践に努め、児童館や各こども園、各小学校への移動図書を実施するとともに、町の図書館が子どもたちにとって憩いの場所となるように図書館祭りや読み聞かせを実施するなど読書の魅力や必要性を伝えられるように日々、業務を行っているところであります。

現在の図書館は、昭和46年に建設された公民館の1階内部を平成17年に改修し、面積を拡張するとともに平成26年には外壁のガルバリー化、平成28年にはトイレの洋式化及び改装を行うなどの対応を図ってまいりました。また図書コーナーの配架や季節に合わせたテーマ展示を実施するなど工夫を凝らした館内の環境づくりにも努めているところであります。

図書館の新設に対する将来計画への位置づけにつきましては、老朽状況を見きわめ、今後の図書館の利用や蔵書の状況などから適切に判断をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存

じます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 再質問を賜ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 自衛官の募集事務についてお伺いいたします。

答弁では、外部情報の制限除外規定がということで、国の定めた法令に基づいて提出しているということの話であります。

しかし、この政令で定められているという内容を見ますと、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する順の一部を行うという形で97条で規定しております。また同時に、同法施行令は自治体が自衛官募集の広報などを行うことを定めてはいるものの、名簿の提供に関して防衛大臣は、云々かんぬんという形で都道府県知事、または市町村長に対して必要な報告また資料の提出を求めることができるとしているだけで、ここには決して応じる必要がないというふうな判断に立っているわけであります。

また同時に、我が党の議員団が2003年のとき、国会で質問をしたときの内容というのは、個人情報特別委員会を出した際に、当時の総務省自治局長が「住民基本台帳法には、自衛隊への提供の規定はない。」と明言しています。また、当時の石破防衛長官も「私どもは、自治体に依頼をしているが、答えられないということであれば、いたし方がない。」という答弁であり、義務規定はないのだということ述べているわけですが、このことからして、私は町が行う個人に対する情報がAという人が知らない間に情報が提供されているということ自体が、個人の情報保護法に抵触すると、問題があるというふうに考えておりますが、この点について、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の自衛官募集に関します情報提供についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、法制上の解釈につきましては、議員から御発言がありましたので重複する答弁を差し控えますが、現在、情報を提供しておりますことに対して、法令上あるいは町の判断として個人情報が個人の意志に基づかない形で提供されているという解釈にはならないというふうに解しておりますことから、問題は生じてくるものではないというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） では、町長にお伺いいたしますが、なぜ問題にならないという規定解釈は、どの条文から成り立っているのですか。その点

を、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、個人情報の法令に基づいた範囲内の情報提供につきましては、同町の個人情報の保護条例、さらには、一般的に、法律の専門家ではございませんので法律的なお答えはできませんが、社会通念上、我々自治体、公共機関同志の情報のやり取りにつきましては、目的を逸脱するような使用は当然、想定の中にも入っておりませんし、そういうことから解釈いたしますと、情報提供についての問題は生じる要素は含まれていないというふうに解しているところからでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、上富良野町の個人情報保護条例の解釈引用というのがあります。ここには、確かに行政機関等の情報収集等、それに類似するもの等については、一定そういった部分が認められているというふうにも書かれてはいます。がしかし、同時にここではあくまでもそれは自己情報に対するコントロール権という開示の前提のもとに、そういったものを前提にしているわけであって、例えば、本人が気づかないうちに同意がないまま、これが提出されてるということで問題になった時に、当然、この条文からして個人情報保護条例という立場からすれば、個人の情報の保護が、保護条例では定まっているけれども、ないがしろにされているということになるのではないですか、町長。この保護条例の条文、よく読んでください。あくまでも、個人の人権を守るためにあるのだということが、書かれているわけですから、その点、考えれば、当然本人の同意がないままに、こういったものが提供されるというのであれば、やはり個人の人権の侵害に当たるのではないかとこのように思いますが、この点、どのようにお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、現在実施している情報提供等に起因いたしまして、個人の人権が侵害されるというような問題が生じる可能性は、私はないというふうな理解のもとに、当町の個人情報保護条例から理解しているところでございまして、議員がお尋ねのような不利益を発生させるような要素はないというふうに私は解釈しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 例えば、町長の、失礼な言い方で大変申しわけありませんが、情報があつたとします。これが、本人の同意が得られず利用されているとしたら、町長はどのようにお感じですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ただいまの質問の趣旨は、当初のお尋ねの趣旨と少し、私は理解が違うのかなというふうに考えておりますが、今、議員から御質問があったような前提での想定した自衛隊募集に対する個人情報の提供となっておりますので、それと同一してお答えするという事は不可能かと思えます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 私の言いたいのは、自衛隊であろうが、どこかに提供するという事であろうが、就職だとかそういったものに、やはり個人の同意がないままに、それをどういう形で利用するか別としても、その時点で違法ではないかというふうに考えているわけで、この点、町長はもう一度確認いたしますが、本来でしたらそういった情報というのは、本人の同意を原則とすべきというふうになっていると思いますが、この点は、そういったことでよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、現在、御質問にあります自衛隊の募集等に関しての情報の提供という前提に立ってお答えさせていただきますが、法令上あるいは当町の条例上、個人の利益を害するような要素は持っていないものでございまして、私といたしましては、議員から御質問があったような御懸念は持つ必要はないという立場に立って、事務をさせていただいているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 私は、その公の団体だからだめだとかというようなことを、利用されているという事のそういうものも含めてお伺いしたいということで、町長に聞いているのですが、僕は、この情報というのは、あくまでも本人が同意しなければならないということで、この個人情報という形となっております。そういうことになれば、行政間の、いわゆる円滑な運営あるいはその上下関係の運営が仮にあったとしても、本人のやはり個人の同意がない限りは、情報は提供すべきではないというふうに思います。私は、それを活用して悪い方向に行ったのか、いい方向に行ったのか、別として、本人の同意がないまま情報が提供されたという時点で、もう既にこれを個人の枠を超えて、やはり情報提供の本来の趣旨から離れた、そういったことにつながっているということで、私は解釈しておりますが、町長、ぜひ文等を読んでいただければ、さきの国会の答弁なんかでも前防衛庁の長官だった方も言われておりますし、そういうものも含めて、きつち

りとした、開示というのは、非常に個人が起こられてということでもありますから、そのことを逸脱した今回の自衛隊募集事務に対する名簿の提供というのは、やめるべきだというふうに思いますが、この点、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問に再度お答えさせていただきますが、現在、当町が実施しております情報提供につきましては、何度も申し上げておりますが、関係法令上あるいは条例上と照らしまして、個人の利益を侵害するような状況が発生することは想定されませんことから、私といたしましては、現在までのそういうことによります問題が生じて、全国的にそういう問題が生じてきているというふうに私も受けとめておりませんので、現在、進めている形をこれからも踏襲するのが、上富良野町の事務の進め方だというふうに基本的に理解しておりますので、従前どおりの形のことが求められたときには、この形を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうすると、この個人情報保護条例というのは、何なのかということですよ。そういうことで、どんどん町長の解釈で言いますと、どなたにでも必要とあれば、条件が整えば、提供できるという解釈につながるのではないですか。あくまでも、今回の場合は、この自衛隊募集事務に関する規定でありますけれども、そうにはならないというふうに考えております。

第1条の解釈上の中で、1項目めの下にあるのですが、自己情報に対するコントロール権としての開示請求等、保障することにより町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、権利主体である個人の権利利益を保護していくことを目的にしているとかいろいろ書かれておりますけれども、しかし、どちらにしても個人の、もう既に情報提供した時点での個人の保護がなされていないというふうに私は、今回、見る必要があると思いますが、それでも町長は、これは当然の権利だと、そして個人の権利は侵されていないということでの判断ですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、何度も同じお答えになりますが、私は、ここにあります個人情報等の個人の権利は、何ら侵されていないものという理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 町長、わからないのだろうというふうに思います、個人の情報保護法という

のは、何かということ。やはり、もう一度きちんと目を通していただいて、町でつくられている個人保護条例というのは、一体どういうものかということをしっかき押さえて、ぜひ答弁していただきたいというふうに思います。また、町長の答弁に私は納得いきません。あくまでも、資料が提出された時点において、個人の保護条例というのは、ないがしろにされているということを言わざるを得ません。このことを述べまして、次の質問に移らせていただきます。

次、病院・拠点施設の建設であります。

私は、今、この間のことしの31年財政計画の中にも財政の効率化と合わせて、財政の基本を財源を確保すると、将来的には、財政の硬直化が見受けられるという状況の中で、きっちりとした財政計画を立てながら、その事業をなすべきだというような内容を、大まかに読みましたら、31年度の予算の中でも書かれております。そうしますと、複合拠点施設についてもわからないということで、これから今年度の予算がついているということで、その基本計画と合わせて、そこで具体的に示すということの内容であります。

この間、私、長く議会におりますけれども、一定程度聞いても、担当者に聞いた場合、恐らくこのぐらゐの財政規模になるのではないかという答弁がきていたのです。しかし、今回に至っては、そういった答弁すら出てこないというような内容になっているというのは、非常に残念であります。議会としては、当然その必要性、財政も含めた中でどういう位置づけで進められているのかということをやはり判断して、その上で、一定程度どういうものにすべきかという方向性も互いに話し合いながら、進むべき内容ではないかというふうに考えております。例えば、平成30年度の調査結果の報告書の中には、具体的な位置づけという形で、拠点施設、仮につくった場合という形で場所だとかそういったものが明記されております。どういう施設規模になるのか、内容になるのかということでも明記されております。また同時に、他の施設の違ゐも含めた対照表も出されているという状況になっております。また同時に、25ページの中では施設規模の想定ということで、あくまでもイメージという形の機能計画は、こういうものがありますという形で詳細に載っております。中心市街地につくった場合は1,940平米のもの、あるいは市街地の端、国道沿いにつくった場合は5,920平米のもの。後は、公園等、これは日の出公園等を指しているかと思いますが、4,680平米あたりのものという形で載っております。これだけ詳細のものが載っていたにもかかわ

らず、今回始まって、新年度の予算要求の中で資料を要求して初めて、この間も委員会で資料要求しましたが、出てきませんでした。今回初めて資料要求の中で、出てきたという状況になっております。

そうしますと、これだけ立派なものが出てきているのに、やはりこういうものを一つのたたき台として議会で議論しなければならない内容のものだというふうに思いますが、この点、なぜこういった資料はこの間の予算委員会の中でも提出されなかったのか、この点についてちょっと確認しておきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の拠点施設整備にかかわります御質問にお答えさせていただきますが、何度もお答えさせていただいていると思ひますが、私ども、今回調査をさせていただきましたのは、基本構想をしっかりと整えるための前段の調査でございまして、今、議員から御発言ありましたように複数の例を持って調査結果が示されております。そういった方向性が定まらない状況の中で、町民の皆様方にどれを持って目指す方向かということを示さないまま情報提供させていただくということは、非常につかみ所のないような中身となりますので、何度も申し上げておりますが、基本構想をしっかりと組み立てた中で、そういったしますと、おのずと財源計画等もそれらに伴ってお示しできるものと。そういった形で、行政事務を進めるのは、私としては一般的な、何か今回だけ特別な形を取っているというような認識もございませんので、ぜひ、その点は御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ、こういった基礎的な資料があれば、議会に提示していただきたいと、早目に、というふうに思ひます。

確かに、町長の言っていることは全く外れているとは言ひません。だけれども、少し違ゐるのではないかということの話をしているわけで。こういった構想があるということであれば、議会に早目に提示することが基本だというふうに思ひます。

この6ページの中には、例えば、町民が利用する場合、観光客等が利用する場合など書かれておひまして、類似施設の例という形で石狩管内の自治体、オホーツク管内の自治体、石狩管内の自治体という形で工事費もそれぞれ8億円から9億円、8億円という形で、平米あたりの単価も61万円、45万円、66万円という形の具体的な数値が上がってきております。そうすると、大体、上富良野の財政の、拠点施設として提示されている、これはあくまでもこういったゾーンのゾーニングという形になっ

ておりますから、5,000平米という形の提示も一部されております。あくまでも、これは仮定でありますから、そのものではありませんが、一定程度やはり必要な規模という形になれば、これぐらいの財政が必要になってくるのではないかと。その施設要件によっては、大幅に変わる可能性は当然あるというふうには思います。

この点、町長、確認いたしますが、町長自身はこの成果表を見て、またこの間、いろいろとヒアリング何かもしながら、町の施設として一定程度、このぐらいの予算がかかるのではないかと、必要になるのではないかと。それに対する財源の目安として、防衛補助あるいは国のそういった活性化の交付金、借りる必要があるだろうというふうに普通だったら考えているはずなのですね。その点、どのぐらいの、それではお伺いいたしますが、現時点で町長の中では、全くなければお答えしなくてもよろしいのですが、そういった考えがあれば、明示していただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、財源の事業費につきましては、非常に幅があるというようなことから、これは輕輕に金額を申し上げるべきではないと思いますが、考え方の、私なりに描いております基本的なことを申し上げますと、まず冒頭の御質問の中に、議員から道の駅という言葉も使われておりましたが、まず私の想定の中に道の駅という位置づけは想定はしておりません。むしろ、道の駅という前提ではなくて、町の皆さん方が、外部から訪れる方も当然ですが、町民の皆さん方も身近に利用していただいているような、そういう設置が望ましいのではないかなど。そして、国交省できちんと、私1番の試練はここかなと思うのですが、国交省の道の駅等の設置に当たっての基本的に示されております指針は、その施設へ来ることが目的とされるように国交省としては、補助等の組み立てで、前提として述べられております。私といたしましては、そこに来ることが目的ではなくて、そこに寄って情報を得たりすることによって、町の中にその人の流れが波及して、そして商工業の発展につながったり、あるいは観光の情報発信の拠点になったりという、そういう次の展開へ結びつける拠点にしたいと、そのような思いが非常に私の中では強くあるということでございます。事業費等については、ちょっと今、数字を持って申し上げるような状況にないことは御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 大体普通、例えば、町立

病院の場合は、副町長おっしゃっていましたが、あくまでも仮定の話ということで、大体20億か25億円、資材等の高騰があればそういったこともかかるのではないかとという形の話をしていました。そうすると、町立病院は、一定程度、ある程度概算だったとしてもわかっていて、こちらのほうは、これだけの資料が示されて、他の類似市町村との平米単価も示されていて、町長、概要も出てこないというのはおかしな話だと思うのですよ、どういう考えなのか。そういうことなのですよ、僕の言いたいの。町長たる者が、しっかりとした財政を抱えているわけですから、将来のまちづくりに対して、町民に不便を与えないためにも、しっかりとした財政計画を見据えた将来の施設建設をするということが、基本だというふうに思います。

そこで、お伺いいたしますが、将来、今このままでいくと、町立病院とこの拠点施設、道の駅というのは嫌だということであるから、ここで言われている複合的拠点施設をお建てになるというような計画であります、これは同時にという形に、若干ずればあったとしてもなると思います。しかし、今の財政規模からして、またどのような財源を確保できるかわからないということもあるでしょうけれども、上富良野の現状の中では、この拠点施設は将来的に確かに観光客を呼び寄せるという点で必要だというふうに私は思います。だけれども、優先すべき内容としては、私は町立病院をきっちりと計画を持って、最優先させるべきだというふうに考えますが、当面、この拠点施設は凍結すべきだと思いますが、この点をお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、両施設とも、まず第1点目に計画の時期等に関しましては、病院につきましては、これもどういう形で満たさなければならぬ条件を満たすかということは、これもまだ決定しておりませんが、病院についてはいずれにいたしましても、37年の6月に防火上の条件を満たさなければならぬということに基づいた作業ということを想定しております。

一方、複合型の拠点施設につきましては、もう十数年来の町民からの熱い思いが寄せられている懸案の事業でございます、6次総の中でも早期に実現をしたい施設ということで位置づけをさせていただいておりますから、その時期等については、ずれと申しませうか、一つの同時進行ということは起きてこないというふうに考えているところでございます。また、それぞれ求める、果たす目的も違うこと、それと、財源につきましても特財をしっかりと

確保する中での建設がやはりいずれにいたしましても、我が町の身の丈にあったものであることは、絶対外することができない原則でございますので、その辺も十分理解した上で、事業計画をさらに煮詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、前段お話にありました、掴みでもいいから事業費ということでございますが、先ほどからお示しさせていただいております資料の中から、類推していただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ、町長、これだけの資料は出てきて、私でしたら、財政の借入も含めて、どうあるべきかという、このぐらい必要ではないかという頭の中で僕はある程度考えますよ。そうしたら、町長はそういったものが一切ないということで、本当にひどい話で、私はそれぞれが違う機能を持ったにしても、やはり優先すべきは町立病院だということを述べさせていただいて、次の点に移らせていただきます。

町立病院の老人保健施設の介護職員の確保の問題ですが、この間、何度も質問しましたが、これから同じことを繰り返していくのですね。これから、対応を見きわめながら対応したい等々で言われております。

町長、おかしいと思いませんか。例えば、特別養護老人ホームで人材がいなくなって、正職員で確保しなければならぬとあって、正職員を確保しました。一方で、同じ介護施設でありながら、こちらのほうは正職員は一人もないというような内容であります。介護の老人保健施設というのは、上富良野町の中にも介護施設と立派に位置づけられている施設であります。そうすれば、おのずとこういった施設に対しては、正職員を雇用して、介護されている方のやはり質の高い提供を、仕事を、サービスを提供できるようにするというのは、大前提だといふふうに思いますが、この点、町長、正職員としての確保という点で、ごまかさないでください。今後の課題だとかいうのではなくて、正職員を確保すべき内容の介護施設だといふふうに思いませんか。そうでないというふうに思いませんか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の人材確保等についての御質問にお答えさせていただきますが、それぞれ行っている事業は、仕事については近い仕事でありましても、それぞれ事業を担う趣旨と申しましょか、その運営主体が違いますので、私は病院については、病院の企業会計の中での人材確

保だということをお前提としておりますので、全て同一に対応するというものを必ずしも前提としなくてもいいというように考えておりますことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 誰が、一般の人が見ても、町立病院は確かに会計上は分かれております。だけれども、それは町民の人は民間だと思いませんか。思わないでしょう。町立だから公のものだと思っているのですから。町長のその言い方自体がおかしい話で、分別が、考え方がきちんと持たれていないのだというふうに思いますよ。

そうすると、そういったところで働いている人の今、働き方改革、処遇改善等久しくずっと言われてきておりますが、こういったものに対して、全く認識を持っていないということになるのではないですか、町長。そうではないですか。その点、確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、それぞれ各事業主体に応じて、その事業主体の中で人材確保等については組み立てるということは原則だといふような考えは、これからも持ち、そういう考えのもとで進めてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ラベンダーハイツで人が足りなくなりましたと、正職員を雇用しなければラベンダーハイツの経営にも影響が及びますと。それに対して、不足分をどうするのかということでも、ラベンダーハイツの会計では持てないと、だから町の一般会計からの繰り入れをしますということになったのですよ。そのことを考えたときに、その経営体独自の考えではなくて、そこにラベンダーハイツのように町の考え方というのも絶えず入ってくるわけですから、人ごとのように別会計だから、私の立ち入る内容のものではないといふような言い方に、私は聞こえてしようがないのですよ。その点、おかしい話で、町長、そこら辺を見直して、きっちりとなぜその正職員として採用できないか明確にしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、これまでお答えさせていただいているという基本前提に立って、これからも病院運営を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 全く誠意のない答弁です

よね。みずから逃げてしまって、まともに答えよう
としないという、そこに誠意のなさというものが、
私は感じられるところであります。

次の図書館について伺いますが、図書館は本当に
子どもたちや人々の、教育長がおっしゃったように
感情や情操教育、育てる非常に健康管理の場所だど
いうふうに、私は思います。今、財政難という話も
ありましたので、いろいろとやはり将来的には、上
富良野町にきっちりとした図書館を位置づけて、未
来ある子どもたち、また多くの人たちが利用できる
ようなそういった施設の位置づけという点での、も
う1回確認させていただきます。建設等についてお
伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の御質問
にお答えをしたいと思います。

基本的に新設に関する部分、今後において必要な
時期を見定めて、対応を図ってまいりたいなという
部分であります。それぞれ、お示し、新たにつくり
ました子ども読書推進計画の中身についても、御理
解をいただいていると思いますので、つくった目的
に沿った運営に努めていきたいと考えておりますの
で、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 以上を持ちまして、11番
米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、1番中澤良隆君の発言を許します。

○1番（中澤良隆君） 私は、さきに通告の2項目
について町長に質問をいたします。

まず1点目であります。人口減少対策について。
日本は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入し
ました。上富良野町でも、平成に入って30年間で
約2,800人以上の人口が減少しています。現
在、2019年から2028年までの展望した第6
次上富良野町総合計画を策定いたしました。その
中で本計画の最重要課題は、人口減少問題であると
位置づけられております。10年後、2028年の
人口予測は9,540人。計画の目標人口は1万6
60人と定めており、その差1,120名を確保す
るためには、あらゆる人口減少対策の具体的施策を
着実に前に進めなければ目標人口の達成には至らな
いと考えます。急激な人口減少を和らげ「暮らし輝
き、交流あふれる上富良野町」の実現のために、町
長は最重要課題と位置づけている人口減少対策に、
どのように取り組まれるのか、以下4点についてお
伺いをいたします。

1点目、人口の減少は大変深刻な問題であり、町
の疲弊、地域の衰退につながると考えます。人口減
少問題に対する町長の認識を伺います。

2点目、人口減少対策には、定住・移住の促進、

産業振興、企業誘致、観光振興、子育て環境の整備
などさまざまな施策が考えられますが、町長の重点
施策をお伺いいたします。

3、人口減少問題の今後のターゲットは、若者や
女性だと考えます。その方たちのニーズを把握する
必要があると思ひます。人口減少対策の一環とし
て、若者や女性の声を聞く場を設ける考えはないか
お伺いいたします。

4点目、人口減少問題は、全国や北海道の市町
村、そして近隣市町村との競合になると考えます。
他市町村では、結婚・出産祝い金、移住奨励、住宅
支援などの施策を展開していると聞いております
が、この競争を勝ち抜くためには、我が町独自の特
色ある施策展開が必要であると考えます。町長の考
えをお伺いいたします。

次に、2項目め。災害ボランティアセンターとの
連携強化について。

近年、地震・火山噴火・豪雨災害などの自然災害
が多発し、我が町においても町のシンボルである十
勝岳が前回噴火から30年を経過し、十勝岳噴火に
対する緊張感が高まっています。もし万が一、
自然災害が発生したとき、救援活動や被災者の生活
支援、復興支援に向けて重要な役割を果たすのが災
害ボランティアセンターであります。上富良野町に
おいて、災害ボランティアセンターの設置者は、地
域福祉やボランティア活動を推進する社会福祉法人
上富良野町社会福祉協議会が担うことになると考え
ますが、その上で、防災対策上、平常時から行政と
社会福祉協議会との連携が必要であると認識をして
おります。以下、災害対策上における災害ボラン
ティアセンターとの連携状況や今後の方向性につい
てお伺いいたします。

1点目、地域防災計画において社会福祉協議会と
防災ボランティアセンターの位置づけは、どのよう
になっているかお伺いいたします。

2点目、災害ボランティアセンターは、被災後間
もなく設置されることとなりますが、設置者となる
であろう社協と十分な情報共有が必要と考えます
が、現在の連携状況は、どのようになっているの
か、また防災訓練への参加状況等についてもお伺い
をいたします。

3点目、災害ボランティアセンターが必要とする
人材や資機材は、現状として十分な状況にあるの
か。また、支援策についてどのように考えておられ
るのかをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番中澤議員の2項目の御
質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの人口減少対策に関する4点の御質問にお答えいたします。

人口減少につきましては、さきの村上議員の御質問にもお答えさせていただきましたように全国的な問題となっており、一方、国・地方ともに「町・ひと・しごと創成総合戦略」を策定し、地方への人の流れをつくろうとしているところでありますが、なかなかその成果を得る状況には至っていないのが現状であります。1点目の人口減少問題に対する私の認識につきましては、全国的に進む少子化の中にあつて、人口の減少は今後も続くものと思われ、さらに東京など大都市圏への人口流出も歯どめがかかっておらず、議員御発言にもありますように、これらが地方の疲弊や衰退に拍車をかけているものと大きな懸念を抱いているところであります。そのため、今後におきましては、人口減少を食いとめるため、少子化への対応や定住促進などは大変重要なことと捉えており、行政推進に当たり人口対策は常に念頭に置いているところであります。

次に、2点目の人口減少対策における重点施策についてであります。人口減少を食いとめるための決定打はないものと受けとめており、いろいろな施策が相互につながり、有機的に機能することで成果を得られると思われ、各施策において人口減少対策に配慮した事業となるよう取り組むことが重要と考えております。そのような中でも、地元で育った若者が地元で就労できる産業の活性化や安心して暮らせる教育・福祉環境の整備、防災対策の充実等は最も基本的な課題であると認識しておりますことから、今回策定いたしました第6次総合計画で示しました四つの重点プロジェクトについて実行が上がるように実践に努めてまいります。

次に、3点目の若者・女性の声を聞く場の創出についてであります。既に日常の業務の中で町内各種団体の若者や女性の皆様と懇談会や意見交換会などを通じ、御意見を聞かせていただいているところであります。これらの意見交換の中から事業化に結びついた事項もあり、今後の多様な方々から幅広く声を聞かせていただくことは、非常に重要であると認識をしており、引き続きあらゆる機会を通じ御意見をいただき、町政運営に反映するよう心がけてまいります。

4点目の、町独自の特色ある施策の展開についてであります。議員御発言の他市町村で取り組まれております独自事業につきましても、承知しているところではあります。その後の実態等を見聞きする限りにおきましては、それらが人口減少の決め手となったような評価はあまり聞かれていないとの理解をさせていただいているところであります。この

ようなことから、私といたしましては、人口確保対策を講じる上で、特異性を持った事業により成果を得ることは難しいものだと考え、町の産業振興や福祉・教育の充実など自治体運営の基本政策の充実にしっかりと取り組み、町民生活の向上を図っていくことこそが、結果的に将来のまちづくりにつながるものと考えておりますことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めの災害ボランティアセンターとの連携強化に関する3点の御質問にお答えいたします。

1点目の地域防災計画における社会福祉協議会、防災ボランティアセンターの位置づけにつきましては、阪神・淡路大震災以降、これまで日本全国各地で起こった大きな災害発生時にボランティア活動による被災支援が避難者や避難所での生活支援等に大きな役割を担ってきており、その活動は被災者の心身及び生活の安定、再建などに大きな力を発揮するものと認識しております。現在、町の防災計画、ボランティアへの対応についても明記されており、災害ボランティアの受け入れに当たりましては、町と社会福祉協議会等関係機関が連携し、ボランティアの対応窓口を設置するとともに、ボランティアの受け付けは社会福祉協議会が担うこととなっております。

次に、2点目の社会福祉協議会と町の連携状況等につきましては、災害発生時におけるボランティアセンター設置について平成29年9月1日付で災害時における町と社会福祉協議会との相互協力に関する協定書を締結し、町担当部署と社会福祉協議会において情報を共有することとしております。また、災害ボランティアセンターの設置・運営の事前準備として現在、北海道社会福祉協議会が作成した災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルモデル案をもとに、上富良野町版の設置・運営マニュアルを整備するよう社会福祉協議会と協議を行っているところであります。なお、防災訓練への参加状況等については、昨年度までは社会福祉協議会の参加はありませんでしたが、今年度実施の防災訓練では、社会福祉協議会職員4名が災害対策本部への研修視察が行われたところであります。

次に、3点目の災害ボランティアセンター設置に向けた人材や資機材の準備状況であります。人材につきましては町村単位の社会福祉協議会だけでは十分な人材の確保は難しい状況ですが、北海道社会福祉協議会等からの人材支援を受けることによって、確保できるものと考えております。また、資機材の準備につきましては、既存の活用できるものを流用するとともに、災害ボランティアセンターとし

て必要な物につきましては、設置運営マニュアルに関する協議を行う中で、必要な資機材整備についても検討してまいります。いずれにいたしましても、噴火災害に限らず大きな災害発生時におきましては、町行政機関のみで全てに対応することは不可能であり、各関係機関を始め、多くの方々の協力が必要になってくるものと考えており、今後におきましても着実に防災対策の充実を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 1 項目めの人口減少問題に対する町長の認識についての再質問をさせていただきます。

人口減少を食いとめるためには、まずは少子化の対応、そして定住促進を常に念頭に置くとの答弁をいただきました。

まず、少子化への対応についてですが、我が町の出生数の推移を見てみると、平成29年が71名、その前の年の28年も71名、そして順次84、78、96、96、101、96、104、そして向山町長が就任した平成20年の出生数は128名でありました。約10年で128名が71名に、57名、44.5%の減となっているところであります。29、28年と71名、これは実に驚く数であります。出生数の減に歯どめをかけなければならないのは、当然のことです。町長は、常に念頭において取り組む少子化への対応の具体的な方策についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の出生率を確保のための御質問にお答えさせていただきますが、年次変化によります出生数の増減については、いろいろな社会構造の中から起因するものが大きいものかなと理解をしております。上富良野町のみの特徴的な変動とは捉えてはおりませんが、いずれにいたしましても、子どもを安心して産み育てられる環境作りは、やはり少子化を食いとめる最善策であろうということに基づきまして、町といたしましては、御案内のように妊娠から出産、育児にかかわります切れ目のない子育て支援策を講じさせていただいていることを通じて、出生数が増につながるよう努めているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 今、社会構造の起因ということを言われましたが、今、私は10年間流れを言いましたのは、やはり社会構造の起因だけではなくて、何か原因があるのではないかなと私は感じるところであります。そして、我が町の特徴として恐ろ

しいのは、小学校に入学するとき、そして中学生になるとき、出生数、例えば、小学校に入るときには六、七年後であります、小学校入学時で20%ぐらい減っています。そして、中学校に入る時には、さらに減って30%が減るわけです。それが、今までの流れで、我が町の特徴でもあります。その時、本当に学校のあり方自体も問われますし、非常に私は危機感を持っているわけですが、町長の認識はどのように感じているかお聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の御質問にお答えさせていただきますが、中澤議員が分析されております分析の根拠につきまして、私ちょっと承知できないものですから、それに対する具体的な答えは難しいものと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 少子化については、今、私が述べましたように、これは我が町本当に大分平成に入ってから流れであります。そういう流れというのは、常にあるということを我々も知っていなければならないのかなと、そんな感じがするところであります。

次に、定住促進について常に念頭に置くという定住促進ですが、これもちょっと統計的に調べてみますと、定住というのは人口動態の社会増減だと思います。この社会増減の転出が転入を上回っている。10年間で見ると、約1,100名の減少となっています。転入を転出が上回っています。1年間に直しますと110名ぐらいであります。転出超過は、現実として非常に大変厳しい状況にあります。定住促進で町長がお考えの具体的な取り組み策をお聞きします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

私は、一貫して申し上げておりますのは、やはり上富良野町で学業を終えた後、将来の進路を決める時に上富良野町内で、あるいはこの近郊でしっかりと職に就けるようなそういう活力ある産業を育てていくことが上富良野町の定住人口を社会減少を食いとめる一番大きな私どもが取り組む方法というふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） この定住促進につきましては、町長が言う本当に雇用の場とかを若い人が働ける場所、そして活力ある産業というのは、全くその通りだと思います。ただ、現実やはり10年間で

1,100人以上も減っているということがありますので、何とか我々も考えていかなければなりませんけれども、この転出超過を解消するためには、やはり転入をさせなければ人口はふえません。先ほどの自然増減は出生者が死亡者を上回る、そして転出転入の社会増減は転入者が転出者を上回るということが必要であります。この移住促進についての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番中澤議員の人口減少に対する御質問にお答えさせていただきます。

転入、転出のそのモーメントでございますけれども、やはり転出を上回る転入があるということは、望ましいことと、それは理解をするところでございますが、しかし、上富良野町の定住・移住促進計画が如実にあらわしておりますように、多くの自治体は移住・定住計画というような表題を持っております。しかし、私のこだわりから定住がまず前提であるという考えから、定住・移住促進計画になっておりますが、やはり転入を求めるということは非常に課題のハードルも高いですし、仮に転入に結びつくにしても、定住につきましても上富良野町でしっかり生業を成り立つということが前提になれば、さまざまな誘導策を講じたとしても、それは一過性のものであって、なかなか腰の据わった政策にならないのではないかという考えのもとに、先ほどから繰り返しておりますが、やはり上富良野町で職につけるようなことに注力をすべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 町長のこだわり、定住に力を入れる、それは町長のお考えで結構だと思いますが、やはり現実を見てみると減ってきている、この人口減少対策を本当に我が町真剣に取り組まなければならないなというのは、私も考えているところであります。その中で、2項目めの重点施策についてお伺いをいたします。

人口減少問題は、非常にやっかいな問題だと、また町長の答弁にもいただいておりますが、私もそう思っています。人口減少は、さらなる人口減少を生みます。負のスパイラル、負の連鎖を派生させます。なかなか、これが解決策、この対策を講じれば全てが解決するというような特効薬は本当はないんだと思います。それで、答弁の中でいただいた第6次総合計画の四つの重点プロジェクト、実行が上がるよう実践するということでの答弁でありましたが、町長が前期5カ年の重点プロジェクトのどの事業を最優先と考え、人口減対策を講じるかお伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

既に御案内のように6次総の中では、四つの重点プロジェクトを掲げさせていただいております。一つ目は、健康な福祉のまちづくりでございます。2点目は、産業の活性化に取り組むプロジェクトでございます。3点目といたしましては、人材育成を大きな柱とするところでございます。また、4点目につきましては、防災力の向上を目指す、そういった事業でございますが、この4点、いずれもどれが優先、どれが重点というようなことではなくて、この四つがうまく機能し合うことによって、上富良野町の基盤が強くなると申しましょうか、上富良野町の基礎力が高まるものと考えておりますので、きのうからの御質問でも何人かの方から御質問いただきましたように、そういった総合的な機能を高めて、そして、申しあげましたように四つのそれぞれの重点プロジェクトの一つでも実績として積み上げていくことが大事だというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） それでは、3点目に移りたいと思います。

やはり人口減少対策の中で、これからのキーワードと言いますか、ポイントになるのは、やはり若者や女性だと思います。特に、うちの町は10代から20代の転出率が非常に高く、この10代、20代、これは定住・移住促進計画ですが、そこにも書いてありますが、本当にこの10代、20代の人たちが学生だとか就職で出て行って戻って来ない。だから、この10代、20代というのは、非常に薄くなっているということがあります。また、過去の国勢調査から見ていると、年少人口と老年人口は人口構成の割合では、比率が大きく増加しておりますが、一方、生産年齢人口は非常に減少しています。そういうことから、町長には、この人口減少問題の解決に当たって、減少は著しい若者それから女性からの本質的な意見を聞く場というのを、設けるべきと私は考えます。そのような中での、御答弁をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も、これまでいろいろな場面を通じて、若い世代の方々やあるいは女性のさまざまな団体機関の方々と意見交換をさせていただく機会がございますが、特に若い人たちの考えというのは、非常にまちづくりに対して前向きに考えておられるということ

をさまざま感じるところでございます。改めて、そういった機会を設けて意見交換することも、それはそれなりの意義は理解できますが、やはり日常の業務の中でさまざまに、こう自然体の中でかかわる中で多くの若い人たちとか、あるいは女性の方々から率直な意見をかきこまった中で会話してしまいますと、どうしても定型的な言葉しか出てこない、そういう傾向にございますので、やはり普段の交流の中からさまざまな御意見を率直にお聞きすることが直接行政運営に反映できる近道かなと、そんなふうに理解しておりますが、そういう意見交換をする場を改めて設けることはもちろん重要なことだと理解はしながらも、そういう普段の活動の中での思いを受けとめることも一方では大事にしていきたいと、そんなふうに考えるところでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） この問題につきましては、先ほども話しましたが、やはり若者・女性というのは、本当に我が町の将来を担う部分だと考えています。当初の答弁で、これは普段からの成果が上がっていると、そんな心配をするなということでありますので、その答弁に納得して次に移ります。

4 点目ですが、町長の答弁で特異性の事業による効果よりも、自治体運営の基本政策の充実に取り組むということであります。私もずっと持っている基本的な考えは、まるで町長と同じ考えと似通っていると思います。10 年間で、しかしながら約 1, 200 名以上減少しているという事実があります。残念ながら着実に人口減少が進んでいます。今はピンチです。全て特異的なことをしたほうがいいということではなくて、やはり内外にアピールすることも必要だと思います。例えば、私が野球や何かやっていて、大ピンチを迎えると、それに対応した何かを講じなければならないと思います。そういうことで、今まちづくりの大ピンチに陥っている。だから、町長が言う基本的なことをやるというのは、私も基本的には賛同するのですが、大ピンチだからこそ大胆な取り組みが必要だと思うところであります。例えば、これは本当に申しわけないのですが、何も調べたわけでもありませんし、思いつきになりますが、給食費を無料にするとか、Uターン、Iターンで我が町にかかわりのある人たちが戻ってくるのに、奨励金みたいなものを出すだとか、そういう大胆な政策について町長の考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の人口減少対策に対します御質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員から御提言がありましたような方

策・施策につきまして、何ら否定するものではございませんが、しかし、そういった事業がまずこの人口減少に対しまして、即効性を求めるというような想定のもとでの事業というのは、非常に不安定であろうと、そして、やはり私どもこの自治体経営をあくまで立脚点として、やはり投資効果というものも意識しながら事業というものを組み立てていかなければならないということから、中澤議員と共有させていただいて大変感謝しておりますが、基本的なことをしっかりと組み立てていくことに傾聴すべきかなというふうに考えております。

1 点申し上げますと、それは議員からお尋ねの答えに答えているかどうかはわかりませんが、私といたしまして、現実な上富良野町の置かれた立場、上富良野の状況を見ますと、私はやはり今、過去 10 年間の人口の推移について議員から御発言ありましたけれども、この中の私なりに理解する中では、自衛隊の駐屯地の部隊の改変等によって人が大きく動くという要因がかなりはらんでいるというふうに理解をしております。そういったような私の経験則に基づきますと、やはり駐屯地の規模をしっかりと、願わくば拡充していただくような方向づけに力を注いでいくこともある種、人口減少を食い止める、そしてまた若い層の人口を確保することに直結いたしますので、そういったことを通じることも一つの方法かと理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 今を生きる私たちは、次の世代に負の財産を持ち越してはなりません。明るく希望に満ちた上富良野町をつないでいかなければなりません。この大ピンチに果敢に立ち向かい、人口減少を食い止められるのは向山町長しかいないと思います。上富良野町の将来は、町民の信望が厚く、先見性、指導力、責任感、決断力、実行力などリーダーシップの資質を兼ね備えた向山町長の行政運営に期待をするところであります。大胆な人口減少にもチャレンジさせていただいて、目標人口 1 万 6 6 0 人達成に向けて、明るい上富良野町を築いていただきたいと思います。

最後に、町長の力強い答弁をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

中澤議員から御発言ありましたような大変激励をいただいたというふうにお受けとめておりますが、そういったことをしっかりと胸にとめまして、確実に上富良野町の人口規模も含めて活性化が図られ、加え

て安心・安全な町にすることが今、この世代を生きる私たちに課せられた最大の使命だと捉えておりますので、ぜひ、皆さん方の御協力を賜りながら行政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） それでは、最後と言ったので申しわけありませんが、次に 2 項目めの災害ボランティアセンターとの連携強化についてお伺いをいたしたいと思えます。

まず 1 点目の社協と災害ボランティアセンターの位置づけについてお伺いをいたします。我が町の社会福祉協議会は、原則全戸加入の組織であり、地域福祉の推進を目的とした社会福祉法人であります。住民会ごとには、福祉推進員、また町内会には福祉係が配置されてもいます。さらにボランティアセンターも設置されており、赤十字奉仕団を筆頭に、団体ボランティアが 28 団体、1,100 名以上、また個人ボランティアが約 120 名弱の登録もある全町を網羅する大きな団体であります。一旦、自然災害が発生した時の社会福祉協議会は、大きな役割を担う団体だと考えますが、災害時に社協が果たす役割等について町長の見解を伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の社会福祉協議会におけますボランティア活動についての御質問にお答えさせていただきます。

議員が御発言のとおりでございます。我が町の安心・安全を支える中で、特にボランティア活動については社会福祉協議会抜きでは、何も語ることはできません。社会福祉協議会に担っていただいておりますボランティア活動、特に災害時におけるボランティア活動については、私も大いに期待をするところでございまして、既に御案内のように 2 年前の南富良野町におきます災害等におきましては、現実に当町の社協の皆さん方が現地に出向いて、既に実地体験も積まれておりますことから、大いに期待が持てる、そしてこれからも町民の安心・安全確保のために積極的に活動していただける団体だというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 1 項目めから 2 点目に移ります。社協と町との連携についてお伺いいたします。

連携のあり方については、災害時における町と社会福祉協議会の相互協力に関する協定書に基づき、災害ボランティアセンターを社協が設置することになっているとございました。私は、この質問をして、この答弁をいただくまでこのような協定書

があるという存在すらわかりませんでしたので、今のところ、現状十分な連携がとれていると解してよろしいのか伺うとともに、またその中で、上富良野版の設置運営マニュアルを現在整備中とのことでありました。これは、いつをめどに整備を図ろうとしているのかをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 1 番中澤議員からありました、町と社協との相互協力に關します協定の関係の御質問につきましてお答えをいたします。

その協定に基づきまして、今、先ほど町長の答弁でもございましたが、当社協で作成をしましたモデル案に基づきまして、今、上富良野町災害ボランティアセンター設置運営マニュアル案というのを町として、まずモデル案として作成をさせていただいたところでございます。こちらにつきまして、今、社会福祉協議会のほうにお渡しをし、これ自体は町がつくるものではなくて、社会福祉協議会の中のほうでつくっていただくものということで、いつまでという部分でございますが、これにつきましては、いつ災害が起きるかわかりませんので、体制の中で早期に進めてくださいということで、町のほうからお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 災害における情報の共有ということは、大変重要なことだと私は考えています。これ災害に限ってかもしませんが、私が考える情報共有の中で大切なのは、正確な情報、正確性と、それから同時性、同じ時期に情報を共有することが重要なことではないかと考えております。

そのためには、社会福祉協議会の代表者が災害対策本部の一員、またはオブザーバーでも結構かと思えます。さらには、災害対策本部の一員と言いますか、防災会議の一員がいいのか、それもちよっと私からというよりも、どちらがいいのかはよくわかりませんが、やはり社会福祉協議会の代表者がメンバーに入るという、先ほど言いました正確性と同時性、そこに入っていると社協もすぐわかる。そして、自分のところの職員や何かにも指示ができる、団体にも指示ができる。そういうことから、一員に入ることに、町長の認識はどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の社会福祉協議会が災対本部の要員として加わることについての御質問にお答えさせていただきますが、議員仰せつのとおり、非常に、特にこのボランティアセンター

設置等においての情報共有ということを考えますと、あすにでも実現することが望ましいなというふうに理解をしました。いずれにいたしましても、社会福祉協議会がお決めになることでございますが、町といたしましても社会福祉協議会にこのような町の、今、議員からお話ありましたような思いをお伝えする中で、ぜひ、社会福祉協議会とリアルタイムに情報共有ができるような方策を組み立ててまいりたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 非常に前向きな答弁ありがとうございます。

次に、協定書の中で社協も防災訓練に必要な協力をする事となっております。本年度は、社協職員が防災訓練に4名視察研修に参加したとのことであります。私は、今度この防災訓練にも社会福祉協議会も参加し、災害ボランティアセンターの設立など訓練を行ったほうがいいと思いますが、町長のほうから社協の参加要請する考えはないかを伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいまの御質問のあった御提案につきましては、今後どういう形が取り得るかということも含めて、まず基本的なところから社会福祉協議会と御相談をさせていただきたいというふうに受けとめているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） それでは、3 項目めですが、災害ボランティアセンターに必要な資機材とマンパワーについてお伺いをいたしたいと思います。

資機材のほうですが、主なものとしてボランティア受付用のテントとか投光器、ファックス・コピー機、印刷機、救急箱、ハンドマイクなどが想定をされます。これら資機材を、社会福祉協議会が全て準備するという事は、失礼な言い方になるかもしれませんが、社会福祉協議会の財政力からして困難かと思われれます。通常、使っている資機材のほか必要な物を計画的に準備しておくべきと考えますが、このことに対する行政のほうからの支援について町長はどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の資機材の整備についての御質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員から、述べていただきましたような資機材というのは、私どもも想定している資機材で

ございます。そういった資機材につきましては、現在、町が有しております備蓄品の中にも供給できるものもございますし、そういうようなものを一定程度やはり町が準備しておくことが必要かというふうに理解しておりますので、今後の整備計画の中で整備が図られるように、また社会福祉協議会が求められるあるいは必要とされるものについての意向も伺いながら、計画的な整備をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 次、マンパワーの関係がありますが、特に考えなければマンパワーの不足問題だと思います。社会福祉協議会、災害が発生した後も通常の福祉業務をこなしながら、災害ボランティアセンターの運営に当たらなければなりません。マンパワーは確実に不足するものと思います。答弁では、道社協等からの支援で確保できるとのことですが、私はこの姿勢ではなくて発災当初は、当然、上富良野の人を知り、地理を知り、気候を知る者が中心的役割を担うべきだと思っています。他から、後日は来るとは思いますが、そういう意味から人材の要請、人材の派遣について通常から考えておくべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の実際のボランティア活動についての御質問にお答えさせていただきますが、まず、発災直後は、ボランティア活動というのはすぐに行われるというような想定にはならないかなと思われれます。発災直後については、やはり災対本部が主体的になって対応を進めるようなことが想定されておりまして、一定程度の落ち着いた状況を見て、ボランティア活動については行動が行われるものと。その間におきまして、道社協の中心といたしますネットワークの中で、動きが始まるものというふうに理解しておりまして、これまでの道内におきます災害の発生時等につきましては、そういった形に対応されておりまして、それによる不都合等は生じてきているというようなお話も伺っていないことから、やはり段階的に社協が活躍する場面はあらわれてくるものと考えておりますので、現在の社協のネットワークを通じての人材確保で一定程度のものは、満たせるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

○1 番（中澤良隆君） はい。

○議長（西村昭教君） 以上を持ちまして、1 番中澤良隆君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は11時05分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、3番佐川典子君の発言を許します。

○3番（佐川典子君） 私で、本定例会最後の一般質問になります。

さきに通告いたしました3項目の質問をさせていただきます。

まず1項目めですが、ハラスメントを少なくする施策をとということについてでございます。

ハラスメントとは、さまざまな場面での嫌がらせ、いじめを指す言葉で、具体的には言動で相手を不快にさせる、不利益を与える、不安や驚異に陥れるなどの行為が該当いたします。今日においては、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメントなどさまざまなハラスメントが社会問題となっております。このくらいは大丈夫だろう、何も言い返さないからいいだろうと勝手に判断することも相手にとっては重大な苦痛となっている可能性があります。互いのマナーや倫理にも幅があり、職場だけのハラスメント研修にとどまることなく、この町で暮らす子どもから大人まで全員が対象であり、ハラスメントの被害を少しでも低減できるような研修会や加害者にならないための学ぶ機会を施策の中に加えるべきだと考えております。この町で暮らす人々の人権を守り、尊厳を傷つけられないように民意を守り育てる民主的な行政が、今後求められてくると思われ、これについて町長の考えを伺いたいと思います。

次に、2項目めですが、ネット依存予防の施策についてです。2018年、厚生労働省研究班は、中学・高校生のインターネット依存が急増しているとの調査結果を公表いたしました。5年前に比べると、ほぼ倍増の93万人（7人に1人）となっております。予備軍も含めると254万人に上ります。インターネット依存になると、学校の遅刻や学力低下、不登校やひきこもり、暴力、昼夜逆転による睡眠不足など日常生活に支障を来すとされております。オンラインゲームや会員制交流サイト（SNS）などにのめり込み、やめられない依存症になることが危惧されます。町の若者をインターネット依存から守るために行われてきたスマホ・携帯安全教室などで、どのような成果があったのか。また、

現在、不登校の生徒17名のうち、インターネット依存症に該当する疑いがある生徒は何名いるのか。また、中学・高校生及び小学生をインターネット依存症にさせないための予防策や今後の新しい情報などについて、教育長に伺いたいと思います。

最後に、若年層の投票率向上に向けての質問をさせていただきます。平成28年7月の第24回参議院議員選挙は、法改正により18歳も選挙権を持つことになり、投票にも関心が高まりました。本年は、北海道知事選を始め、北海道議会議員選挙、上富良野町議会議員選挙があり、来年は上富良野町町長選挙も控えております。一般に、高齢者に比べ若年層選挙離れが憂慮されておりますが、本町の過去の10代有権者の投票率と20代の投票率などを伺いたいと思います。また、今後行われる選挙に対しまして、町として若年層への選挙への関心を持ってもらうための啓発などについての考えを選挙管理委員長に伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めのハラスメントを少なくする施策に関する御質問にお答えいたします。始めに、ハラスメントに対する認識につきましては、議員御発言のとおりさまざまなハラスメントの形態があったり、長年の慣習や人権に対する理解不足から生じるものまで、非常に広範囲にわたり、ハラスメント被害が発生しているものと承知しているところであります。1日も早くこういった状況がない社会となることを願っているところであります。現在、人権にかかわる施策につきましては、法務省人権擁護局において北海道では各地方司法局に人権推進委員会が設置され、さまざまな人権問題に対応するために電話やメール、相談窓口等において解決に向けた対応が図られております。

また、各職場において人権問題等に係る研修会を開催する場合には、出前講座として講師派遣や資料提供も可能となっておりますことから、町といたしましても広く組織や団体に研修会や講習会の開催を呼びかけ、積極的に協力や支援を行ってまいります。当町には、現在4名の人権擁護委員がおられ、身近な相談パートナーとして女性や子ども、高齢者や障害者の人権にかかわる活動や相談に応じていただいております。さらに、今年度は、人権擁護啓発を推進するため、ふれあい広場や総合文化祭においてパネル展示を行い、住民の皆様にご周知を図ったところであります。

今後におきましても、さまざまな機会を通じ、ハラスメントをなくす学習機会を設け、住民の意識向

上を図り、全ての人々が互いを尊重し、人権を守ることが民主主義の原点であるということ共有し、ハラスメントがない明るいまちづくりに取り組んでまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番佐川議員の2項目めのネット依存予防の施策についての御質問にお答えいたします。

各学校においては、平成30年4月に北海道教育委員会が作成しましたネットトラブル対応マニュアルを活用し、ネット依存を含むネットトラブルの未然防止等の適切な対応に努めているところです。現在、不登校となっている生徒の中には、長時間ゲームなどを行っている場合もあると思われませんが、ネット依存が原因で不登校になったわけではなく、不登校に伴う生活リズムの乱れからゲームなどをする時間が長くなっている状況と認識をしているところであります。ネット依存の予防策としては、ネット機器などの使い方について児童・生徒本人みずからが問題意識を持つことが重要と考えております。指導に当たっては、オンラインゲームの特性やゲーム依存に陥ってしまうことによる心身の弊害、日常生活や人間関係などの影響を理解させるとともに、危険性ばかりを過度に強調することなく、児童・生徒みずからがゲーム依存の問題や対処の仕方を理解できるようさまざまな機会を通じて、指導に努めているところです。

また、家庭における情報モラル教育の充実や生活習慣の見直し、家庭内におけるルールづくりなど、保護者に対する啓発が重要と考えております。今年度のPTA連合会の研修活動では、電子メディアが脳に及ぼす影響をテーマに教育講演会が開催され、ゲーム・ネットの長時間使用による言葉の発達や体力・知力への影響、ネットトラブルの危険性について学習が行われました。

今後とも、インターネットやゲームなどの情報機器との適切なかわり方について理解を深める取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 続きまして、選挙管理委員会委員長、答弁。

○選挙管理委員会委員長（北川正君） 次に3項目めの若年層の投票率向上に関する質問にお答えいたします。

まず、本町の過去の10代及び20代の投票率に関する質問ですが、制度改正以降は18歳及び19歳に係る投票率は国への報告をするために集

計しておりますが、20歳以上の各年代の投票率については報告を求められていないことから、それぞれの選挙執行後に集計しておりませんので、18歳及び19歳と全体の投票率のみを申し上げます。平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙では18歳40.96%、19歳52.25%、全体で61.53%。平成28年11月27日執行の町長選挙では18歳61.36%、19歳、49.52%、全体で69.03%。平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙では18歳45.69%、19歳59.52%、全体で66.14%となっているところであります。

次に、今後の選挙に対する若年層への啓発についてであります。これまで新成人となる時期に、選挙管理委員会として年賀状を送ることによって、有権者となることへの意識喚起を行ってきたところでありまして、法律改正以後は、その送付対象年齢を引き下げてまいりました。また、毎年度、町内小学校に明るい選挙啓発標語の募集を行い、最優秀となった作品については、選挙啓発活動の中で活用させていただいているところでありますが、この取り組みについても小さなころから選挙や投票を身近に感じることができるものとして意義のあるものと考えているところであります。

特に、選挙年齢引き下げ以降につきましては、高校生の内から有権者となることから、制度改正時の平成27年に選挙管理委員会事務局担当職員により、上富良野高校への出前講座を行ったところであります。また、北海道教育委員会を通じて、それぞれの学校において有権者教育が行われており、上富良野高校におきましては、社会の事業の中で補助教材を活用して行われていると伺っているところであります。

いずれにいたしましても、各選挙における投票は、10代、20代に限らず全世代を通じて、私たちが暮らしている地域のあり方や社会の形成についてみずから責任を担うことであり、引き続きほかの執行機関と連携しながら、投票率向上に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問を受けます。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 2009年の、10年前にもストレス社会におけます心の不安やハラスメントによる鬱病についてということで、自殺者をふやさないための質問をさせていただいたところでございます。

きのうもかみんにおきまして、その鬱病をふやさないという内容の講演だったと思いますけれども、たくさんの町民の方が来ておられました。それで、

継続してそういう講演会とかというのをやっていた
だいておりますので、本当に感謝をしているところ
なのですけれども、きのうの最後までいられなかつ
たものですから、ちょっと伺いたいことがあります。

鬱病に関する、心が傷ついた人への対応や周りの
人への対応の内容が主だったのか、最後まで聞けな
かったのか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） ハラスメントの質問ですの
で。鬱病の質問ではありませんので。

もう1回し直してください。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 質問の内容を考えてきてい
るのですよね。それで関連するので聞いているので
す。

○議長（西村昭教君） そうしたら、関連づけるよ
うな内容で、きちんと質問をしてください。いきなり
鬱病の話では、関連性が感じられませんので。ハラ
スメントの質問ですよ。

○3番（佐川典子君） 同じなのですよ。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（西村昭教君） 再開いたします。

質問ありますか。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 人権に関する問題を伺いた
いと思っておりますので、これについてのそういう
内容と関連しておりますので、ハラスメントにも関
連します。質問しておりますので、ちょっと伺
いたいと思ったのですけれども。

それでは、質問を変えさせていただきたいと思
いますが、本日のNHKでもいじめによる高校生の自
殺が報道されました。それは、ハラスメントと同
じように心が傷つけられたということに対して、その
本人が傷つけられた心を回復できずに、居場所をな
くしたということで自殺になったという報道がされ
ておりましたので、これは関係しないということに
はならないと思いますので、伺っておりますけれど
も。ハラスメントが、この上富良野町の職員等々で
研修とかあると思うのですけれども、その研修内容
というのは、どういう状況で行われているのか伺
いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 3番佐川議員からあり
ましたハラスメントに対します職員の対応という御
質問にお答えをいたしますが、当町としましては平

成29年に職員研修の一環ということで、ハラスメ
ント研修を行ってございます。この内容につきまし
ては、先ほど町長の答弁からもございましたがいろ
んな部分でハラスメントという問題があつて、過
去からの慣習の部分でそういうふうに思われるとい
う部分も実際にもありますので、私たち職員も自分
たちの仕事のやり方を含めてきちんと自覚をしよう
ということで、職員に対して研修をしたところであ
ります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 研修の状況も伺いたいの
ですけれども。それは、毎年行われているのでしょ
うか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 3番佐川議員からあり
ましたハラスメント研修の関係でございまして、こ
のハラスメントをテーマとした職員研修につきまし
ては、平成29年度に行った……。

失礼しました。職員全体に対しますハラスメント
研修につきましては、29年に行った研修が全体的
に行った研修です。あと、それ以外に各課長職に
なった際に、監督者研修を受けることにしてしま
すが、その中では、今の職場の管理ということで、
このハラスメントに関する教育につきましても受け
ているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） そうしますと、ことは、
しないのですね。その隔週とか決まっているので
しょうか、それとも、状況をそこら辺を伺いたいの
ですが。教えていただけますか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 3番佐川議員からあり
ました職員に対する研修のテーマということでござ
いまして、こちらにつきましては全体的なハラスメ
ント研修を今、毎年行うということでは予定はして
いません。その時、その時に応じたテーマを持って
研修を行っているところでございまして、先ほど言
いましたが、29年は全体に対してということでハラ
スメント研修を行いました。30年度については、行
っておりません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ハラスメントは、声に出し
づらいですよね。そういう人たちの被害届けとか、
そういうものを把握するためにはアンケート等も必
要だとは思いますが、声に出せない人たち
への対応というのは、どういうふうに考えておられ

ますか。伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 3番佐川議員からありました職員に対しましていわゆるハラスメントの意識調査について、どうしているかということでございますが、ハラスメントに関して、特にアンケート調査をやっているのですとか、そういう部分については特段行っていないところがございますが、ただ、各職場の問題につきましては、常に各所属長あるいはそういう人事管理の部分につきましては、私のほうに直接窓口となっておりますので、来ることもありますし、具体的には実際の相談といえますか、こういうことがありましたというような報告も来ているところがございます。それに関しましては、本人からの聞き取りと、あといわゆる相手方への聞き取りを含めて行って、適切に対応させていただいているところがございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 今、お答えいただいたのですけれども、町のほうでもこういったことに対しては、広く組織や団体に対して、研修や講習会の開催を呼びかけていくというお答えをいただいたのですけれども、今、町の出前講座というのがありますけれども、町民がそういうものを理解するためのそういう講座というのがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 3番佐川議員の町内においての出前講座におけるハラスメント研修についての開催の状況でございますが、今、町として出前講座を行政組織上として町民の皆様を提供している内容はございません。

ただ、町長が答弁申し上げました内容につきましては、旭川地方法務局の出前講座による開催について、今後検討していかなければならないかということで、各これにつきましては、町並びに関係事業所においても開催されるような要望がありましたら、それについて調整をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 今後におきましては、行政として、法務局での対応をも活用しながら町として町民に対するそういう人権を守るための講座とか研修会、それを学ぶ機会を提供するということが大切かというふうに思っておりますけれども、これについて早急に可能していただけるものか、いつごろを予定しているのか、その辺も伺えればと思いますの

でお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員のハラスメントにつきましての御質問にお答えさせていただきます。

私の思いといたしましては、上富良野町からそういったハラスメントを根絶したいというのが真の願いでございます。それにつきまして、具体的にどういうふうに町民の皆様方の意識を向上させていくかということに対しましては、そういった国の制度を活用したり、あるいは町独自に意識向上のための講演会だとか講習会だとか、そういったことの設定も大変重要だと思いますが、いつどのような形でということは、今、申し上げる段階にございませんが、そういったことも意識した町民への啓蒙も行っていく必要はあるということは認識しておりますので、今後の行政の中で生かしてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 無知によるということが1番問題になってくると思うのですよね。人を傷つける発言をしておきながら、それが傷つけていないというふうに思っている人がいたとしたら、自分もそうなのですけれども、加害者になっていたとしたら、これは本当に目の前が真っ暗になります。ぜひ、そういったことを考えて世界人権宣言の、去年の12月に70周年を迎えておりますし、ことしはまだその年でございますので、ぜひ、そういった観点から人権を守るということを町民が共有していく、そういう町政について大切だと思っておりますので、そこら辺について法務省の人権擁護委員の人たちはいろいろなことで対応されて、本当に御尽力されているとは思いますが、その辺の町としての自治体としての責任と、あとその人権擁護委員の人たちとの連携について、どういうふうに考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、現在、人権擁護委員を担っていただいております方々との情報共有、あるいは活動等については町といたしましても、しっかりと把握させていただいておりますし、また町が持ち合わせている情報につきましても、人権擁護委員の方々に、やはり人権擁護にかかわる相談事項があるという事実がございますので、そういった情報提供をさせていただきながら、また相談にも乗っていただいているということ、しっかりと連携は取れているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ぜひ、そこら辺をスピードを上げてできれば対応をお願いしたいと思います。ことし選挙もありまして、ここにいられるかどうかともわかりませんので、今のうちに、できる限りのことは、私は議会としても環境整備ということで、議会懇談会でも町民の方から言われました。やはり、そういった意味におきましても整備をするということも大切だなというふうに感じておりまして、その辺を町長の共有というか、私と同じような思いをしていただいているとうことがわかりましたので、ぜひ、進めていただくような手立てをお願いしたいと思います。

あと、もう一つ伺いたいのは、職員研修や人権に関することに関しましては、総務課担当というふうには私は思っておりますけれども、人権の面から言いますと保健福祉課ということになっておりますが、その横断的な連携を今後もしていただけるものなのかどうかも含めて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、総務課で担っておりますのは、対職員に対します対応でございます。一方、保健福祉課のほうといたしましては、町民の皆様方に対する対応になっているということで、ただ、御発言にありますように相互がしっかりと情報共有はしておりますので、それを相乗的に効果を出していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 私は、やはり役場から、また議会から少しずつそういうことで変わっていかないと町民に浸透はしづらいのかなというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。

次に、ネット依存について教育長に伺いました。ネット依存のトラブルの未然防止について以前にも質問させていただいておりますけれども、スピーディにそれこそ対応して下さっているという結果で、今回も17名の中にもそういった生徒がいらっしゃらないということで、本当に安堵をしておりますけれども、依存症になりやすい人たちのチェックとかそういうのがあるらしいのですけれども、そういうことについては教育長、御存知でしたでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番佐川議員のネット依存症にかかわる御質問にお答えしたいと思います。

自己診断するシートというのが存在しております。ネット等でもホームページを開くとネット依存

症という部分で自己診断するチェックシートが簡単に取りれるようになっているところでございます。各現場で、そのシートを使ってやっているかどうかは、知り得ておりませんが、そういうものがあることについては、私、存じているところであります。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） やはりどんな病気もそうなのですけれども、早いうちに理解をさせる、自分でまた理解ができるようなそういったことがすごく大事だというふうに感じております。これからはネット依存という言葉にかえさせていただきますけれども、インターネット依存のことなのですけれども、ネット依存者は兆候が必ずあるというふうに言われておりますし、依存になってしまうと本当に病気になってしまいますので、その辺をスピーディにするために子どものチェックシートみたいなものがあるというふうにおっしゃってございましたけれども、それは1年に1回は必ずやっているのですか。どのような間隔でやっているのか伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番佐川議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、チェックシートを使って子どもたちにチェックをさせているかどうかというのは、存じ上げておりません。ただ、各学校においてさまざまな教科の中でこの依存症にならないための教育をそれぞれの学年に合わせて実施しているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 先ほども申しましたけれども、早期発見というのがすごく大事というふうに思っております。やはり病気になってしまうと自己コントロールができなくなる病気でございますので、そこら辺を考えるとチェック機能というか、チェックシートを機能させるということが今後大切になってくると思いますので、そこら辺について考えていただきたいなというふうに思います。

また、もう一つ、それともし今はいないけれども、予備軍というか可能性がある人がすごくふえておまして、それに対してもしなつたときには、どうように教育現場では対応されるのか、それを伺っておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番佐川議員の御質問にお答えしたいと思います。

早期発見、早期対応というのは、おっしゃるとおりだと思います。今、子どもたちにやっている部分

でありますけれども、ネット依存症のチェックシートというより、基本的な生活習慣がしっかりできなくなるということがその始まりだとも言われております。うちの町においては、長期休業等において生活リズムチェックシートというものを子どもたちにつけさせて、自分の生活パターンがちゃんとなっているのかというようなことをやっております。

また、これら児童・生徒については、保護者がどのようにこのことを、しっかりとネット依存症という病気があるかということを知識を持って予防していくということが、学校だけでなく親の義務として課せられているのではないかなと思っております。そんな中で、早期の対応が図られてくるのではないかなというふうに思っているところです。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 今、お答えいただいたのですが、ほかの全国的にもネット依存症になっていることを苦慮している自治体がございます、その中でも取り組みとして教育委員会のほうからの条例、ネット依存症に対する条例をつくっているところがございまして、今後、そういった意味におきましてもネット依存症がふえてこないように努力されるというのは伺ったのですけれども、その辺の対応も考えられるということで、もう一度伺いたいと思います、今後の施策について。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番佐川議員の御質問にお答えしたいと思います。

条例をつくって対応するということは、今のところ考えておりません。今、非常に子どもたちの状況をネットに関していい状況といえますか、ネットと限ったわけではありませんけれども、全国学力学習状況というのを毎年しております。その中で、子どもたちに学校質問紙というアンケート調査をするわけなのですけれども、中学校3年生のアンケート調査の結果なのですけれども、平日の放課後に何をして過ごす時間が多いですかというような中に、家でテレビ・ビデオ・ゲーム・インターネットをして過ごすという生徒が時間の制限があるのですけれども、上富良野町は76.3、そして北海道は82.5、全国は77.3。また、週末に何をして過ごす時間が多いですかという質問で、家でテレビ・ビデオ・ゲーム・インターネットをして過ごす時間、上富良野町は80.6%、北海道では全体では84.3%、全国で80.1%というような数字があるところです。全国と同じかそれより低い状態が維持されているということで、悪い状況ではないというのが一つあります。クラブ活動が忙しいだとか、ほかのものをやる、受験勉強があるとか、そういう部分で

それらの部分が対応できるのかなど。だからといって、悪くならないとは言えないので、今までやってきています事業だとか、そういう中でしっかりとネットの依存症の知識を深めること、また家庭内のルールをしっかりとつくってもらうこと、そしてネット依存症にならないように自分の居場所、リアルな居場所をしっかりと持つてもらうということを教育していく中で、学習させる中で対応できるのではないかなというふうに思っているところです。

○議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 今、ちょうどパーセンテージを伺ったのもう一つ聞きたいというか、今、家でインターネットをするというかゲームをやるという。これ、コンテンツの依存やつながり依存、ゲーム依存、これ別々にあるようであり、全部がネット依存症なのです。ですから、重なっている部分がたくさんあるということを理解したところなので、今後も引き続き、今まで以上にお願ひしたいなということを確認いたしましたので、その次の質問に移らせていただきたいと思います。

比較的高い投票率を伺いまして、本当にある程度の安心はさせていただきました。投票率を上げるということは、本当に難しいことだとは思いますが、27年に上富良野高校生に出前講座をされたというふうに伺いました。大変有効だったのかなというふうに感じておりますけれども、今後もそういう予定はございますか。伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 選挙管理委員会委員長、答弁。

○選挙管理委員会委員長（北川正君） 3番佐川議員の上富良野高校への出前授業についての質問にお答えをいたします。

選挙管理委員会といたしましては、必要があるようでしたら、また今後もしたいなと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 各自治体で対応されていることだと思いますけれども、近年は、若年層の投票率に向けてということで、この議場を使つての小中学生がそういう体験をする取り組みだとか、いろいろな取り組みをしているところがございまして、ティッシュ等々配られて、本当に選挙があるなというふうに感じる人もいらっしゃいますし、いろいろな方向性を考えていくということも大切だというふうに思っております。今後、投票に行くための教育ということで、シチズンシップ教育というのがございまして、きょうもNHKのニュースで流れてお

りましたし、北海道新聞でも近年、選挙にまつわることで議会自体に関心を寄せていただくとか、行政に関して関心を持ったもらうための教育というのがございますので、そういった試みをどんどん参考にしていれば、また横断的な対応も思いつくかもしれませんので、ぜひ、そこら辺についても進めていただければなといふふうに考えておりますが、それについて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 3番佐川議員の御質問にお答えをいたします。

今、議員がおっしゃったように、発言ありましたように議会に関心を持っていただいたり、まちづくりに関心を持っていただくことは、子どもたちにとっても極めて重要なことですので、町といたしましても議会と相談をしながら、そのようなことが可能であれば、前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 再質問。

○3番（佐川典子君） ありません。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして3番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の町の一般行政についての質問を終了いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月14日から19日までの6日間を休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月14日から19日までの6日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時48分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成31年3月13日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 今 村 辰 義

署名議員 金 子 益 三

平成31年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第5号）

平成31年3月20日（水曜日）

○議事日程（第5号）

第 1 会議録署名議員の指名について

追加日程第1 議会運営委員長報告

第 2 予算特別委員会付託

議案第 1号 平成31年度上富良野町一般会計予算

議案第 2号 平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 4号 平成31年度上富良野町介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

議案第 6号 平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

議案第 7号 平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

議案第 8号 平成31年度上富良野町水道事業会計予算

議案第 9号 平成31年度上富良野町病院事業会計予算

追加日程第2 議案第35号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）

第 3 議案第19号 使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例

第 4 議案第20号 上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例

第 5 議案第21号 上富良野町青少年海外派遣人材育成事業資金貸付条例

第 6 議案第22号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

第 7 議案第23号 富良野広域連合規約の変更について

第 8 議案第24号 上富良野町財政調整基金の一部支消について

第 9 議案第25号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について

第10 議案第26号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について

第11 議案第29号 上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の変更について

第12 議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第13 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第14 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第15 発議案第1号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例

第16 発議案第2号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則

第17 発議案第3号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）

第18 発議案第4号 町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第19 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	石田昭彦君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君

農業委員会会長	青地修君	会計管理者	林敬永君
総務課長	宮下正美君	企画商工観光課長	辻剛君
町民生活課長	北越克彦君	保健福祉課長	鈴木真弓君
農業振興課長	狩野寿志君	建設水道課長	佐藤清君
農業委員会事務局長	大谷隆樹君	教育振興課長	及川光一君
ラベンダーハイツ所長	北川和宏君	町立病院事務長	北川徳幸君

○議会事務局出席職員

局長	深山悟君	次長	岩崎昌治君
主事	大井千晶君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成31年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

予算特別委員長から、本定例会で付託されました議案第1号平成31年度上富良野町一般会計予算から議案第9号平成31年度上富良野町病院事業会計予算までの議案について、審査報告書の提出がありました。

町長から、議案第35号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）の提出がありました。

議会運営委員長から、委員長報告の日程追加の報告がありました。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として別紙配付のとおり申し出がございました。

最後に、議案第32号、議案第33号及び議案第34号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、後ほど配付させていただきます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

本日、3番佐川典子君から議会運営委員長報告がありましたので、これを日程第1の次に追加日程第1として、また、町長から議案第35号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）の提出がありましたので、これを日程第2の次に追加日程第2として日程の順序を変更し議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告を日程第1の次に追加し追加日程第1として、議案第35号平成30年

度上富良野町一般会計補正予算（第12号）を日程第2の次に追加日程第2として、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 北 條 隆 男 君

8番 竹 山 正 一 君

を指名いたします。

◎追加日程第1 議会運営委員長報告

○議長（西村昭教君） 追加日程第1 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長（佐川典子君） 御報告申し上げます。

平成31年第1回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

去る3月19日に議会運営委員会を開き、町長から追加提案の付議事件1件について審議いたしました。提案議案の審議についてであります。議案第35号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）については、提案日に本会議において説明の上審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 予算特別委員会付託

○議長（西村昭教君） 日程第2 予算特別委員会付託の議案第1号平成31年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号平成31年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第6号平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号平成31年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成31年度上富良野町病院事業会計予算

を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、村上和子君。

○**予算特別委員長（村上和子君）** ただいま上程されました予算特別委員会付託事件につきまして、朗読をもって報告とかえさせていただきます。

1 ページをお開きください。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

平成31年3月20日、上富良野町議会議長、西村昭教様。

予算特別委員会委員長、村上和子。

記。

1、審査の経過。

本委員会は、平成31年第1回定例会が開かれた3月6日に設置され、議案第1号から議案第9号までの付託を受けた。

3月14日に委員会を開催し、正・副委員長及び分科長を選出し、直ちに議案審査に入った。議案第1号から議案第9号までの各会計予算の歳入歳出の質疑を3月14日、15日、18日に行い、理事者の答弁を求め、二つの分科会でそれぞれ審査意見の取りまとめを行った。

3月19日に委員会を開催し、各議案の審査意見を集約して理事者に提出をし、町長から所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

2、表決及び結果。

議案第1号から議案第9号までの討論を行い、議案ごとに起立により採決を行った結果、平成31年度上富良野町一般会計予算、平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、平成31年度上富良野町病院事業会計予算等の審査意見を付し、全議案が賛成多数により原案可決となった。

3、審査意見。

裏面の平成31年上富良野町議会予算特別委員会審査意見書につきましては、御高覧いただいたものとして省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査報告といたします。

お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○**議長（西村昭教君）** これをもって、予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して全て原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○**議長（西村昭教君）** 起立多数であります。

よって、議案第1号平成31年度上富良野町一般会計予算から議案第9号平成31年度上富良野町病院事業会計予算までは、委員長の報告のとおり決定しました。

◎追加日程第2 議案第35号

○**議長（西村昭教君）** 追加日程第2 議案第35号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○**総務課長（宮下正美君）** ただいま追加上程いただきました議案第35号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、国において、緊急風疹抗体検査事業として抗体保有率が低い年代の男性に対し風疹の追加対策が実施されることとなったところであり、当町においては、新年度の早い時期から事業所健診での機会に抗体検査を受診できるように準備を進めることが受診率の向上につながることから、早期にその受診勧奨を行うため本年度事業として行いたく、その実施に係る事業費の補正と合わせて繰越明許費の追加をお願いするものであります。

なお、必要な財源については、抗体検査料等に対する国補助金を計上するとともに、不足する額については、予備費から充当することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御承願います。

議案第35号をごらんください。

議案第35号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）。

平成30年度上富良野町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,744万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明

許費補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金147万9,000円。

歳入合計147万9,000円。

2、歳出。

4款衛生費462万6,000円。

12款予備費314万7,000円の減。

歳出合計147万9,000円。

第2表、繰越明許費補正についてですが、前段説明をいたしました緊急風疹抗体検査事業に関する抗体検査を含む予防接種事業の実施につきましては、翌年度となることから、繰越明許費の設定をしますのであります。

以上で、議案第35号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第35号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第35号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第19号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例は、本年10月1日より消費税の税率が10%となることから、消費税に係る使用料及び

手数料の額について改正するとともに、各公共施設の使用料についても、これまでの算定方法を検証し、維持管理経費を考慮した料金設定とするよう、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

あわせまして、平成31年度に整備を予定している日の出公園オートキャンプ場のバンガローについて、その使用料を新たに追加するとともに、指定管理者が管理する2施設の料金についても、類似する施設の料金水準を参酌した料金とするよう、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、議案に沿って御説明を申し上げます。

議案第19号をごらんください。

議案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条を追って、その主な改正点を説明させていただきます。

まず、改正条例第1条は、上富良野町道路占用料徴収条例について、道路占用料に係る消費税相当分を引き上げるため、別表を改正するものであります。

5ページをお開きください。

改正条例第2条は、上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例について、病衣使用料及び自動車使用料に係る消費税相当分を引き上げるため、第3条第4項中「54円」を「55円」に改め、同条第5項中「324円」を「330円」に、「108円」を「110円」に改めるものであります。

改正条例第3条は、上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例について、各学校の屋内体育館及び屋外運動場に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

6ページをお開きください。

改正条例第4条は、上富良野町行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例について、行政財産の目的外使用料に係る消費税相当分を引き上げるため、第2条第2項中「100分の8」を「100分の110」に改めるものであります。

改正条例第5条は、上富良野町公民館条例について、公民館の研修室等に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

改正条例第6条は、上富良野町都市公園条例について、各公園の許可使用料に係る消費税相当分を引き上げるため、別表（2）、別表（3）及び別表（4）を改正するものであります。

また、別表（5）については、島津公園野球場に係る使用料の算定方法を見直すとともに、指定管理者による管理を行っている日の出公園オートキャン

ブ場については、新設を予定しているバンガローの使用料を追加し、既存の施設についても同種のキャンプ場の使用料を参酌し、その使用料を改正するものであります。

10ページをお開きください。

改正条例第7条は、上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例について、各集会施設の研修室等に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

12ページをお開きください。

改正条例第8条は、上富良野町簡易水道等施設給水条例について、水道料金に係る消費税相当分を引き上げるため、別表を改正するものであります。

改正条例第9条は、上富良野町運動公園条例について、野球場等に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

13ページをごらんください。

改正条例第10条は、上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例について、使用料金に係る消費税相当分を引き上げるため、第10条第2項の表を改正するとともに、同条第3項中「124円」を「125円」に改め、同条第4項中「2,057円」を「2,095円」に改めるものであります。

14ページをお開きください。

改正条例第11条は、上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例について、各コミュニティ広場の許可使用料に係る消費税相当分を引き上げるため、別表を改正するものであります。

改正条例第12条は、上富良野町社会教育総合センター条例について、屋外運動広場及び集会室等に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

16ページをお開きください。

改正条例第13条は、上富良野町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例について、各農業構造改善センターの研修室等に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

改正条例第14条は、上富良野町公共下水道に関する条例について、下水道使用料に係る消費税相当分を引き上げるため、別表を改正するものであります。

改正条例第15条は、上富良野町セントラルプラザ条例について、集会室等に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

17ページをごらんください。

改正条例第16条は、上富良野町防災センター等の設置及び管理に関する条例について、各防災センターの研修室等に係る使用料の算定方法見直しによ

り、別表を改正するものであります。

18ページをお開きください。

改正条例第17条は、上富良野町農産物加工実習施設条例について、農産加工室等に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

19ページをごらんください。

改正条例第18条は、上富良野町武道館設置管理条例について、道場に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

改正条例第19条は、吹上温泉保養センターの設置及び管理に関する条例について、指定管理者による管理を行っている吹上温泉保養センターの宿泊料及び入館料について、同種の施設の料金を参酌した料金とするため、別表を改正するものであります。

20ページをお開きください。

改正条例第20条は、上富良野町自転車駐車場条例について、自転車駐車場の許可使用料に係る消費税相当分を引き上げるため、別表を改正するものであります。

改正条例第21条は、上富良野町水道事業給水条例について、水道料金に係る消費税相当分を引き上げるため、別表を改正するものであります。

21ページをごらんください。

改正条例第22条は、上富良野町手数料条例について、町立病院の文書料及び検死料に係る消費税相当分を引き上げるため、別表を改正するものであります。

22ページをお開きください。

改正条例第23条は、上富良野町多世代交流センター条例について、学習室等に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

23ページをごらんください。

改正条例第24条は、上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、証紙に係る消費税相当分を引き上げるため、第13条第3項中「100分の8」を「100分の10」に改めるものであります。

改正条例第25条は、上富良野町保健福祉総合センター条例について、多目的ホール等に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

24ページをお開きください。

改正条例第26条は、上富良野町児童館条例について、集会室等に係る使用料の算定方法見直しにより、別表を改正するものであります。

次に、附則についてであります。第1条は、施行期日を定める規定で、指定管理者が管理する施設のうち、日の出公園オートキャンプ場の料金改正は

公布の日から、消費税に関係する使用料及び手数料の額の改正規定及び指定管理者が管理する施設のうち吹上温泉保養センターの料金改正は平成31年10月1日から、各公共施設の使用料の算定方法見直しによる改正規定は平成31年4月1日からとするものであります。

附則第2条は、上富良野町都市公園条例の改正規定のうち、日の出公園オートキャンプ場の各施設料金について、公布の日から平成31年9月30日までの間、既存施設においては現行の料金を据え置くとともに、新設を予定しているバンガローの使用料についても消費税8%相当の料金とするための経過措置を規定するものであります。

附則第3条から附則第6条は、上下水道料金に係る消費税の転嫁に関する経過措置を規定するものであります。

以上で、議案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番 荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ただいまの条例改正の要旨の説明の中に、公共施設の使用料についても、これまでの算定方法を検証し、維持管理経費を考慮した料金改正をするよう、あわせて改正するとの内容の御説明をいただきました。

そこで確認なのですが、これまでの算定方法という算定方法の基準に、各施設の利用実績というのはしっかりと考慮された中での算定なのか、確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 9番荒生議員のほうからありました各公共施設の使用料金の設定に関する御質問でございますが、これまでにつきましては、各公共施設につきまして、基本はそれぞれ新設されたときの料金設定ということで、その時点での建設費、あるいはそのときの類似施設との料金を参酌しながら、それぞれ施設ごとに設定をしていたということでこれまでできております。

ただ、これまで多くの公共施設を所有する段階になりまして、また、これから各公共施設につきましては、建てかえではなくて、長寿命化を図りながら既存の施設を有効に活用していこうという時期になりましたので、それらを含めて、これまで少し各施設ごとに基準にばらつきがありましたものにつきまして、一度整理をするということで、全施設の部分

の算定がえを行ったところでございます。

その算定に当たりましては、これまでかかっております、いわゆる維持経費がどの程度どういう部屋にかかっているのかというものを算定いたしまして計算したところでございますが、実際には、各施設の建築年度によりまして、多くの施設で施設ごとにその算定をしますと高い施設、安い施設というところが出てきますので、町民の皆様からすると、この施設の会議室は100円で、隣の新しいところに行くと200円になるというのもまたちょっと違和感があるということで、町の今持っている公共施設全体として、各部屋ごとの料金を平準化させていただきまして、それに応じて面積に応じた利用の負担をいただくというところで算定をさせていただいたところでございますので、今回の見直しに当たって、今まで少し各施設ごとで差があったものについて統一が図られているものというふうに思っております。

あと、利用実績の部分につきましては、各施設設定当時は見込みの利用予定ということでございましたが、今回に当たりましては、各施設の利用実態をとった中で、それを最終的には平均化をしているので、よく使われている施設、使われていない施設につきましても、その平均をとった料金設定となっているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番 米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 例えば、お伺いいたしますが、保健福祉総合センター「かみん」のステージ使用料が有料という形になります。聞きましたら、公民館のほうは無料という形の話ですが、こういった、ずれというか差というのは、統一すべきではないかというふうに思うのですが、この点、確認いたします。

もう1点伺いたいのは、今回の使用料等引き上げによって、オートキャンプ場、吹上センターを除いて、どのぐらいの引き上げになるのか、お伺いいたします。

次に伺いたいのは、確かにオートキャンプ場等そういったものについては、引き上げはいいのかなというふうに思いますが、一般的に住民が利用するもの等については、なるべく、確かに平準化を図ったということで均等は図られているというふうには考えておりますが、そう引き上げなくても、私はいいのではないかとこのように考えておりますが、この点、消費税分、当然上がるからということの前提だと思いますが、多くの住民の方が利用するそういう

施設であれば、現行据え置いて対応すべきではないかというふうにも考えられるので、この点、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米沢議員からありました3点の質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目のかみんと公民館の、いわゆるホールの附帯設備の料金設定の考え方ということでございますが、今回の改正の中で、公民館につきましては、これまで別料金をいただくということで設定がございましたが、その部分につきましては、ホールの使用料ということで含めるという形に条例はまずつくらせていただきました。

一方で、かみんにつきましては、ステージ料、あるいは移動客席の分の費用につきましては、そのままいただくということでしたところでございますが、こちらにつきましては、公民館とかみんの施設の利用実態としまして、公民館につきましては、既に経過年数がたっていることと、そんなにステージの、いわゆる使用に関するコストが大きくかかるといことにはならないということで、ホールの使用料として含めさせていただいたところでございます。

一方、かみんの多目的ホールの利用方法につきましては、いわゆるステージを使った利用方法もあれば、いわゆる会議室として使われる利用方法もあるという部分もありまして、そこに、いわゆるステージ、あるいは、あそこにあります照明等の附帯設備を使わない人にもその分の費用を負担していただくという部分につきましては、かみんとしてのかかっているコストからいくと、ちょっとなじまないのかなということで、かみんのほうにつきましては、それぞれステージ等の料金については、単独で残すという形で条例整理をさせていただいたところでございます。

2番目の今回の公共施設の部分の改正の影響額ということで、指定管理者分を除く部分の少し細かい部分のところでございますが、こちらにつきましては単純試算ということで、平成29年の利用実績に応じてこの単価で改正した場合ということでございますが、各施設、据え置きになる施設と引き上げになる施設と、逆にマイナスになる施設というところがございます。それを合わせまして、おおむね大体30万円弱くらいの総体の引き上げに試算としてはなるというところでございます。

それと、3番目のこういう時代でございますので、そういう部分もあるのではないかと御意見だったところでございますが、まず、今回の条例改

正につきましては、先ほど言ったように、三つの要件があって、消費税として負担をしていただかなければならないものにつきましては消費税相当分を引き上げるということでございます。あと、指定管理者の部分につきましては、他の類似施設との水準も見ながら料金設定をさせていただいたところでございます。

それと、最後の各それ以外の各公共施設の料金設定につきましては、据え置きという部分もあるのですが、ただ、先ほども言いましたように、今回一定程度平準を図ったということと、基本やはり公共施設につきましては、その施設に応じて行政が100%用意しなければならないもの、あるいは本来は行政は提供といいますか、準備をしなくてもいい施設ですとか、あるいは行政と利用者が双方で負担し合う施設という性格づけがあるのかなというふうに思っておりますので、その中でいきますと、やはり利用する人としらない方との、いわゆる行政といいますか負担の公平性を図る観点からは、一定程度の引き上げもやむを得ないのかなということで、今回条例改正を上程させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） コスト維持という点では、古い施設、新しい施設にかかわらず、確かに古い施設は維持補修等かかるというふうな点もあるかもしれませんが、しかし、どちらにしても、利用する人たちがある程度負担を軽減できるような、そういった施策ということが一番私はいいのではないかなというふうに考えております。

そういう意味では、平準化して、逆に上がった部分もありますし、確かに下がった部分もあるので、そういったところも見きわめたということの判断ではありますが、どちらにしても、今回のわずかというか30万円の引き上げということであれば、やはり行政側が持って、その分を従来どおりに負担してもらったほうがより納得できるのではないかなというふうに思いますが、この点確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米沢議員からありました、今の据え置きに関する部分でございますが、先ほど説明もさせていただきましたが、一定程度、使う人と使わない人の負担の公平性をより適切に図るという部分から、今回、条例改正とさせていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、平均の稼働率というか、30%を一応平均の稼働率と見て上限というか、それで決めているようなところが資料の中にも見られるのですけれども、この30%の平均の稼働率をとってというところというのは、どういう根拠から、各施設について少し違ったところがあるような気もするので、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 10番高松議員からありました施設の使用料の算出の根拠の部分の御質問でございます。

最終的には、今、議員から御発言がありましたように、最終条例案の料金設定を出すに当たりましては、平均稼働率を30%と最終的にはしたということでございます。その前段につきましては、それぞれの施設ごとの状況を見た中で算定をさせていただいたところでございますが、結果、それら含めまして一定程度、今どの程度の水準であれば条例案としてまとまるかという中で率として、今回平均的な稼働率を30%とさせていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例は、十分な審議を要すると思われまますので、この際、総務産建常任委員会に付託し、審議していただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例は、総務産建常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第4 議案第20号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第20号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第20号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

本条例改正につきましては、町の子育てに係る相談支援体制につきまして、平成31年度から子育て相談のワンストップ化と相談体制強化を推進するため、子どもセンターで実施しております相談業務の上富良野町児童相談支援センターを保健福祉総合センター内に移転し、子育て支援とともに相談支援を推進するため、本条例を改正するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第20号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例。

上富良野町子どもセンター条例（平成24年上富良野町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第2号を削り、同項第3号中「子育て支援」を「地域子育て支援拠点」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号中「前4号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第5条第2項中「及び第2号」及び「及び「上富良野町児童発達支援センター」」を削る。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第20号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議賜りまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） お伺いいたします。

今度これが、いわゆる保健センター内に設置されるという形になります。

そこでお伺いしたいのですが、相談窓口というのは、非常に来られる方も大変気にしながら来られるかというふうに思います。それで、保健センター内に移った場合、相談窓口等というのは個室設定になるのか。この点確認いたします。

もう一つは、いわゆるスピーチプライバシーボックスという形の予算が計上されておりますが、これはどういう内容のものか。まず確認いたします。

3点目なのですが、上富良野町でも児童虐待DV等の相談があったというふうに聞いておりますが、これは大体、年によっても変わると思うのですが、何件かあると思っておりますが、その状況等について確認いたします。

今後こういった条例が変わるということは、従来に増して、相談窓口において速やかにというか受けて、児童相談所、あるいはそういったNPOなどにつながるケースも出てくるかというふうに思いますが、そういう意味では、非常に充実される内容だというふうに思いますので、その上での必要な人員配置というのは、いわゆる専門性の職員の配置も当然出てくるかというふうに思いますが、内容等について確認いたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員からの4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の保健福祉総合センターに移行することで相談の環境整備がどのような形になるのかという御質問に対しましては、保健福祉総合センターには会議室がございます。また、相談室もございますが、その中を間仕切りをし、個別に相談ができる環境を整える準備を進めていきたいと考えております。

また、それに関しまして2点目でございます。個人のプライバシーを守るため、その会議室に間仕切りをしますが、やはり隣の部屋の会話が聞こえてはプライバシーは守られませんことから、このスピーチプライバシーをつけることによりまして、隣の方のお話し合いが聞こえないことに対応するような形での備品の購入を新年度予算で計上させていただいております。

次に、3点目の町における児童虐待DV等の相談につきましましては、昨今、年々と数値のほうは上昇の傾向になっております。上富良野町におきましては、乳幼児から義務教育、また高校生になりましてやはり家庭内においてさまざまな課題があるかということ、町のほうにはいろいろと相談を受ける機会がございます。この関係につきましましては、速やかに関係機関と連携し、ケース検討会議並びに児童相談所、保健所も入れまして連携会議を開催し、対応を速やかに進めているところでございます。

また、4点目の窓口に対して、その体制にかかわる人員の配置でございますが、現在も保育士、社会福祉士、保健師による多職種による相談体制を講じておりますことから、これにつきましては、人員の配置も含め、専門職の多職種による相談連携については、今後とも継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第20号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第21号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第21号上富良野町青少年海外派遣人材育成事業資金貸付条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（及川光一君） ただいま上程いただきました議案第21号上富良野町青少年海外派遣人材育成事業資金貸付条例につきまして、議案の要旨を御説明申し上げます。

この条例は、上富良野町青少年海外派遣人材育成事業に参加する中学、高校生の保護者に対し、上富良野町が資金を貸し付けすることにより、参加する者の保護者の負担を軽減するとともに、国際化に対応していく人材の育成を図ることを目的に制定するものであります。

以下につきましては、条を追って、その主な内容の説明とさせていただきます。御了承をお願いします。

第1条は、本条の目的を規定するものであります。

第2条は、本条例で資金の貸し付けを受けることができる者の対象を就学援助世帯に属する中学生、就学援助世帯に準ずる高校生の保護者と規定するものであります。

第3条は、資金の貸付金額について、10万円を限度とし、貸し付けは無利子と規定するものであります。

第4条は、資金の貸し付けの申請及び貸し付け等の条件について規定するものであります。

第5条は、資金の貸し付けの取り消し等を規定するものであります。

第6条は、資金の償還期間を事業終了の3カ月後から開始し、24月以内で償還する規定を定めるものであります。

裏面をお願いします。

第7条は、資金の償還金額の減免規定を定めるものであります。

第8条は、償還金を遅滞した場合の遅延損害金を規定するものであります。

第9条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを委任する規定であります。

以上で、議案第21号上富良野町青少年海外派遣人材育成事業資金貸付条例の説明とさせていただきます。御審議賜りまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ちょっと考え方についてお伺いしたいのですけれども、2条の、いわゆる貸付金にかかわるところで、生徒の、いわゆる要保護世帯及び準要保護世帯ということになっておりますが、よく子どもの手当だったりとか医療費のところでは、いわゆる収入の高い人はだめですよ。910万円以上とかというそういう、幾らかちょっとごめんなさい忘れたのですけれども、そういうところで、上で切るという考え方はなかったのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（及川光一君） 6番金子議員の資金の貸し付けの対象の線引きというところの御質問かと思いますが、今回につきましては、海外派遣事業の補助率を80%ということで、補助事業の対象額の自己負担としては10万円内程度の御負担とさせていただいているところであります。その中で、世帯の所得の一定以下の世帯に対する支援策というところで、今回就学援助の線引き等させていただきました。月々四、五千円の2年間の償還という部分で組み立てをさせていただきました。というところで御理解を賜りたいと思います。

○6番（金子益三君） そうではなくて、所得の低い人にしか貸し付けないということではなくて、高い人はだめだけれども、中間層の人にも貸し付けることができるという考え方はしなかったのですかということを知っているのです。（発言する者あり）

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前 9時56分 休憩

午前 9時57分 再開

○議長（西村昭教君） 会議を再開いたします。

教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（及川光一君） 6番金子議員の先ほどの貸付対象者の線引きのところの御質問に再度お答えさせていただきます。

今まで海外の研修の交流事業という部分では、6割の補助率で自己負担については、参加する生徒については4割分を負担していただいていた。今回手を挙げた希望する生徒が参加しやすい環境ということでの組み立ての中で補助率を上げ、さらに低所得者の方に対する対応として無利子の貸し付けという部分で就学援助世帯にという部分で組み立てをいたしました。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 従前の国内外交流よりは補助率が高いということでの今回教育委員会の判断という御答弁で、結構きょうだい重なったりとか、中学生と高校生がいるところでお兄ちゃんが行っているから弟も一緒に行きたいとかということ割と重なったりすることも想定もされますし、結構今、子育て世代はお金に余裕がある人ばかりではないと思うのですね。

その中で、やはり一番最初の事業の組み立ての中で、国内外交流の新たな切り口としてグローバル化する社会において子どもたちにこういった機会を機会ロスのないようにというすばらしい提案の事業でありますから、本来であれば、物すごく所得が高い人は別かもしれませんけれども、もうちょっとそういったところの配慮があってもよかったですのではないかなと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6番金子議員からの御質問にお答えをしたいと思います。

さまざまなことを想定しながら、この制度設計をしたわけですね。その中で、今までは3年に一度の派遣事業ということで、非常に機会が、中学校3年間、高校3年間の6年間の中で2回しかなかったのですね。今回はそうでなくて、毎年続けていきます。6年間機会があるということで、金子議員のほうから想定としてお兄ちゃん、お姉ちゃんという話もございましたけれども、その部分は年度をずらして希望を出すとか、そういうことも可能ですし、あるいはこれが制度化することによって、早い時期から、小学校のときから保護者の方は予定して資金を用意していただくと。急に決めるのではないと。毎年やっているもので、そういう部分もしっかりとPRして、資金も貯めて準備万端整えていただく中でやってもらえるのではないかとという部分で制度設計をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○6番（金子益三君） わかりました。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 確認いたします。

まことに同僚議員の言うことは、本当にそうだと思います。今の社会事情が変わりまして、仮に毎年という形で小学生の場合6年間の間に行けるのではないかなというふうに想定はされます。

ただ、やはりその段階でいろいろな事情で経費負担が家庭の中で重なるということもあって、恐らく難しい部分もあるのではないかなというふうに思っています。そういったときには、一般的に言えば、高額所得と言われる人に対しては負担してもらって、それ以外の方については、ある程度段階的な負担補助というのを設けるべきではなかったのかなというふうに思っているのと。

もう一つ、準保護、要保護ということであれば、一定程度連帯保証人もつけなければならないという形になって、そういったところは恐らくないのだろうというふうに思いますが、なかなか保証人になっていただけことが難しいということも想定されるのではないかなというふうに思います。

同時に、やはりこういった準保護、要保護という世帯というのは、もともと生活に大変な状況にあるということであれば、負担なしというのも考える必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、この点、確認しておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（及川光一君） 米沢議員の事業負担金の負担をしないで参加できることも考慮になかったのかという御質問かと思いますが、繰り返しになりますが、今回、8割の補助の中で自己負担が補助対象経費の2割分ということで10万円程度になるところでございます。

その中で、半年程度前から事業については募集をかけながら進めていくところなのですけれども、その準備段階から予定していただくこともありますし、あと、事業終了後の3カ月後から月々の四、五千円という部分での組み立てもしておりますので、そういう部分で参加できる環境を組み立てたというところで御理解をいただきたいと思えます。

あと、連帯保証の関係ですけれども、やはり町が資金の貸し付けを行う段階では、何とか連帯保証人をお一人という部分ではありますが、立てていただいての申し込みをしていただきたいというところで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第21号上富良野町青少年海外派遣人材育成事業資金貸付条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第22号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第22号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第22号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、その提案の要旨を説明させていただきます。

平成17年10月から富良野協会病院との病病連携によりまして、泌尿器科医師の派遣を受けて診療業務を行ってきたところでありますが、平成30年4月からの協会病院の医師体制が変更となりましたことから、同年5月より当町立病院への泌尿器科医師の派遣が中止となり、診療を休診としていたところであります。

この間、泌尿器科医師の確保に努めてきたところでありますが、今後の医師の確保が厳しい状況にあり、診療再開の見通しが立たないことから、診療科目から泌尿器科を廃止するため、当該条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第22号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例（昭和42年上富良野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号を1号ずつ繰り上げる。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で、議案第22号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。御審議賜りまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 条例の改正とあわせて現況はどうだったのかという点で、確認しておきたいと思いますが、昨年4月から体制が変更と、5月から派遣中止となったということでありましたが、実際、上富良野町で利用されているという方はどのぐらいいたのかという点。

もう一つは、派遣中止になる前、恐らく出張医等が協会病院等のある程度医療の医師の確保もできていたのかなというふうに考えられて、それである程度ちょっと余裕があった中で上富良野町に医師の派遣もできたというふうに考えておりますが、協会病院の泌尿器科の医師の体制ですね、現況はどのようになっているのか、その点ちょっと確認しておきたいというふうに考えております。

結構やはり、身近にあればすぐ診てもらえるということで、大変好評だった診療科目であったので、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいまの11番米沢議員の質問にお答えしたいと思います。

以前、休診前の上富良野町民の受診状況であります。延べにいたしまして約200名の方が受診されていらっしゃいました。その中で、その方々に支障がないような対応といたしまして、引き続き治療が必要な方については、協会病院に行ってくださいということで、この方が約50名程度いらっしゃいました。あと、症状が比較的安定してまして、うちの病院でも薬等の処方によって診療できるという方が約130名いらっしゃいました。そのような利用者の状況でございます。

あと、あわせまして、協会病院の現在の泌尿器科の医師体制でございますが、4名体制ということで、現在のうちに来ていただいた院長含めて4名体制ということで聞いております。ただ、院長については、院長業務がありますので診療の頻度は低いと聞いております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の

起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第22号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第23号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第23号富良野広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第23号富良野広域連合規約の変更について、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成31年度から5年間の計画である第3次富良野広域連合広域計画において、富良野広域連合構成市町村の協議により、広域連合の調査研究に関する事務のうち、国民健康保険に関すること及び介護保険事業に関することについて、今後、調査研究をしないこととなったことから、富良野広域連合規約中の関係条文を削除することについて協議をするため、本議案を呈するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第23号をごらんください。

議案第23号富良野広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、富良野広域連合規約の一部を次のとおり変更することの協議について、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

富良野広域連合規約の一部を変更する規約。

富良野広域連合規約（平成20年9月1日上地政第1789号指令）の一部を次のように変更する。

第4条第5号中イ及びウを削り、エをイとする。

第5条第5号中「次に掲げる」を削り、同号アからウまでを削る。

附則。

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上で、議案第23号富良野広域連合規約の変更についての説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第23号富良野広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第24号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第24号上富良野町財政調整基金の一部支消についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第24号上富良野町財政調整基金の一部支消について、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたびの平成31年度一般会計予算におきましては、町税において若干の伸びを見込んだものの、地方交付税や臨時財政対策債の減少などにより、一般財源総額の減少が見込まれる中で、ここ数年で行ってきた学校、公営住宅等の建設に係る償還の増加や社会保障費への対応など財政構造の硬直化が進む中においても、住みなれたこの町で安心して暮らせるよう、各支援施策や地域の活性化施策に要する費用を確保し、予算編成を行ったところであります。

このような中であって、平成31年度よりラベンダーハイツ事業特別会計に対し、経営安定化に資する繰り入れを行うこと、また、平成31年10月1日からの消費税引き上げに関し、物件費の歳出増及び地方消費税交付金の反映時期の差から生じる財源不足等に対し財政調整基金の一部を使用することで財源調整を図ったところであります。

このようなことから、上富良野町財政調整基金の支消に当たり、上富良野町財政基金条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第24号をごらんください。

議案第24号上富良野町財政調整基金の一部支消について。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金条例第6条第3号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、7,000万円。

2、使用目的、その他必要やむを得ない理由より生じた経費（喫緊な地域課題に向けた財政需要）の財源に充てるため。

3、使用年度、平成31年度。

以上で、議案第24号上富良野町財政調整基金の一部支消についての説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） お伺いいたします。

今後、財政需要が変化する中で、今、総務課長の答弁にありましたが、今後ますます維持管理費も膨らむという状況の中で、交付税等が見込めないという状況の中で、この支消をせざるを得ないという状況になってきているかというふうに思います。

確認したい点なのですが、従来でしたら、この支消分については同額、ほぼ決まりはなかったというふうに思いますが、積み増しをしてある程度の財源確保をしてきたというような経緯があるかというふうに思っております。決まりはなかったというふうに思いますが、そういう中で、一定財政の維持を図ってきた部分もあって、それが他の財源にも使えるというような仕組みをつくってきたかというふうに思いますが、今後そういう部分もあるというふうに、この間の財政を考えたならそういう実態もありますが、なかなか今後厳しい状況になるのではないかというふうに思いますが、この点、その考え方についてお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米沢議員からありました基金の支消の部分と、その計画的な積み立てという部分の考え方に対する御質問だというふうに思っております。

基金の部分につきましては、今御発言いただいたように、一定程度支消する分と、あるいはそのとき時々の財源を見ながら将来に向けて積み立てを行っているという中で、今やってきているところでございます。

特にここ数年来、何年かに一度、財政調整基金のほうにつきましても、特定の目的において、そのときにだけ財政調整基金は使うということで、私どももやっているところでございます。

この部分につきましては、これから決算を迎えまして、その財源を見ながらですが、基本は、今あるお金を使ってしまうのではなくて、将来的にまた変動予想ある中で、一定程度の積み立ての戻しはした

いなというふうには思っていますが、それはそのときのまた状況判断を見ながらということで、それに関しましては、また補正予算がございますので、そのときそのときで議会のほうに御説明をして、議決をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第24号上富良野町財政調整基金の一部支消については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第25号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成31年度一般会計予算編成に対する基本的な考え方につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりであります。

そのような中であって、緊急性や必要性の高いクリーンセンター設備改修を初め、老朽化している社会資本の整備に当たり、多額の財源を必要とするところから、その財源に充てるため、公共施設整備基金の一部を支消することで財源調整を図ったところがあります。

このようなことから、公共施設整備基金の支消に当たり、公共施設整備基金条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第25号をごらんください。

議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使

用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、8,920万円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、平成31年度。

以上で、議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消についての説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。再開を11時といたします。

午前10時24分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第26号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成31年度一般会計予算編成に対する基本的な考え方につきましては、さきに述べさせていただいたところがあります。

そのような中にありまして、これまで、ふるさと

応援モニター事業として町に寄せられた寄附について、その寄附者の意向に沿い、十勝岳と共生するまちづくり応援基金に積み立てたものについて、地域再生計画に基づく事業の財源として活用するよう財源調整を図ったところであります。

このようなことから、十勝岳と共生するまちづくり応援基金の支消に当たり、かみふらのふるさと応援寄附条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第26号をごらんください。

議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について。

十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部を次により使用するため、かみふらのふるさと応援寄附条例第10条第2号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、250万円。

2、使用目的、四季に応じたイベントの推進、十勝岳噴火災害の歴史を後世に伝える事業の推進のための財源に充てるため。

3、使用年度、平成31年度。

以上で、議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第29号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第29号上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第29号上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定変更の件につきまして、提案の要旨を御説明いたします。

上富良野町公共下水道事業は、現在、第2期長寿命化計画において建物の屋上防水及び供用開始から22年を迎える2系列の機械及び電気設備の更新とあわせて、日の出ポンプ場及び丘町ポンプ場の電気計装設備の改修更新を平成29年度及び30年度の2カ年で施工するもので、日本下水道事業団に設計積算及び施工管理業務を委託し技術的援助をいただいているもので、平成29年5月23日に協定の締結を結び、同年6月21日の議会で議決をいただいております。

このたび、日本下水道事業団より平成30年度予算の建築機械設備及び電気設備工事におきまして、設計内容の見直し及び候補検討に時間を要したとの報告があり、北海道と調整を行い、繰越手続の承認をいただいたことから、本議会において繰越設定を行い、あわせて完成期限の協定変更を行うものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第29号上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の変更について。

上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定（平成29年6月20日議決を経た議案第13号に係るもの）を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項。

完成の期限（変更前）平成31年3月29日。
（変更後）平成31年11月29日。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） これを見ますと、今の説明で8カ月ほど工期が延びるということですが、具体的に変更となった部分というのは、どの程度のものがどの程度になったのか、教えていただきたいのでお願いします。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■。

氏名、村岡昌仁。■■■■■■■■■■■生まれ。

以上でございます。

なお、3名の方の経歴等につきましては、既に別添、配付させていただいておりますので、御高覧を賜り、参考としていただければと思います。御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

本件は、先例により討論を省略し、直ちに議案ごとに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

最初に、議案第32号は、原案のとおり選任に同意する方の御起立を願います。

（同意者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第32号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり選任について同意することに決定いたしました。

次に、議案第33号は、原案のとおり選任に同意する方の御起立を願います。

（同意者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第33号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり選任について同意することに決定しました。

次に、議案第34号、原案のとおり選任に同意する方は御起立を願います。

（同意者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり選任について同意することに決定しました。

◎日程第15 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第15 発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ただいま上程いただきまし

た発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、趣旨説明を申し上げます。

本委員会の議会活性化の取り組みの一つとして、条例、規則、先例等の見直しを昨年8月から行い、本条例については標準町村議会委員会条例を参考にして制定しており、今回の改正は、標準条例が一部改正されたことに伴う改正と、委員選任の条文についての改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により、提出いたします。

平成31年3月5日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員、岡本康裕、同、荒生博一。

上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会委員会条例（昭和62年上富良野町条例第8号）の一部を次のとおり改正する。

目次を次のように改める。

目次。

第1章、通則（第1条～第12条）。

第2章、会議及び規律（第13条～第20条）。

第3章、公聴会（第21条～第26条）。

第4章、参考人（第27条）。

第5章、記録（第28条）。

第6章、補則（第29条）。

附則。

第7条第2項を次のように改める。

2、常任委員及び議会運営委員は、会期の初めに議会において選任する。

第7条第3項中「議長が会議に諮って指名し」を「議長において選任し」に改め、同項ただし書きを削り、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4、常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第12条第2項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改め、同項の次にただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可すること

ができる。

第17条の見出し中「取扱い」を読み仮名のいをとる漢字2文字の「取扱」に改める。

「第3章 公聴会及び参考人」を「第3章 公聴会」に改める。

第5章を第6章とし、第4章を第5章とし、第26条の次に次の章名を付する。

第4章、参考人。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第16 発議案第2号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ただいま上程いただきました発議案第2号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、趣旨説明を申し上げます。

本規則は、標準町村議会会議規則を参考にして制定しており、今回の改正は、標準規則が一部改正されたことに伴う改正と、議場での携帯電話の取り扱い条文について、現状の利用形態に即した内容に改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

発議案第2号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成31年3月5日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員、岡本康裕、同、荒生博一。

上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則。

上富良野町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

第92条第1項を次のように改める。

議長は、第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項の規定にかかわらず、請願書の写しの配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第103条第2項を次のように改める。

2、携帯電話は、マナーモード（消音）又は電源を切らなければならない。

第123条第3項中「第120条」の次に「（公述人の発言）」を「第121条」の次に「（議員と公述人の質疑）」を、「第122条」の次に「（代理人又は文書による意見の陳述）」を加える。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、発議案第2号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第17 発議案第3号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） ただいま上程されました発

議案第3号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）を、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第3号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月5日提出。

提出者、上富良野町議会議員、岡本康裕。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

平成31年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和29年上富良野町税条例第10号）の一部を改正すること。

以上、御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第18 発議案第4号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ただいま上程されました発議案第4号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第4号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月5日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、岡本康裕。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

平成31年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町税条例第7号）の一部を改正すること。

以上、御審議いただきまして、御議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、発議案第4号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 閉会中の継続調査 申し出について

○議長（西村昭教君） 日程第19 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎退職者挨拶

○議長（西村昭教君） ここで、今年3月31日をもって定年退職されます管理職の方から御挨拶をいただきたいと思えます。

保健福祉課子どもセンター施設長の山田和恵さん、お願いします。

○子どもセンター施設長（山田和恵君） 本日は大変お疲れのところ、このような機会を設けていただきまして本当にありがとうございます。

私は、昭和54年に保育所の保育士として西保育所に配属となりました。昭和55年の1月に正規の職員となりまして、中央保育所、西保育所、あと当時ありました東中保育所、そちらのほうをいろいろ回らせていただきまして勤めさせていただきました。

平成16年に子育て支援センターを立ち上げるということで、新規事業ということでそちらの担当となりました。そのころ、新規事業ということでどのようにやっていったらいいのかということを経験していろいろ悩みまして、当時、私のほかには臨時職員2名ということでスタッフ3名で行っていましたが、本当に手探り状態で、保育所の保育とは全く違って、在宅で子育てしている方たちの支援ということで、毎日毎日スタッフ3人でどんなふうに行ったらいいのだろうということで子育て支援のことを勉強し直した、また見直したというのをすごく懐かしく覚えています。

平成17年に子どもセンターが子育て支援の拠点施設として整備されまして、そこで発達支援センターの事業とともに子育て支援センターの事業を行ってまいりました。

平成17年のころ、子どもセンターを開いたときにはすごく上富良野町は利用者さんが多くて、本当に上富良野町にこんなに子どもさんが、それまでは保育所の保育士として勤めていたものですから、保育所に通っているお子さん以外に在宅で子育てをしている人たちがこんなにたくさんいるのかと思うぐらいたくさんの人たちに参加していただいていた。

毎日、親子で30名とか40名の方たちに利用していただき、平成18年ごろだったと思うのですが、一度94名の参加者があったということもありまして、ゼロ歳と1歳のクラスだったのですが、ゼロ歳なので和室の部屋だったのですが、寝かせている状態で、もうスタッフが歩いていく場所がないぐらいの本当にすごい参加で、在宅で子育てしている方たちの需要がすごく多いのと、子育て支援で求められることがとっても多いのだな

ということを経験して痛感した1日となりました。

子育て支援センターでとても感謝したことがあります。上富良野町は自衛隊の町なので、転出入がすごく多いのですが、上富良野町の子育て支援センターを利用されている方も本当に出入りが多くて、あるとき、道外から転入されましたという方が見えまして、その方がおっしゃるには、「上富良野町は子育て支援にとっても手厚くて、本当に子育てがしやすい町だと。そして、子育て支援センターに行くとき、そういう親子で参加する場所があって、たくさんの方が利用されているから、ぜひそこに行くと安心して子育てしてください」というふうに言われてきましたというふうな聞いたのですよね。

それで、「どこでそのようなことをお聞きになりましたか」と聞くと、上富良野町で子育て支援のほうを利用されていた方が道外に転出されて、自衛官の方だったのですが、同じ官舎で出合っただけで、そこでその方が上富良野町に異動になるといったときに、「上富良野町は、本当にとてもいい町だから、安心して子育てできるよ、心配ないよ」と言われてきたということで、私も道外に出られた方がそういうふうに伝えていただけたということを実際に嬉しく、本当に感謝したのを覚えております。

本当に、長い間、子育て支援の現場で働かせていただいたことにすごく感謝しております。保育所での保育、また子育て支援センターでの子育て支援、また平成27年からは子どもセンターの施設長として4年間、発達支援センター業務、また相談支援センター業務、あと子育て支援センター業務ということで、子どもセンターに通われる子どもさんたちの笑い声の中、本当にかわいい子どもさんたちの笑顔を見ることができ、今まで勤めさせていただいたことにすごく感謝しております。それが私の本当に宝となっております。今まで勤めさせていただいても感謝しております。

これからも上富良野町にお世話になりますので、これからの上富良野町のますますの住みよい町となりますように、また議員の皆様方にも、ますます御活躍されて御健勝を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

○議長（西村昭教君） 大変長い間、御苦労さまでございました。

◎町長挨拶

○議長（西村昭教君） 次に、本年最初の定例会のため、町長から御挨拶がございます。

向山富夫君。

○町長（向山富夫君） 議長のお許しをいただきまして、第1回定例議会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会におきましては、3月5日に開会いたしまして本日まで非常に長時間にわたります長丁場の議会、大変熱心な御審議、あるいは御意見等多々賜りながら、おかげさまで私ども予定させていただきました全ての案件につきまして皆様から御意見いただきましたことを、まず心からお礼を申し上げたいと思います。

この間の審議を通じまして、さまざまな御意見を賜りました。とりわけ、この4月から新しい年度が始まりますが、時同じくして、第6次上富良野町総合計画もスタートいたします。加えて、さまざまな個別計画も同時にスタートするという、非常にことは、新年度に向けましては大きな上富良野町の節目となる年だというふうに認識をしているところでございます。

そういう中で、町民の皆さん方にこれからも安心して住み続けていただけるような元気の出る町、活力が生まれる町、さらには安心して暮らしていただけるような福祉の充実、教育の充実と、さまざまな課題があること、山積していることをしっかりと認識させていただいたところでございます。

今後も議員各位から御指導、御意見等賜りながらまちづくりを進めてまいりたいと思いますが、一方では、ますますこの町の自治体経営が大変厳しくなってくることは予想されますことから、そういった財政運営にもしっかりと意を用いながら、本当に上富良野町がますます発展する責任を感じながら、行政運営を進めてまいりたいと思います。

とりわけ、今回の議会におきましては、ラベンダーハイツ等が皆さん方の御期待に添えなかった、新しい展開をせざるを得なかったということを御理解いただきましたことに最後にお礼を申し上げまして、皆さん方の御協力に対しまして感謝申し上げます。大変長時間ありがとうございました。

◎議 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） それでは、私のほうからも一言、御挨拶申し上げます。（演壇に移動）

まず、2月の末から各委員会を開きながら、この3月の定例会に向けて本会議、それから予算特別委員会と、非常に長丁場で大変お疲れさまでございました。また、あわせて大変御苦労さまでございました。

あしたは、北海道知事選の告示日であります。それぞれ支持者が2人ぶつかり合って北海道の将来を

担う人を決めるスタートの日であります。あわせて、道議会議員の選挙もあります。皆さん御存じのとおり、選挙区の半分以上が無投票だろうと言われている状況であります。

そういう中で、それが終了してから地方統一選挙が始まるわけでありすけれども、富良野盆地のほうでも選挙になる町村とならない町村というものもあるようではありますが、上川管内は19町村で、15町村が町議会議員の選挙があります。もう既に終わった町もありますが、この統一選挙で選挙が行われる。

北海道道内では144町村のうち、約100近い町村が統一選挙で選挙があるということですが、皆さん御存じのとおり、今、町議会が抱える問題の一つに、議員のなり手不足というのがあります。これがこの統一選挙の中でどうあらわれてくるのか。また結果によっては、議会のあり方を厳しく問われる選挙になるのかなと思っているところであります。

何はともあれ、議会の基本的なスタンスというのは、町民の代表機関として町民の意思をしっかりと行政に反映をしていくということが一つの大きな役割であります。

また、よく言われるとおり、車の両輪としての一翼を担っていると。これをつないでいるのは、そこに軸があるからでありまして、これが片っ方が太くても、また片方が細くてもだめなわけでありすし、この軸がなかったら一緒に前へは進まないということでありすから、これはどういうことかと申し上げますと、でき上がるまでは一生懸命に理事者も議会も膝をつき合わせて、いいものをつくり上げていく意見を戦わすことが私は必要なのだろうと思っております。決まれば、役割分担が始まって、しっかりとその責務をまた果たしていくと。これがうまく機能して初めていいまちづくりが私はできるのだろうと思っておりますので、これからそういうことが議会のあり方、あるいは議員のあり方として問われてくると、これがうまく進んでいけば、議員のなり手不足というのは私は解消されるのかなと思っております。

そういう意味では、本当に我々一人一人の行動が、あるいは動きが非常にまた大事なかなと思っておりますけれども、そういう意味では、また皆さん方、上富良野町も8月の統一選挙ではありませんけれども控えておりますので、それぞれまた今までの4年間を思い起こしながら、また議会活動に御専念をいただきたいと思っております。

非常に長丁場にこの定例会に当たりまして、本当にありがとうございました。改めて御苦労さまでご

ございました。

私のほうから、これで挨拶を終わります。ありがとうございました。（議長席に移動）

1年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これをもちまして、平成3

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成31年3月20日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 北 條 隆 男

署名議員 竹 山 正 一